

沖ノ島研究

第三号

平成二十九年三月

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

序 文

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、宗像大社沖津宮（沖ノ島）、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群から構成されます。「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議は、遺産群の世界遺産登録に向けたさまざまな取り組みを行っています。平成二十八年一月、ユネスコへ推薦されることが決定しました。平成二十九年度の世界遺産登録を目指し、これまでも増して遺産群の持つ価値を発信していかなければなりません。

また、遺産群を確実に保護していくためには、登録後の学術的な調査・研究の継続は不可欠です。そのため、本推進会議では、世界遺産登録活動に際して多角的な視点から行われてきた調査・研究成果をまとめた『沖ノ島研究』を平成二十六年度から刊行しています。さらに、世界遺産としての価値を究明し、遺産群の公開・活用に役立たせるため、平成二十八年度から宗像大社所蔵資料の網羅的な調査・研究を開始、その成果は逐次『沖ノ島研究』によって公開していきます。

『沖ノ島研究』が、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の研究の進展と、より多くの方にその価値をご理解いただく一助となれば幸いです。

平成二十九年三月三十一日

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議会長

小川 洋

目次

大高 広和 (福岡県世界遺産登録推進室 主任技師)	
古代宗像郡郷名駅名考証 (三)	1
岡 崇 (宗像市世界遺産登録推進室 主任技師)	
沖ノ島の中世土師器小皿について	13
河窪 奈津子 (宗像大社神宝館学芸員)	
宗像大社所蔵「川添昭二先生寄贈資料」の紹介	18
野木 雄大 (福岡県世界遺産登録推進室 主任技師)	
宗像大宮司家と南朝年号	35
野木 雄大 (福岡県世界遺産登録推進室 主任技師)	
宗像大社所蔵資料 平成二十八年度調査概報	48
松本 将一郎 (福岡県世界遺産登録推進室 主任技師)	
宗像大社沖津宮社殿の特質	62
岡寺 未幾 (福岡県世界遺産登録推進室 技術主査)	
第8回世界考古学会議セッション「宗教遺産に関するグローバルな視座」 世界的脈絡における沖ノ島および宗教の融合」について	123/03
岡寺 未幾・仲谷 隆造 (福岡県世界遺産登録推進室 技術主査・同事務主査)	
第7回東アジア考古学会 (SEAAT) における「神宿る島」 宗像・沖ノ島と関連遺産群の紹介	125/01

古代宗像郡郷名駅名考証(三)

大高 広和

はじめに

前々号・前号では、『和名類聚抄』郷里部(以下、和名抄と称す)にみえる古代の宗像郡の郷名および駅名に対してささやかな考証を行った。すなわち、「小荒・大荒」両郷は「小嶋」郷および「大嶋」郷の誤りであり(前々号)、「津丸」郷は「津丸」郷で、『延喜式』(卷二十八、兵部省、諸国駅伝馬条。以下延喜式と称す)や高山寺本『和名類聚抄』の駅名一覧(以下高本和名抄と称す)に載る駅名も「津丸」駅である(前号)と考えた。特に津丸郷・津丸駅は現在の福津市津丸を遺称地とし、古代官道や駅家の想定地の問題と関連するものであるが、前号では『万葉集』にみえる名児山と古代官道との関係について触れることができなかった。本号においては、宗像郡内とされる名児山の比定地について、従来の説に対する疑問と新たな説を示し、あわせて古代宗像郡に含まれた地理的範囲について整理したい。

和名抄が宗像郡として挙げる郷名を左に再々掲しておく(傍線を付したものは、今に至るまで地名として残っている)。

秋(安支) 山田(也万多) 怡土(伊度)

荒自(安良之・阿良之) 野坂(乃佐加) 荒木(安良木)
海部(阿末・安万) 席内(无之呂宇治・牟之路宇知)
深田(布加多) 蓑生(美乃布) 辛家 小荒(島力) 大荒(島力) 津丸

一. 名児山と古代宗像郡の範囲

(一) 問題の所在

『万葉集』卷六(九六三番)には、天平二年(七三〇)十一月に大宰帥大伴旅人の妹である大伴坂上郎女が大宰府から京に「上道」して帰る際、「筑前国宗形郡」の「名児山」という名の山を越える時に詠んだ歌が載せられている。

大汝 少彦名の神こそは 名付けそめけめ 名のみを 名児山と負ひて 我が恋の 千重の一重も 慰めなくに

近世以来、この「名児山」は宗像大社辺津宮(宗像市田島)の西、津屋崎側(福津市勝浦)との間にある山を指すものとされ、勝浦からこの山を越え、田島から垂水峠を経て芦屋方面に抜ける道が古代官道(駅路)のルートとされてきた。現在も辺津宮の西には名児山と呼ばれる山があり、勝浦

(桂) 区内に同名の小字も残っている⁽¹⁾。

『筑前国統風土記』(以下『統風土記』と称す)「名児山^{なごやま}」は、「田島の西の山也。勝浦の方より田島へこす嶺なり。田島の方の東のふもとを名児浦と云。むかしは勝浦潟より名児山をこえ、田島より垂水越をして、内浦を通り、蘆屋へ行し也。是むかしの上方へゆく大道也。」とし、『万葉集』の歌を引く。以降の地誌も概ね同様で、いずれもかつての交通路の存在を述べている⁽²⁾。

しかし、古代官道のルートについては現在の研究状況ではより陸地側を通るルートを想定すべきであり⁽³⁾、沿岸ルートの根拠の一つであった「津日」駅とその遺称地の問題については、そもそも駅名を「津丸」駅とすべきことを前号で論じた。なお、この沿岸ルート、特に名児山越えの道においては切通しなどの古代官道としての痕跡は特に確認されていない⁽⁴⁾。

大伴坂上郎女が沿岸部に存在した駅路とは異なる道を通って帰京したと考えることはなお可能であるが⁽⁵⁾、そもそもなぜそのような経路をとる必要があるのだろうか。当時は津屋崎側にも田島側にも大きな入海が広がっていたとみられ⁽⁶⁾、特に辺津宮は『日本書紀』に「海浜^{うみ}」と記されたように、海(入海)に面していたらしい。辺津宮への参拝のため津屋崎の入海で船を降り名児山を越えたとする解釈もあるが⁽⁸⁾、同じように船で辺津宮の間近まで至ることが可能であったはずで、わざわざ手前で船を降り山を越える必要はない。また歌に宗像の神や神社が登場する訳でもなく、辺津宮に立ち寄ったという根拠は名児山の存在のみである。

大伴坂上郎女の帰京時の交通手段については、続く九六四番歌に「坂上

郎女の京に向ふ海路に浜の貝を見て作る歌一首」があり、陸路と海路を併用したことが知られる。次の九六五・九六六番歌の題詞および左註からは、大伴旅人が翌十二月に水城を出発して「向京上道」したことが分かり、また卷三の四四六・四五〇番歌から、赴任の際と同様のルートで瀬戸内海を海路によって帰京したことが窺われる⁽⁹⁾。ただし、卷十七の三八九〇(三八九九番歌の題詞⁽¹⁰⁾によれば、この時に旅人の倭從(従者)が「別取⁽¹¹⁾海路」入京」したとある。特に三八九一番歌に「荒津」(現在の福岡市中央区荒戸付近)がみえることから、彼らは博多湾から海路をとったようであり、旅人はこれとは別の行程、すなわち大宰府から豊前辺りまでは陸路を利用し、その後瀬戸内海を海路によったものと解さなければならぬ⁽¹²⁾。そして名児山の歌から一部陸路を取ったことが明らかな坂上郎女も、これと同様の行程をとったとみるべきではなからうか⁽¹²⁾。その陸路が西海道大宰府道であると言えるか否かが、名児山の位置の問題にかかってくるのである。

(二) もう一つの「なごやま」

九六三番歌の題詞にある通り、名児山は宗像郡に所在する。したがって、官道沿いに他に名児山に比定できる山があるか、古代宗像郡の範囲において探る必要がある。詳細は次項に譲るが、古代の宗像郡は宗像・福津両市域のみならず、より南の古賀市域(旧糟屋郡古賀町)までを含んでいたことが分かっている⁽¹³⁾。このような観点から少し探索範囲を広げてみると、歴史上「なごやま」と呼ばれた山をもう一つ指摘することができる。

それは現在糟屋郡新宮町に属する三本松山で、新宮町・久山町および福岡市東区（いずれも旧糟屋郡域）にまたがる立花山（標高三五七メートル）東麓にある小さな独立峰（標高一四八メートル）である。『糟屋郡志¹⁴』（総説、地勢気候、山岳）によれば、

三本松山（海拔一五〇米）立花山の東南にあり、一名を名子山と云、山麓竹原より絶頂へ八町草立險阻なり。

とあり、「なごやま」の別名をもつことが知られる。また、立花山山頂から下りてくる新宮町と久山町との境界線は、三本松山の南を東西に通っているが、この境界に近接して「名子山」の小字が久山町大字山田に残っている¹⁵（図一）。

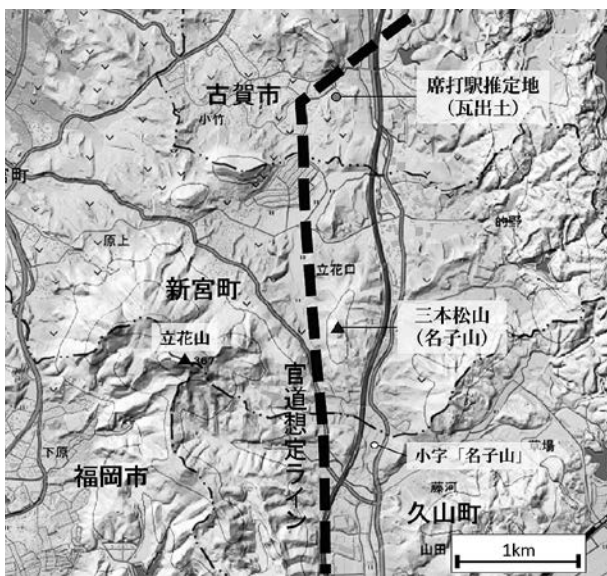
そしてこの「名子山」は、戦国期まで遡るものである。宗像大社に伝わる天正六年（一五七八）の「宗像第一宮御宝殿置札」は、現在の辺津宮本殿（当時は辺津宮の第一宮本殿）の造営（再建）を巡る諸事情を記した史料である¹⁶が、永禄十二年（一五六九）の毛利勢との立花山城の攻防戦の際、大友勢が「名子山」に陣を張ったとの記述がある。この「名子山」は宗像の田島・勝浦間の山とは考えられず、三本松山のこととみるべきである¹⁷。

右のように三本松山は確かに「なごやま」の名をもつ山であったことが知られるが、一方で史料に頻出する有名な山であったとも言い難いようである。しかし、その立地を見れば坂上郎女によって名児山の歌が詠まれた理由は概ね理解できるだろう。

まず、三本松山の東側では九州自動車道と県道三五号筑紫野古賀線とが

並走しているが、古代官道はその反対の西側、立花山との間の浅い谷の丘陵地帯を南北に通っていたと想定されている¹⁸。そして後述するように、古代の席打駅想定地は山の約二キロメートルほど北に位置する（図一）。陸路西海道を通って帰京した坂上郎女が目にする山としては、格好の位置と言える。

また、三本松山の南に走る新宮町と久山町との境界線がいつまで遡るものかは未詳だが、立花山一帯の丘陵部は、この地域の大きな地形的区切りとなっている。近世に糟屋郡を「黒田」長政公入国の後、大郡なればとて、表裏にわかれて、伊野・香椎の山の南を表糟屋とし、北を裏糟屋と称す¹⁹としたことは注目される。大宰府から立花丘陵部までが大宰府官



図一 三本松山周辺(カシミール3Dにより作成)

人にとつての日常生活圏で、立花丘陵部は地理的にも心理的にも大きな障壁であったとの指摘もある²⁰。三本松山もこの丘陵部の一角を成すものと言えよう。席打駅が宗像郡に属することからすれば、三本松山は古代においては宗像郡内、少なくとも宗像郡と糟屋郡との境界領域に位置する山であったと考えられる。



図二 現在の三本松山（南東より）

このように考えると、大宰府を發った大伴坂上郎女は糟屋郡の官道を北上し、左手に立花山、正面やや右手に「名児山」を望みながら宗像郡に入ってきたことになり、「名児山」はまさに宗像郡への入り口を示す山であったと考えられる。そして右手に「名児山」を仰ぎ見つつ、立花山東麓の山間地帯をほぼ抜けたところで席打駅へと至るのである。

なお、三本松山は大きさは小ぶりながら、古代人が神を意識したとされる笠状の円錐形（カンナビ型）の形状を呈している（図二）。これは特に南北から山に向かう際に顕著であり、歌が詠まれたことやその内容と関係があるのかもしれない。

以上から、『万葉集』

卷六、九六三番歌の「名児山」は、内陸部を通る駅路に隣接し、宗像郡の南端に位置した三本松山に比定すべきと考える。糟屋郡を出て心理的にも大宰府から遠く離れ、左右を山に挟まれた空間を往くことなどからくる寂寥感から、坂上郎女の心に

「慰めて欲しい」という気持ちが生まれたと想像したい。名児山を田島・勝浦間の山とみるよりも、状況としては遙かに理解しやすいと思われる。

なお、「宗像第一宮御宝殿置札」の記述からは、宗像側の人間が立花山付近の「名子山」の存在を認知していたことが判明する。一方で、史料の残存事情によるのかもしれないが、田島・勝浦間の「名児山」の初見は十八世紀初めの『続風土記』まで下る。「名子山」が元々宗像郡であったという認識がいつまで存在したのかは分らないが、むしろ、そうした認識が失われた後に、『万葉集』の歌を元にして辺津宮近くの山に「名児山」の名が充てられた可能性も想定できるのではないだろうか⁽²¹⁾。

（三）古代宗像郡の範囲

右のように「名児山」を三本松山に比定することと関連して、古代宗像郡の範囲について論じたい。三本松山は席打駅からは南に二キロメートルと近接し、また周辺の地形等に鑑みて、宗像郡（席内郷⁽²²⁾）の領域内だったとみなして問題ない。

先述の通り、古代の宗像郡の領域は、宗像・福津両市域のみならず、より南の古賀市域まで広がっていた。さらに三本松山も宗像郡であったとすれば、新宮町域の一部まで含むこととなる。宗像郡が現在の宗像・福津両市域に確定するのは、中世の莊園公領制や小領主の登場などによって糟屋郡などとされる範囲が拡大し、さらには宗像大宮司家も断絶した近世になってからである。

福津市の南隣にある古賀市域には、和名抄の席内郷の遺称地である大字

筵内が存在し、さらには延喜式および高本和名抄にみえる席打駅が、大字青柳の奈良時代の古瓦が出土した地に比定されている⁽²³⁾。席打駅想定地の位置は、前後の駅との間隔からも蓋然性が高いものであり、青柳は近世の宿場町でもある。こうしたことから、席内郷の（人々が住んだ）範囲は、現在の大字筵内を超えた広がりをもつものと考えられる⁽²⁴⁾。

永久元年（一一一三）の銘をもつ古賀市鹿部山出土の経筒には「筑前国席内院父々夫峯」とあり⁽²⁵⁾、当時鹿部山が席内院に属したことが知られる。席内院は観応三年（一二三二）の安楽寺領注進状⁽²⁶⁾に天満宮領として「席内院重久名」がみえ⁽²⁷⁾、郡名は記さないながらも、宗像郡もしくは宗像神社から切り離されていく様子が窺われる⁽²⁸⁾。しかし、この経筒の存在は、席内院の設定以前には鹿部山周辺の地（およびその民）が宗像郡席内郷に属していたことを示すとみるべきであろう⁽²⁹⁾。なお、鹿部山付近の花鶴川河口部もかつては入海となっていたと考えられ、鹿部山の西には六世紀代的大型倉庫跡がみつかった鹿部田遺跡が存在する⁽³⁰⁾。

さらに宗像大社文書の寛喜三年（一二三二）四月五日官宣旨⁽³¹⁾によると、古来より「蘆屋津」から「新宮浜」までの海岸への寄物（遭難船の積荷やそれらからの漂着物）は宗像社の末社七十余の修理に用いることとなっていた⁽³²⁾。これも古代の宗像郡や中世の宗像大宮司家の勢力範囲を考える上で参考にできよう。地形から考えれば、その海岸は東は遠賀郡芦屋町の遠賀川河口付近から、西は現在糟屋郡新宮町の磯崎鼻辺りまでと考えられ、数十キロメートルにわたる広大なものである。遠賀郡では、位置は未詳ながら和名抄に宗像郷の存在が記されている。一方、新宮浜は先述の鹿部山

の西方に当たり、磯崎鼻のすぐ南に福岡市との境がある。「名児山」に比定した三本松山が現在は新宮町に属することも考慮すると、概ね新宮町域までを古代宗像郡の範囲とみてよいのではないだろうか。

こうした空間認識は近年の考古学的知見とも接続する。小嶋篤氏によれば、「宗像郡」、遠賀郡西部、鞍手郡西部、「糟屋郡北部」には宗像氏を中心とする同一の墓制をもつ集団が居住していたという⁽³³⁾。氏の言う「宗像郡」は宗像市・福津市の狭義の宗像郡で、「糟屋郡北部」とはほぼ古賀市および新宮町にあたる。

小嶋氏はさらに、狭義の宗像郡以外で宗像型の石室が集中するのは遠賀郡の汐入川流域と「糟屋郡」の花鶴川流域、鞍手郡の靡山南麓であると述べている。汐入川は現在の遠賀郡岡垣町を流れ、宗像郡とは山を隔てて隣接する位置にある。川の名の通りかつて入海が存在したと想定される⁽³⁴⁾。一方、花鶴川流域とは先にみたように鹿部山の周辺である。小嶋氏も指摘するように、港湾として機能した入海地形が宗像氏の活動領域に含まれていたことが分かる。

また、鞍手郡の靡山は宮若市（旧鞍手郡宮田町）上有木に位置する山だが、その北西の尾根には宗像市との境界が走り、この辺りは起伏の乏しい峠を挟んで宗像市域と繋がっている。何より興味深いのは、宮若市上有木および下有木は、和名抄の宗像郡荒木郷の有力な比定地の一つだということである⁽³⁵⁾。この地は中世の宗像社領でもあったようで⁽³⁶⁾、これらは一連の事象として理解できる可能性がある。

このように、小嶋氏が指摘する宗像氏の濃い領域に対しては、時

代の下るものも含めれば何かしらの対応する文献的徴証を挙げることできる。これは律令制的な領域編成以前、すなわち郡（評）成立以前の宗像氏の勢力範囲がその後も何らかの形で生きていることを示していると考えられる。裏を返せば、宗像郡の範囲は古墳時代の宗像氏の勢力範囲を反映しているということであり、遠賀郡内のそれが宗像郡に含まれなかったのは、恐らく山を隔てているという地形の関係であろう。一方、現在の福津市と古賀市、もしくは古賀市と新宮町との間には大きな地形的区切りはなく、海岸では磯崎鼻、内陸部では立花丘陵部、すなわち現在の新宮町と福岡市および久山町との境にほぼ重なるラインまでが古代宗像郡の範囲となったとみなされる。

このように考えてくると、現在は新宮町に属している相島も、宗像氏の領域、もしくは古代宗像郡に含まれた蓋然性が高い。相島には四世紀後半から七世紀前半にかけての積石塚群が島の北西部（津屋崎側）に築かれており、宗像氏との関連が想定されていたが⁽³⁷⁾、近年科学分析によって、相島産のオパサイト玄武岩が宗像氏の首長墓群である福津市津屋崎古墳群に石材として持ち込まれていたことが判明した⁽³⁸⁾。古賀市域の古墳と相島との関係性も指摘されていたが⁽³⁹⁾、これも糟屋地域ではなく宗像地域との関係と捉えるべき問題であることについては最早繰り返さない。

以上のように、現在の宗像市・福津市に加え古賀市と新宮町までを含む範囲をほぼ古代宗像郡と考えたい。さらには宮若市の一部（上有木周辺）もこれに含まれた可能性がある。近世に入り糟屋郡が便宜上表と裏とに分けられたことからすると、現在の古賀市・新宮町を含む糟屋郡はやはり一

つの郡としては支配の上で都合のよいサイズではなかったのだろう。そしてその地域の地形的区切りとなるのは、元々宗像郡との境であった、三本松山も含む立花山一帯の山や丘であった。

翻ってみると、古代宗像郡は和名抄によれば筑前国で最も多い十四郷を擁していたが、対する糟屋郡は九郷⁽⁴⁰⁾で、これはやはり宗像郡、特にその郡領氏族となった宗像氏の繁栄と、それに対する国家からの配慮を示していると考えられる。八世紀において、全国に八つしかない神郡とされた宗像郡では宗像氏の三等以上の親族による郡司四等官の連任が特別に許された⁽⁴¹⁾。そのトップである大領は宗像神社のトップである神主を代々兼任することになっており、出雲国造と宗像神主だけが特別な扱いを許されていたという事例もあった⁽⁴²⁾。やはり宗像神をまつる宗像氏の支配地域がそのまま宗像郡（評）として設定され、宗像氏は地方豪族として相対的に強い支配力をもっていた⁽⁴³⁾と考えるべきだろう。

中世以降、席内郷など元々宗像郡であったとみられる範囲が糟屋郡などの郡に関連づけられたこと⁽⁴⁴⁾は、宗像氏（大宮司家）によって支配される領域が宗像郡であるという認識の存在を逆説的に示すのだろう。しかしながら、近年では近世以降の宗像郡が宗像地域であるというイメージが一般のみならず研究者間にも浸透してしまい、鹿部山に隣接する鹿部田測遺跡や、隣接する馬具埋納坑の発見で注目を浴びる古賀市谷山の船原古墳⁽⁴⁵⁾など、古賀市域の重要遺跡について宗像地域や宗像氏との関係が十分に顧みられていない現状があるように思う。古代史料に依る限りそれらの遺跡の地は宗像郡に属しており、古墳時代の遺跡を古代糟屋郡（近世の

表糟屋郡」と関連づける謂れはない。宗像氏とヤマト王権との深い関係性を考慮すると、糟屋屯倉が献上された⁽⁴⁶⁾という六世紀以降は特に、糟屋地域と宗像地域とをあまり対立的に捉える必要もないのだろうが、いずれにせよ、関連性の評価はあくまで考古学的手法によってなされるべきで、今後の展開に期待したい。

おわりに

本稿では、宗像郡に属する席内郷の範囲、席打駅の位置を前提に、『万葉集』にみえる名児山の比定地を現糟屋郡新宮町の三本松山と考え、古賀市域のみならず新宮町域までが古代宗像郡の範囲に含まれると推定した。三号にわたった考証の成果を踏まえて、関係する地名・遺跡等を図三に示した。これをもってまとめに代えたい。

なおも郷の位置の比定が難しいものに、秋・怡土・海部・辛家の四郷がある。図三をみると、高い農業生産力をもっていたと考えられる釣川中流域にいくつかの郷が比定されそうである⁽⁴⁷⁾。また、古賀市域・新宮町域に席内以外の郷の編成が及んでいた可能性もあるだろう。このうち海部郷は、神湊や鐘崎に比定する説が有力であるが、それらも含めて沿岸部の海人を広く編成した郷とも考えられ、その場合は相島なども含まれる可能性が出てくる。大島・小島郷との関係も含め、今後の課題としたい。

古代宗像郡の郷名駅名に関する考証・考察は、本稿をもつていったん区切りとしたい。勿論、依然として古代宗像郡に関して未解明の点は少な

くない。沖ノ島や宗像大社と直接は結びつかないようにも思える、それを支えた地域や人々に関する研究が沖ノ島や宗像大社への理解を深めることになる信じ、今後も探求を続けたい。



図三 古代宗像郡の地形と範囲

※カシミール3Dにより作成（スーパー地形セットおよび国土地理院地図の混合。標高は2倍に強調した表現）

(1) 『福岡県史資料』第六輯(一九二六年)所収明治十五年字小名調(糟屋郡・宗像郡)。「ナチゴヤマ」の仮名が振られている。なお、勝浦の東の山塊の最高点(標高一六五メートル)は桂岳で、その一つ南の標高一五六メートルの高まりが名児山である。

(2) 『筑前名所図会』は『続風土記』とほぼ同内容である。『筑陽記』も田島村に「名児山」の項を立て「名所也。当邑坤ノ方也。有自村ヨリ越道也。昔ハ上方往還筋ト也。」として歌を引く。『筑前国続風土記附録』では、田島村に「名古山」の項があり、「むかし田島村より勝浦潟にこゆる所をいふ。今ハその北、ヲ、サカといふ処を通れり。」としている。そして『筑前国続風土記拾遺』は「奴山村」の項に「此村の北東の山を越て片脇の城山の谷を通りて田島へゆく道あり。今ハ廃せり。是を名護山越といふ。いにしへの官道なり。万葉集に坂上郎女の歌あるは此所なり。当時田島へ越行所ハ勝浦村の境内にさかひていにしへの名児山越にはあらず」とある。

(3) 木下良「律令制下における宗像郡と交通」(『宗像市史』通史編第二巻、古代・中世・近世、一九九九年)。

(4) この峠を越える道は地元では「万葉古道」とも称され、筑紫豊『九州万葉散歩』(角川書店、一九六二年)や犬養孝『万葉の道』(下、平凡社、二〇〇四年改訂新版、初版一九六四年)でも取り上げられているが、明確に古道のルートが明らかになっているわけではない。

(5) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」はこのように解している。本稿も、それが古代に遡るかは別問題であるが、近世の地誌に記されたような古

道が存在したことを否定するものではない。木下が指摘するように、『平家物語』巻八の記述から、宗像から垂水峠を越えて内浦(遠賀郡岡垣町)に至る古い交通路の存在は窺われる。

(6) 津屋崎側の入海は近世に干拓され農地となった(『津屋崎町史』通史編、一九九九年)。田島側の入海は古代・中世以降の堆積と開発によって現在の釣川となつたとみられる。

(7) 『日本書紀』卷一神代上、第六段一書第二。

(8) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。亀井輝一郎「律令時代の宗像」(『津屋崎町史』通史編、第四編第二章、一九九九年)。亀井氏は参拝のためか海の難所である鐘崎を避けるためかのどちらかとしている。

(9) 往路において妻とともに見た光景について詠んでおり、鞆の浦(広島県福山市)や敏馬の崎(兵庫県神戸市)の地名が現れている。「上道」は全て陸路によるものという見解もあるが(林田正男「旅人の帰京行程」『万葉集筑紫歌群の研究』桜楓社、一九八二年、初出一九七六年)、官道との位置関係から成立しがたいと考える。

(10) 日時については「天平二年庚午冬十一月大宰帥大伴卿被_レ任_二大納言_一」(兼_レ帥如_レ旧)「上京之時」と記されており、実際に歌が詠まれたのは旅人が大宰府を出発した十二月のこととみてよいだろう。

(11) 旅人の帰京行程については、土屋文明『旅人と憶良』(創元社、一九四二年)、宮本喜一郎「大伴旅人の帰京行程」(『万葉』二八、一九五八年)、註(9) 前掲林田正男「旅人の帰京行程」、平山城児「大伴旅人の足跡をたどる」(上代文学会編『万葉の歌びと』笠間書院、一九八四年)などを参照。

(12) 旅人の庶弟と姪(甥)が、大病を患った旅人に会うため勅によって駅路で大宰府へ下向し、病の平癒後に帰京する際に夷守駅にて送別の宴を行った事例もある(巻四一五六六・五六七番)。夷守駅は席打駅から一駅大宰府側の糟屋郡の駅である。

(13) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。

(14) 『糟屋郡志』(臨川書店、一九八六年、初版一九二四年)。

(15) 付近の九州自動車道にかかる跨線橋に「名子山跨道橋」の名が付いている。なお、立花山山系の南麓には福岡市東区名子の地名があるが、『続風土記』(巻十八、糟屋郡表、山田河内)が述べるように、「長尾」が訛ったものと解しておく。

(16) 『宗像大社文書』四(宗像大社、二〇一五年)。神宮寺である鎮国寺支院の実相院益心が草稿を書き、大宮司氏貞の添削を受けて清書されたものである。

(17) 藤野正人・山崎龍雄「三日月山城砦群と城ノ越山城砦群の考察」(『九州考古学』八九、二〇一四年)。なお、児玉韞採集文書(東京大学史料編纂所所蔵謄写本)に鞍手郡山部村庄屋所蔵文書として「去月十六日立花麓名子山口動(働)之時馳走矢疵之通達上聞畢。仍対興長軍忠状被加御判被仰出之。弥可為忠心肝要之状如件。天文式年(一五三三)二月一日(判)尾仲新左衛門尉殿」とあり、『太宰管内志』(筑前之十五、宗像郡下ノ下、名児山)も同文書を写しとして紹介している。

(18) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。筆者も古代道路の痕跡ともしき地形を現地等で確認し、今後検証していきたいと考えている。

(19) 『続風土記』巻十八、糟屋郡表。伊野(猪野)は久山町、香椎は福岡市東区である。

(20) 西垣彰博「福岡県糟屋郡粕屋町内橋坪見遺跡について」(『国士館考古学』六、二〇一四年)。

(21) 明治十五年の小字調査時および現在の呼称が「なちごやま」であることも気にか

かる。当該歌においては山名が「なちごやま」でないと「なぐさめ」の掛け詞として機能しない。ただし、『続風土記』には「なち」の仮名があるので、元々は「なちごやま」と呼ばれていたものと解しておく。なお、「児」と「子」との違いは、音通で意味もほぼ同じであり、問題ではない。

(22) 古代の郷が五十戸一里(郷)の原則に基づいて編成された人的編成であるとは言え、郷に編成された住民の住む範囲とその生活圏は一般的に地形に制約されたはずである。『出雲国風土記』は郡界や郷の位置を郡家からの距離において記しており、少なくとも主要な交通路との関係で郡の範囲がどの辺りまでか、郷の中心地(郷家もしくは郷長の家か)がどの辺りなのかという認識は当時の社会に存在していたと考えられる。

(23) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」。比定地は津丸駅想定地の福津市畦町遺跡からも、次の夷守駅想定地の粕屋町内橋坪見遺跡(註(20) 前掲西垣彰博「福岡県糟屋郡粕屋町内橋坪見遺跡について」)からも、約十キロメートルの距離にある。一九四〇年に浅島武幹が編纂した『青柳村誌』(古賀町文化財研究会、一九七三年)によれば、字八反田の地に布目をもつ古瓦が散在し、隣接する字踊ヶ浦は口碑によると「往昔此地ニ長者アリテ踊ヶ場所ニ使用セシ所」であるという。ただし、青柳川左岸の低丘陵上に位置するこの地は開発により破壊され、遺物も保管されていない。なお、内橋坪見遺跡からは八世紀前半とそれに続く八世紀代に収まる時期との二期の大型掘立柱建物跡が検出されている。

(24) 『続風土記』(巻十九、糟屋郡裏、席内)においても席内は「広邑なり。境内方一里ありと云。田野平に、松林ひろくして、他邑に比すれば甚異也。和名抄を考ふるに、席内は宗像郡の郷の名也。むかしは宗像郡内なりしにや。古今郡邑をわか

つ事変遷多し。あやしむにたらず。」とされている。

- (25) 九州大学文学部考古学研究室編『鹿部山遺跡』（日本住宅公団福岡支所、一九七三年）。

- (26) 西高辻文書（『大日本史料』第六編十七、五七六頁）。

- (27) 康暦二年（一三八〇）十月二十五日の今川貞世書下（太宰府天満宮文書、『大宰府太宰府天満宮史料』十二）にも「天満宮領筑前国席内院重久名」とある。

- (28) なお、日本歴史地名大系四一『福岡県の地名』（平凡社、二〇〇四年）も指摘するように、大東急記念文庫本『和名類聚抄』の国郡部には、筑前国の郡名に続いて末尾に「席内院」と記されている。追記された経緯・由来等については未詳であるが、席内の地が元来は宗像郡であったことがその背景として考えられる。

- (29) 鹿部山はもと三つの峯からなり、経筒が出土した中の峯と東の峯は団地造成によって消滅しているが、現在も西の峯（標高五九・四メートル）からは沖ノ島の島影を確認できるという。

- (30) この遺跡は発見時以来糟屋屯倉との関連性が指摘されているが、古代史料上では、和名抄の糟屋郡厨戸郷を「ししべ」と読む説を採らない限り（註(40)参照）、この遺跡に「糟屋」を冠する根拠がない。厨戸郷と関連づけた場合も、経筒の「席内院父々夫峯」との整合性が問題となる。

- (31) 『宗像大社文書』一、八卷文書第一巻の九（宗像大社復興期成会、一九九二年）。

- (32) 新城常三「寄船・寄物考」（『中世水運史の研究』塙書房、一九九四年）、桑田和明「中世の宗像社と浦・島」（『中世筑前国宗像氏と宗像社』岩田書院、二〇〇三年、初出一九八八年）参照。

- (33) 小嶋篤「墓制と領域」（『九州歴史資料館研究論集』三七、二〇一二年）。

- (34) あるいはこの辺りを前述の遠賀郡宗像郷の比定地に当てることも可能かと思われるが、岡垣町吉木を中心とする地域に比定されている垣前（和名抄では「恒前」）郷と重複するようである。後考を期したい。

- (35) 註(3) 前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」は、『太宰管内志』が宗像市河東をかつて荒木村と称したと紹介するのを採った『日本地理志料』説を採るが、『太宰管内志』『大日本地名辞書』の鞍手郡説もこうした考古学的見地から再注目すべきと考える。なお、荒木郷は天平勝宝四年（七五二）十一月十七日の造寺所公文（『大日本古文書』（編年文書）第三卷五九〇頁）の「荒城郷戸主宗形朝臣人君」という記載から、宗形朝臣姓をもつ者の居住が知られる。

- (36) 元永二年（一一一九）九月二十一日の年紀をもつ経筒に「筑前国鞍手郡有木里」の銘があるものの、「宗像社家文書惣目録」にみえる建武元年（一三三四）三月二十日の雑訴決断所牒（『宗像大社文書』二、宗像大社復興期成会、一九九九年）や天正六年（一五七八）の「宗像第一宮御宝殿御棟上置札」（註(16) 前掲『宗像大社文書』四）から「在木（村）」が宗像社領であったことが知られる。また、小早川時代の指出前之帳では上有木村が宗像郡に属し、有木村が鞍手郡に属している。註(28) 前掲日本歴史地名大系参照。

- (37) 新宮町教育委員会『相島積石塚群』（新宮町埋蔵文化財発掘調査報告書第一六集、一九九九年）。

- (38) 井浦一・森康・石橋秀巳「福岡県津屋崎古墳群に用いられた玄武岩石材の供給地」（『九州考古学』九〇、二〇一五年）。五世紀代築造の前方後円墳である勝浦峯ノ畑古墳および新原・奴山一号墳、七世紀の円墳である宮地嶽古墳および手光波切不動古墳への石材供給が指摘されている。

(39) 古賀市永浦古墳群は鹿部山に近接しこれも既に消滅しているが、石棺の石材は相島産のオパサイト玄武岩と考えられている(唐木田芳文「永浦古墳群における石棺の玄武岩」古賀市教育委員会『永浦遺跡』古賀市文化財調査報告書第三五集、二〇〇四年)。また相島積石塚群の群構成が古賀市千鳥古墳群などに類似するとの指摘がある(宮元香織「相島積石塚群について」海の古墳を考える会『海の古墳を考える』I(發表要旨集)、二〇一一年)。

(40) 香椎郷は福岡市東区の香椎、志阿(志珂)郷は同志賀島、柞原郷は久山町久原が遺称地である。ほかに池田郷は東区唐原・下原付近(香椎郷の北)、勢門郷は篠栗町、敷梨郷は宇美町に比定されている。厨戸郷は「ししべ」と読んで古賀市鹿部に当てる説もあるが、製塩・漁業を生業とする集落遺跡である福岡市東区西戸崎の海の中道遺跡との関係も指摘される。また阿曇郷は福岡市東区上和白・下和白から新宮町にかけての範囲とする説があるが、阿曇氏がまつる志賀海神社のある志賀島との関係も考えられる(以上、註(28)前掲日本歴史地名大系による)。大村郷は不明だが、郡家や駅家のある粕屋町付近の可能性がある。以上より、糟屋郡の郷が本稿で想定した宗像郡の範囲に比定される余地はあるが、必ずしもその蓋然性は高くはないと言える。渡辺正気(『古代の宗像』『歴史手帖』一三一九、一九八五年)も、近世以降の糟屋郡は宗像郡の倍近い広さであるのに比べて、郷数が少ないことを指摘している。

(41) 『統日本紀』文武天皇二年(六九八)三月己巳条、『令集解』選叙令同司主典条令
積所引養老七年(七二三)十一月十六日太政官処分。

(42) 『統日本紀』文武天皇二年三月己巳条、『類聚三代格』卷一神宮司神主称宜事、延
暦十七年(七九八)十月十一日官符。

(43) 福原栄太郎「律令制の展開と宗像」(『宗像市史』通史編第二卷、古代・中世・近世、一九九九年)。なお、八世紀末にはそのような制度上の特別扱いは解消されていくが(加瀬直弥「古代神祇祭祀制度の形成過程と宗像社」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告一、二〇一一年)、宗像氏は中央で藤原北家(摂関家)との結びつきを深めるなど(森公章「王臣家と郡司」『日本歴史』六五一、二〇〇二年)、すぐさま地元での勢威が揺らいだとは考えにくい。

(44) 例えば、南北朝・戦国期に大内氏によって赤間庄や野坂庄が鞍手郡に、西郷庄が糟屋郡に編入された。また、大字筵内の東、在地領主薦野氏の根拠地となった古賀市薦野の天降神社に天文六年(一五三七)に奉納された梵鐘銘に、「筑前州糟屋薦野村天降天神宮」とある。註(28)前掲日本歴史地名大系参照。

(45) 古賀市教育委員会『国史跡指定記念企画展「船原古墳展」(二〇一六年)。古墳は六世紀末から七世紀初め頃のものとする。

(46) 『日本書紀』継体天皇二十二年十二月条。

(47) 註(3)前掲木下良「律令制下における宗像郡と交通」は、秋郷を宗像市赤間付近、怡土郷を宗像市名残(小字伊豆丸)付近に比定する『日本地理志料』の説を紹介している。

沖ノ島の中世土師器小皿について

岡 崇

一．はじめに

沖ノ島の大規模な祭祀（国家的な祭祀）は、九世紀末をもって終焉を迎えるが、なおも宗像地域の信仰として現在まで形を変え神事が続いている。古代において大規模な祭祀が行われた痕跡は、沖ノ島祭祀遺跡の調査成果によって証明されており、現在もなお、信仰が継続していることを疑う人はいないだろう。宗像大社所蔵の中世文書に記される神事や江戸時代以降の地誌や絵図などに禁忌や沖津宮社殿が記されており、文献史料では信仰の継続が証明される。一方、その間における考古資料の稀薄さは否めない。信仰の継続を語るうえで全ての時期を補うものではないが、国指定史跡「宗像神社境内」の保存管理計画策定のための調査によって、中世の遺構を新たに発見することができた。詳細な調査は行われていないが、今後の研究のために概報を記すことにする。

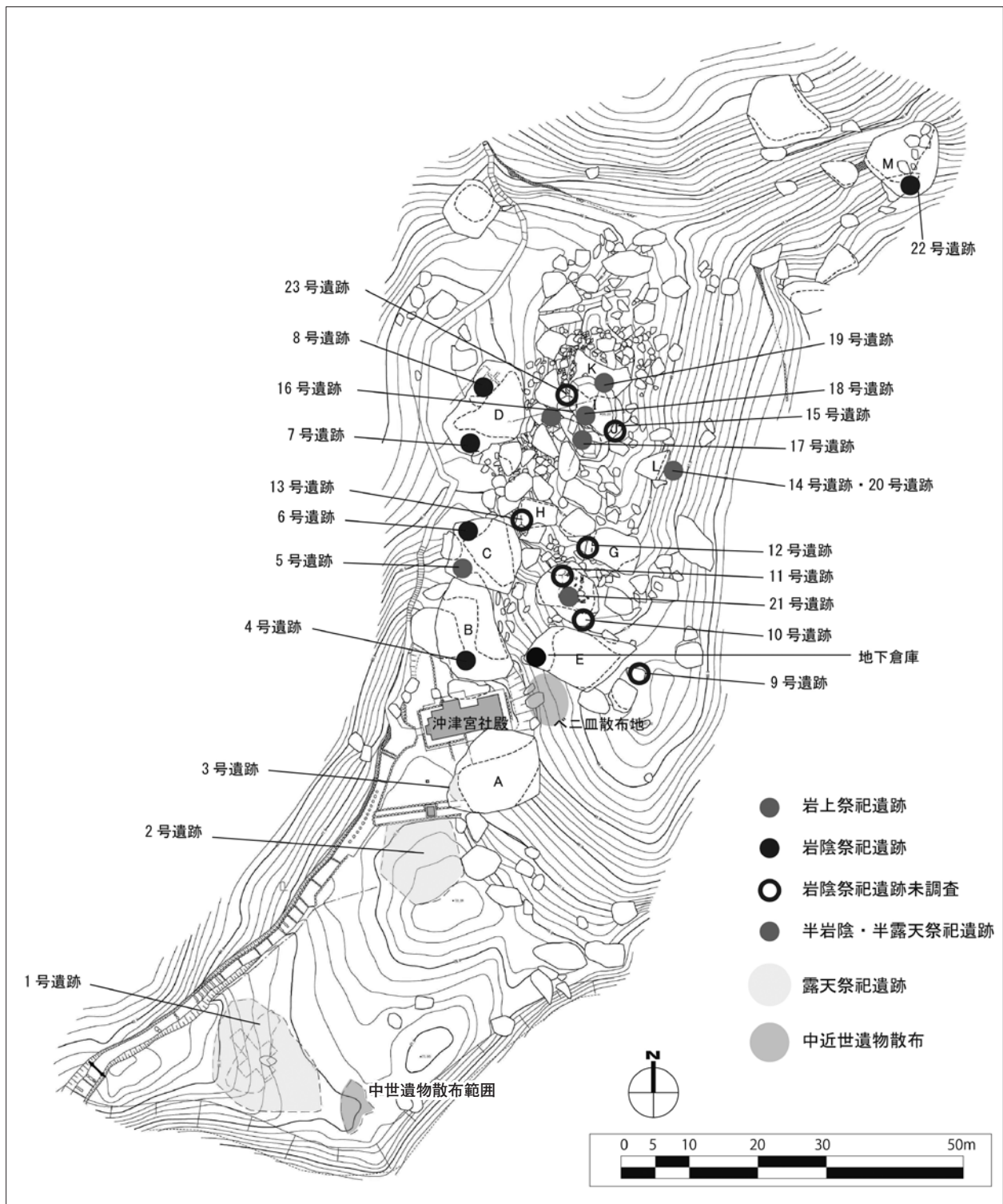
二．現地踏査

沖ノ島三次調査の報告書では、四号遺跡や五号遺跡から出土した鰐口や

三叉鉾などが中世の祭祀遺物として報告されている。しかし、これらは中世の神事を体系づけるものではなく、また、中世以降の祭祀遺跡を特徴づけるものでもなかった。

平成二十四年十月九日から十二日にかけて沖ノ島の現地踏査を実施し、二十二か所の祭祀遺跡についてあらためて状況を確認した。この調査の一つとして、一号露天祭祀遺跡の現時点での遺物散布範囲や第三次調査当時のトレンチ範囲を把握するための測量調査を行った。その際、一号露天祭祀遺跡の東南東約一〇m地点に、これまでの調査でも報告されていなかった中世の土師器小皿のみが集積する新たな祭祀遺跡が発見されたのである。

この時点では、あくまでも土師器小皿の散布範囲を確認し、一号露天祭祀遺跡の範囲と中世の遺物出土範囲をあらためて遺跡分布図に入れることに留めた。



沖ノ島祭祀遺跡分布図



遺物散布状況



土師器小皿サンプル1



土師器小皿サンプル1 (計測)

三・調査

この中世の土師器小皿が再び脚光を浴びたのは、世界遺産登録の過程で、ユネスコの諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）からもたらされた情報照会であった。イコモスは、古代祭祀から現在の信仰の継続を証明する資料の提示を求めてきたため、平成二八年一〇月二六日、沖ノ島へ渡島し、現地での再調査を行った。

この再調査によって、土師器小皿は、南北二・二m、東西〇・八m四方にわたって特に密度が濃く集積していることがわかった。個々の小皿を取り上げることとはできないため、ほぼ完形に近いものをサンプルとして、現地にあったままの状態で遺物を動かさずにコンベックスを当て計測した。

土師器小皿サンプル一は、外径七・八cm、底径六・〇cm、立ち上がりの

長さ〇・七から一・二cmと一応ではなく、底部は糸切で見込みは浅く回転撫であげ調整で仕上げている。

土師器小皿サンプル二は、外径七・五cm、底径七・〇cm、立ち上がりの長さ〇・六cm程度で、底部は糸切で見込みは浅く回転撫であげ調整で仕上げている。



土師器小皿サンプル2



土師器小皿サンプル2 (計測)

土師器小皿サンプル三は、完形品ではないため外径は不明だが、底径約四・〇cm、立ち上がりの長さは約三・〇cmで復元すると外径七・〇cm前後となる。底部は糸切で見込みは他の小皿に比べると深く、回転撫であげ調整で撫で調整によってできた大きなうねり一回と小さなうねり二回が、胴部側面に観察できた。



土師器小皿サンプル3



土師器小皿サンプル3 (計測)

四. 調査成果

その結果、土師器小皿の外径は、平均七・四cmで、見込みからの立ち上がり、つまり胴部側面の長さは、〇・八cmから三・〇cmと一応ではないことから、小皿の全体の形状やプロポーションとしては、統一した形ではないことがわかる。しかし、ここでサンプルとして調査した小皿以外の底部はどれも糸切仕上げであり、外径の大きさや底部の仕上げなどから推測すると平安期を遡るものは含まれないと思われる。また、近世以降の土師器皿に特徴的な径や立ち上がりに均整のとれたものとは異なることから、サンプルで示した小皿は、概して中世の特徴を示す土師器皿であることがわかる。サンプル以外の小皿も同じ特徴であり、その土師器小皿が多量に集積して散布されている状況からこの遺跡は、中世の祭祀遺跡であると考え

られる。

中世を代表する沖ノ島での神事として、「正平二十三年宗像宮年中行事」(一三六八年成立)、「吉野期神事目録」(十四世紀頃成立)に記された御長手神事がある。これらには年四回(春夏秋冬)、日を定めずに神事が行われ、このとき沖ノ島から竹をもたらすとある。日を定めない理由としては、天候によつては沖ノ島に渡ることができず、渡れる日に神事を行っていたためと考えられている。土師器小皿の集積地とこの神事とを直接結び付ける証拠はないものの、時期的には、極めて近い頃の遺構であることから勘案して、まったく無関係とも言い切れない。また、蛇足ではあるが、沖津宮社殿へ向かう参道の中腹に生えている真竹は、御長手神事で使われていたものである可能性も考えられる。

五. まとめ

沖ノ島での中世祭祀遺構の発見によつて、九世紀末以降も継続して地域レベルでの祭祀が行われていたことが証明された。

今回の調査は、サンプルとしての応急的なものにすぎないが、平成二十八年度から宗像大社の宝物館に所蔵されている一号露天祭祀遺跡から出土した遺物の整理のなかでも、中近世の遺物が多く含まれていることが判明してきている。今後の遺物実測調査などを踏まえ調査研究の進展によつて、沖ノ島での神事の考古学的な空白時期が埋まることに期待したい。

参考文献

- 第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島 本文』宗像大社復興期成会 一九七九
宗像市教育委員会編『国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画書』二〇一四

宗像大社所蔵「川添昭二先生寄贈資料」の紹介

河窪 奈津子

はじめに

本稿は、九州大学名誉教授、九州大学退官後は福岡大学で教鞭をとられた、川添昭二先生が研究用に蒐集された資料を紹介するものである（以下これを、「川添資料」と略記）。川添資料は、平成二十五年十月に、先生から宗像大社が寄贈を受けて、大社神宝館において保管、河窪が目録の作成は行ったものの、社外に広くお知らせすることができないまま現在に至った。宗像大社史の研究は、宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録を目指すうえにおいても、登録後の継続的な研究活動においても、根幹となるものであることは自明であり、「川添資料」がこの研究に資するものであることの理解に基づき、この場での紹介を快諾いただいた関係機関にあらがたい旨の謝意を表明して、先ずは、川添先生と宗像大社との関わりから筆を起こそう。

一・川添先生と宗像大社、『宗像大社文書』編纂・刊行へ

川添先生ご自身は九州地域史の研究者を標榜される（「九州地域史―自

己確認のよろこび―」、「解題・序跋集」所収、平成九年、權歌書房）。事実、九州の歴史―政治・文化・宗教・芸能等、時代を問わず全ての分野の研究を志す者で、先生の学恩に与らない人はいない。『宗像神社史』の編纂委員長であり、第一次沖ノ島遺跡調査団長であった小島鉦作先生は、まだ若き日の先生の資質と学識を認めて、『宗像神社史』原稿の校正を依頼された。さらに、神社史編纂後に企画されていた、古文書編纂・刊行事業においては、先生に編纂と執筆を委ねる意思を固められていた。

宗像大社の由緒を客観的・学問的に明らかにすべく始められた神社史編纂、その過程で祭祀遺跡の存在が明らかとなり、学術調査が必要となった沖ノ島の三次にわたる調査、報告書の刊行と次々と成果が公にされ、最後の大事業が『宗像大社文書』の編纂・刊行であった。先生は、昭和五十九年に発足した宗像大社文書編纂刊行委員会の委員長として、平成二十七年に全四巻で刊行を終えるまで、執筆・編纂に尽力され続けた。

その間、平成二十四年には、福岡大学新中央図書館に膨大な蔵書類を寄贈されたのであるが、『宗像大社文書』第四巻に収録する「阿弥陀経石」と「宗像第一宮本殿造営置札」に関する資料類だけは手許に残して、執筆を続けられた。脱稿・入稿後の校正実務は河窪が担うことになり、その便宜を図

るためにとの御厚情によって、これらの資料は福岡大学ではなく宗像大社に寄贈されることになったのである。



宗像大社における保管状況

二. 資料の概要

前述したように、「川添資料」は福岡大学新中央図書館に寄贈され、現在は「川添昭二文庫」として公開・活用されている蔵書類と一連のものである。「川添昭二文庫」は、①書籍・学術雑誌、②研究用の諸資料、③図書カードからなるものであるが、宗像大社が所蔵する「川添資料」は、これらの②研究用の諸資料にあたる。福岡大学人文学部教授森茂暁先生

「川添昭二文庫」の概要」（「福岡大学中央図書館 図書館報」一二三号）で説明されている、「研究のための諸資料を市販のケースファイルに収納した「研究用ファイル」四千冊と一連のものである。この資料の利用に際しての留意点が次のように示されており、「川添資料」においても同様であるのでここに引用しよう。

ファイル各冊の中身が一枚ものですから、脱落させたり順番を狂わせたりしないことが大事です。抜き取ることなどもつてのほかです。こうした資料は完全形であることが身上ですので、一枚でも決して欠失させないよう特段のご配慮をお願いします。

「川添資料」の価値はその内容の学問的価値にとどまらず、「研究」という作業の手本であるところにもある。研究者たるものは、手間を惜しむことなく一つの事柄に隔々まで目配り、気配りをして史実に一歩ずつ近づいていくべきであり、研究には終わりが無いことを具体的に、確実に教えてくれる。

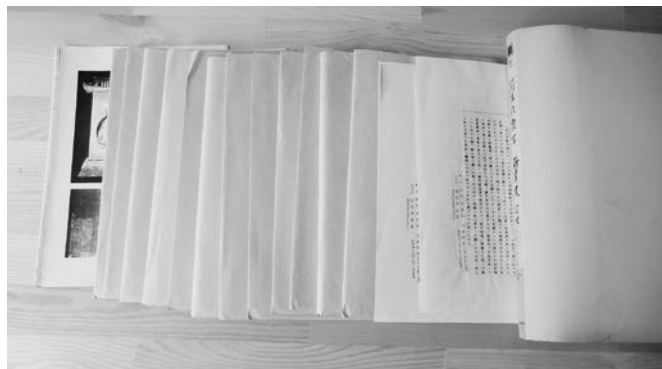
本稿の主眼である「川添資料目録」は拙文に続いて掲載するが、この目録を一つ一つ確認するだけで、どのような史料・資料を蒐集しなければならないのかが示されていることがわかる。

資料としての活用と共に、インターネットを駆使する若い研究者にも、緻密な「研究」の方法の手本としてもらいたい。

次に、川添資料の内容を、一つのファイルを用いて具体的に示してみよう。



ファイルの中身



写真は、阿弥陀経石関係ファイルのうち、「阿弥陀経石研究史 近世石経記・種信は別」と題されたものの中身である。コピー二紙、茶封筒十二部、コピー一部が入っている。

目録と参照するとわかるが、コピー二紙は、「宗像軍記」の阿弥陀経石に関する記述部分のコピー、茶封筒十二部には各々、以下のタイトルが付

けられている。「近世資料に見える阿弥陀経碑」・「近世・近代地誌に見える阿弥陀経碑」・「阿弥陀経石碑関係 探索資料」・「伴高蹊「閑田耕筆」」・「伴高蹊「比古婆衣」」・「市河寛斎」・「山川正亘 宗像神社阿弥陀経碑考」・「阿弥陀経碑」名称のはじまりは山川か」・「山崎美成」・「屋代弘賢」・「亀井昭陽」・「古賀精理」・「神沢杜口 翁草」であり、中には、関係資料やカードが入っている。最後のコピーは、多田隈豊秋『九州の石塔』上巻（西日本文化協会、昭和五十年八月）の中の、関係個所のコピーである。茶封筒の中には、コピー一紙や図書カードなどが入っており、森先生が注意喚起されたように、「一枚でも決して欠失させないよう特段のご配慮」が必要なのである。

三．利用案内

広くお知らせすることで、多くの研究者・研究者を志す方々に利用して頂きたいと考えており、閲覧希望については可能な限り承るが、宗像大社側の体制が残念ながら十分ではない。担当学芸員が常駐していないため、希望内容を明記して封書で「宗像大社文化財管理局」宛に申し込んで頂きたい。

今後、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録を経て、保存・研究の体制を整える中で、より良いかたちでの公開ができるように努めたいと考えている。

川添昭二先生寄贈資料ファイル目録 (五十三冊)

阿弥陀經石關係

阿弥陀經石關係文獻目録 宗像大社所蔵「阿弥陀經石」研究年表稿	昭和二十五年官報 旧国宝阿弥陀經石を重文指定文化十四年深田千貫「石碑・色定伝記」文政三年嶺氏誠「宗像宮境内石経記」書写 檜垣文庫目録九大所蔵「宗像阿弥陀經石銘考」筑前国統風土記附録 宗像宮阿弥陀經石研究年表原稿阿弥陀經石文献目録原稿阿弥陀經石研究年表用カード「神社史」上巻 阿弥陀堂
京大本 宗像石経銘考 青柳種信	宗像大社所蔵 青柳種信 田嶋石経記写真青柳種信写本 熱田寛平縁起・京都御料郡村名寄（奥書）田島石経記 宗像郡誌青柳種信 阿弥陀經石銘考 宗像郡誌珍書文庫百家叢説青柳種信 福岡県百科辞典・国書人名辞典義山 国書人名辞典京都大学所蔵 宗像石経銘考福岡市博蔵 青柳種信資料 正平年中行事写本
阿弥陀經石研究史 近世 宗像千貫石碑・色定併記	昭和三十一年 重要文化財経石修理事業 宗像神社社務日誌 昭和三十二年五月 原田大六拓本黒田新統家譜 卷四田島社造営・卷四十一田島の石経

宗像第一宮御造栄記録抄 安政五年宝庫棟札写 阿弥陀經石宝庫建設 宗像大社當繕書類阿弥陀經石關係 明治十四・十八・三十八年寛延二年田島宮軒附帳 宗像家文書中の一切経・経石關係史料目録 渡来伝説關係 平家物語・源平盛衰記・宗像軍記・続風土記 森克己『日宋文化交流の諸問題』・原田大六『阿弥陀仏経碑の謎』 宗像神社略記 石碑・色定伝説	阿弥陀經石研究史 近世 石経記・種信は別「宗像軍記」（『宗像郡誌』） 近世資料に見える阿弥陀經碑 〔袋〕 宗像軍記カード・「続群書類従二十三輯」 「黒田新統家譜四十一 斉隆記」 「筑紫道草」（宗像神社）（近世紀行集成） 金沢文庫図録「称名寺の新発見資料」 「箕作阮甫征西紀行」（大日本古文書）・国司大辞典 箕作阮甫項「二川相近風韻」 弥陀經石研銘 近世・近代地誌に見える阿弥陀經碑 〔袋〕 安見有定「筑陽記」 筑前国統風土記 筑前国統風土記附録 筑前国統風土記拾遺
--	--

太宰管内志	
筑前名所図会	
福岡県地理全誌	
阿弥陀経石碑関係	探索資料 袋
日本金石文綱要	
都名所図会	カード
山崎美成「阿弥陀経石本考」	カード
国書惣目録「む」項	
伴高蹊「閑田耕筆」	袋
国書人名辞典	
日本随筆大成	
「閑田耕筆」	
伴高蹊「比古婆衣」	袋
国書人名辞典	
日本古典文学大辞典「比古婆衣」	
林陸朗編集「比古婆衣」	
市河寛斎	袋
日本古典文学大辞典	
「金石私誌」(書苑二ノ七)	
日本金石文綱要	
国書惣目録「き」項	
山川正宣 宗像神社阿弥陀経碑考、「阿弥陀経石」名称のはじまりは山	
川か	袋
「宗像神社阿弥陀経碑考」(山川正宣集)	
国書人名辞典	
日本古典文学大辞典	
水田紀久「山川正宣年譜」	
原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」「碑の古名称は石仏経であった」	
国書惣目録「池田叢書」	

山崎美成	袋
国書人名辞典	
屋代弘賢	袋
「阿弥陀経石本考」幸田成友写本	宮内庁書陵部蔵
国書人名辞典	
叢書目録	
亀井昭陽	袋
国書人名辞典	
宗像石経記(金石考証)	
昭陽、『田嶋石経記』に跋を加える、	カード・「宗像郡誌」
「昭陽先生文集初編」十七卷目次	
「亀井昭陽全集」(葦書房)	314頁
古賀精理	袋
国書人名辞典	
古賀精理カード	
「筑前宗像阿弥陀経碑墨本跋」(書苑二ノ七)	
新訂黒田家譜五卷	
神沢杜口 翁草	袋
国書人名辞典	
日本古典文学大辞典	
翁草 百十七 筑前宗像豎石	解題(日本随筆大成 新版三期)
翁草四	
九州の石塔 宗像神社阿弥陀経石	
阿弥陀経釈文 阿弥陀経決定版・写真レイアウト第五案	
仏像面・両側面拓本、	釈文検討資料付き
仏像面・両側面拓本	
仏像面・両側面拓本、	スペア
阿弥陀経石写真レイアウト第五案	(福岡市博封筒入り)

阿弥陀経石資料 裏面アミダ経	
宗像大社 経石写真 平成十三年（二〇〇一）、影印本撮影以前の資料	大正新修大藏経阿弥陀経
岩波文庫『阿弥陀経』注	日蓮宗新聞記事 二〇〇二年九月二十日山東省の「摩崖刻経」
阿弥陀経面拓本 行番号付（原田大六『阿弥陀仏経碑の謎』81頁）	経石左側面接写部分写真
『田嶋石経記』（宗像郡誌）・『阿弥陀経石銘考』・	『宗像市史』史料編Ⅰ 見阿弥陀仏寄進状
『鎌倉遺文』所収阿弥陀経石碑文	西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀経石の研究」碑文
原田大六『阿弥陀仏経碑の謎』碑文	『宗像神社史』下巻阿弥陀経石碑文
『宗像神社史』下巻阿弥陀経石碑文に堀本一繁氏加筆	神社史・西岡虎之助・原田大六釈文対比
張氏寄進状・仏面銘文拓本・翻刻	岩波文庫「仏説阿弥陀経」
原田大六『阿弥陀仏経碑の謎』阿弥陀経拓本	広島県竹原市西方寺関係資・史料
西方寺十一面観世音菩薩に、当社阿弥陀経との関連を示す伝承	引接山西方寺史料調査・河窪 平成十五年（普明閣本尊十一面観音立像）
岡本虎一「竹原市の仏像 第一輯」	竹原市文化財のしおり
青柳種信宗像社資料 宗像大社所蔵宗像三社略記	宗像大社所蔵宗像三社略記
宗像三社略記 種信自筆稿本写真	福岡市博所蔵 正平年中行事種信写本

阿弥陀経を語る その二つの顔 色井秀譲	色井秀譲『阿弥陀経を語る その二つの顔』昭和六十一年山喜房仏書林 全文
阿弥陀経石 堀本一繁氏資料	阿弥陀経石影印本レイアウト案
選択伝弘決疑鈔・阿弥陀経随聞講録	『浄土宗全書』第七巻 選択伝弘決疑鈔
『選択本願念仏集』とその註疏	『新修大正大藏経』十四巻 阿弥陀経随聞講録
選択伝弘決疑鈔	『新修大正大藏経』十四巻 阿弥陀経随聞講録
梶原景熙『田嶋石経記』	田嶋石経記 九大国史カード
田嶋石経記 『宗像郡誌』本	筑前田嶋村石経記 国会図書館本
田嶋石経記資料 〔袋〕	年代カード 文化十四年 梶原景熙事蹟・文政三年 嶺氏誠事蹟・
文政十年 梶原景熙死去	安部竜平事蹟
国書惣目録・九大檜垣文庫目録	山口県文書館 近藤文庫カード
田嶋石経記 『宗像郡誌』本	経石計測図
田嶋石経記附言（興聖寺 色定法師一筆一切経文献集所収）	阿弥陀仏経碑の謎 33（44頁コピー）
田嶋石経記 『宗像郡誌』本 銘文部分	梶原景熙 〔袋〕
梶原景熙 国書人名辞典・福岡県先賢人名辞典・「梶原景熙事蹟」	中嶋利一郎「梶原景熙事蹟」（筑紫史談所収）三部

『福岡県碑誌』 梶原景熙墓誌・梶原景範墓誌・梶原柯山墓誌 『二川相近風韻』部分 阿弥陀仏経碑の謎 33～39頁 筑前田嶋村石経記 国会図書館本「与青柳種麻呂」部分 袋	阿弥陀経石解題	阿弥陀経石研究年表稿 補訂用 「宗像大社所蔵」阿弥陀経石について1. 2. 3. (『歴史に生きる日蓮』) 阿弥陀経石解題原稿 袋	阿弥陀経石追刻注解資料	A 夫造像意者 袋 原田拓本 西村拓本 田島石経記 『宗像郡誌』本部分・表面図 原田大六 阿弥陀仏経碑の謎 110～127頁 B 檀那 袋 原田拓本 宗像神社史下巻 864～867頁 田島石経記 『宗像郡誌』本表面図 大漢和辞典「同」・「縁」・「蔵」項 阿弥陀仏経碑の謎 128～138頁 C 石仏経願 袋 原田拓本 田島石経記 『宗像郡誌』本部分・表面図 阿弥陀仏経碑の謎 140～144頁 D よせたてまつる 袋 中世の海人と東アジア 翻刻 田島石経記 『宗像郡誌』本部分 経石銘考 『宗像郡誌』本部分 宗像神社史下巻 865頁

林文理 翻刻 (福岡市博紀要四) 『宗像市史』史料編一 承久二年項 宗像神社史下巻 453～455頁 (大宮司) 日国大「永代」項 辛島美絵「仮名文書の形容詞」(九産大国際文学部紀要一二、表題のみ) 川添「おご」原稿 渡辺文吉「宗像神社蔵阿弥陀経石のこと」 阿弥陀仏経碑の謎 146～190頁 E 東股 袋 中世の海人と東アジア 翻刻 原田拓本 経石銘考 『宗像郡誌』本部分 宗像神社史下巻 865～866頁 阿弥陀仏経碑の謎 205～208頁 F 座頭丸 袋 原田拓本 田島石経記 『宗像郡誌』本部分 経石銘考 『宗像郡誌』本部分 宗像神社史附巻 嘉禎三年項 『宗像市史』史料編一 嘉禎三年項 阿弥陀仏経碑の謎 208～212頁 G 如見阿弥陀仏 袋 田島石経記 『宗像郡誌』本部分 経石銘考 『宗像郡誌』本部分 筑前国続風土記拾遺505頁 宗像神社史下巻866頁・附巻 嘉禎三年項 『宗像市史』史料編一 嘉禎三年項 阿弥陀仏経碑の謎 192～204頁				

阿弥陀経石研究 論文 B5 長沼以下	経石論文 〔袋〕 長沼賢海「宗像神社の阿弥陀経石」(『日本宗教史の研究』昭和三・十一) 西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀経石の研究」(『西岡虎之助著作集』3 卷一九八四・三) 「国宝阿弥陀経石追銘の寄進状」(福岡県史跡名勝天然記念物調査報告書 昭和八・三) 渡辺文吉「宗像神社蔵阿弥陀経石のこと」(『少弐氏と宗氏』6 一九八六・一) 井形進「宗像の鎌倉時代の造形遺品」(『九州歴史資料館論集』27 二〇〇二・三) 森克己「日宋文化交流の諸問題」(『森克己著作集』4 昭和五十・九) 田村圓澄「原田大六著『阿弥陀仏経碑の謎』を読む」(『大宰府の春』一九八七・十) 田村圓澄「幸阿弥陀仏の鎮西下向」(むなかたの自然・歴史・文化 46 一九八七・八) 副島三喜男「宗像神社阿弥陀経石」(『佛教藝術』3 一九五七・一) 原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」部分 正木喜三郎「宗像中世史の問題点3」(むなかたの自然・歴史・文化 3 一九八〇・十一) 正木喜三郎「船頭妙典について」(ふるさとの自然と歴史 245 一九九四・七) 対外関係史総合年表 一一九五(建久六年) 伝記、拓本作り 〔袋〕 筑前宗像神社阿弥陀経碑裏面経文(『大日本金石史』昭和四七・十一) 平家物語 灯籠之沙汰・金渡(古典文学大系) 源平盛衰記(早稲田大学 通俗日本前史 3 一九二二・十一) 源平盛衰記(校注日本文学大系 昭和七・五)
--------------------	---

拙庵徳光ト関解説(毎日新聞社 新指定重要文化財 8 昭和五八・十二)	正木喜三郎「平家伝説の分類」(吉川弘文館『東アジアと日本』一九八七・十二) 大宰府天満宮所蔵書画目録 阿弥陀経石墨拓 静永健「阿弥陀経石の航路」(『から船往来』二〇〇九・六) 大宮司系譜 〔袋〕 宗像神社史 大宮司の職掌とその補任・社領経済、土穴村・稲本村・須恵村
阿弥陀経石研究 論文 A4	考古界一〇四号目次 江藤正澄「筑前国宗像郡田島石経并色定法師一筆一切経記 明治三四」 幸田成友「筑前阿弥陀経碑」(集古会誌 明治四十) 堀謙徳「碑文より見たる山東の仏教」(東洋学報 7・3 大正六) 長沼賢海「宗像神社の阿弥陀経石」(日本宗教史の研究 大正十二) 西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀経石の研究」(歴史地理 46・3・4 大正十四) 禿氏祐祥「宗像神社の阿弥陀経石」(仏教史学 2・2 昭和二六) 小川貫武「宋代浄土教文化の影響」(昭和四八) 景山春樹「宗像と京の阿弥陀経石」(昭和四九) 森克己「日宋文化交流の諸問題」(日宋貿易における中国商人の性格) 静永健「阿弥陀経石の航路」(平成二一) 宗像神社史附巻建久六年 追加項目書込み 川添昭二「福岡県宗像大社所蔵『阿弥陀経石』について」 〔袋〕 抜刷 9 部在中
阿弥陀経石 概説 伝来妙典・写真・拓本作り 寸法 釈文解題原稿	藤沢典彦編「石造物の研究」目次パンフ 正木「宗像中世史の問題点3」カードコピー

「巨大石経拓本 宇宙を感じて」朝日新聞二〇〇七・六・一夕刊
渡辺誠「鞆の浦の伝承と信仰」
概説 〔袋〕

貝原益軒 カードコピー 続風土記編纂（二十一文字）

田島石経記 郡誌164頁（石質）

経石木彫カード 明治廿二年彫刻

宗像神社史索引・上巻450頁（阿弥陀経堂）

阿弥陀経石銘文（中世の海人と東アジア）

敷石銘文

長沼賢海「日本の海賊」52～55頁

森克己「入宋文化交流の諸問題」178～181頁

西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀経石の研究」・経石銘文

多田隈豊秋「九州の石塔」鎮国寺阿弥陀如来碑・宗像神社阿弥陀経

石 3部

川添昭二 九州の石塔 推薦文

川添昭二「宗像社・宗像氏と阿弥陀経石」

坪井良平「九州石造美術の特異なる手法について」

経石紹介文2点

経石紹介新聞記事2枚

福岡県百科事典 経石項5枚

井形進「宗像興聖寺の色定法師坐像」91～95頁

渡辺誠「平安時代貿易管理制度史の研究」303・330頁

河窪への依頼3件

経石撮影経過報告・田島石経記国会図書館本入手・経石修理関係

資料

経石概要 〔袋〕

国書惣目録 田島石経記項3部

阿弥陀経石関係文献目録・カードコピー

宗像神社史 下巻阿弥陀経石項2部・上巻450・469・
493頁（経堂）

『宗像市史』通史編 第三節阿弥陀経石

経石移入（造立）の目的（理由） 〔袋〕

森克己「日宋貿易の研究」190・191頁

原田「阿弥陀仏経碑の謎」166・167頁

経石寸法 〔袋〕

田島石経記見取図 国会図書館本・宗像郡誌

原田「阿弥陀仏経碑の謎」寸法表3部

河窪採寸図

井形進「宗像興聖寺の色定法師坐像」91頁

敷石銘文

釈文各種 〔袋〕

鎌倉遺文所収 碑文

川添手書銘文原稿

銘文印刷物部

阿弥陀経 概説 釈文（岩波文庫本・正蔵）

阿弥陀経 本文・読下し 〔袋〕

阿弥陀経本文 岩波文庫本

阿弥陀経旧訳 読下し文3部

阿弥陀経改訳 読下し文2部

宗像「阿弥陀経」文略説 〔袋〕

仏説阿弥陀経 岩波文庫

岩波仏教辞典 阿弥陀経・浄土三部経項

禿氏祐祥「宗像神社の阿弥陀経石」1枚

原田「阿弥陀仏経碑の謎」80～93頁

村瀬秀雄「和訳浄土三部経」阿弥陀経

石田充之「親鸞教学の基礎的研究」328頁

アミダ経注解 控 〔袋〕

阿弥陀経釈文原稿3部 阿弥陀経読下し文原稿2部 阿弥陀経翻刻原稿 阿弥陀経注解手書き原稿 アミダ経釈文(掲載用)〔袋〕 岩波文庫本 阿弥陀経釈文・読下し一覽 大正経阿弥陀経 改行チェック 大正経阿弥陀経2部 阿弥陀経釈文(河窪制作) 河窪釈文コピー3部	阿弥陀経 釈文・読下し・浄土呪・二十一文字多い件	往生浄土呪 資料〔袋〕 田島石経記 背面往生浄土呪(郡誌下編165頁) 市河寛斎 金石私誌 長沼賢海「経石に見ゆる往生浄土呪」(宗像神社の阿弥陀経石915頁18頁 2部) 西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀経石の研究」366頁368頁 3部・銘文釈文 坂内龍雄「真言陀羅尼」せ阿弥陀如来陀羅尼 3部・陀羅尼不空訳文言 木村俊彦・竹中智泰「禅宗の陀羅尼」阿弥陀如来大呪 「施餓鬼のダラニ」 大正新修大蔵経 無量寿仏 説往生浄土呪 原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」三願文73頁75頁・往生浄土呪90頁93頁 4部 仏教大辞典 シンゴン・ダラニ・オウ ニッキユウ 仏書解説大辞典 浄土文 禅学大辞典 陀羅尼品・甘露・上声 岩波仏教辞典 真言・陀羅尼、日国大 陀羅尼
--	---------------------------------	--

中村元「仏典Ⅱ」阿弥陀経・大無量寿経・ダラニ集2部 襄陽石刻阿弥陀経・二十一文字多い件〔袋〕 一括綴り 「阿弥陀経漢訳・昭和法然上人全集 選択本願念仏集・岩波文庫 選択本願念仏集 日本思想体系 選択本願念仏集・現代語訳選択集・教行信証 親鸞聖人全集 西方指南抄・生桑完明「西方指南抄」について 阿弥陀経漢訳注 岩波文庫本 仏書解説大辞典 浄土文 神沢杜口「翁草」(日本随筆大成) 筑前国続風土記巻十七 田島・吉田村 筑前国続風土記拾遺巻三十六 弥陀経石仏 太宰管内志 弥陀経石 長沼「宗像神社の阿弥陀経石」経石の阿弥陀経に多き二十一文字 西岡「宗像神社の阿弥陀経石の研究」2経石の系統・4経石の伝来と時代の信仰 禿氏「宗像神社の阿弥陀経石」 色井「阿弥陀経を語る」襄陽石刻阿弥陀経・中国仏教史辞典 雲棲 寺項・石刻文の評価 小川「仏教文化史研究」宋代浄土教文化の影響 原田「阿弥陀仏経碑の謎」阿弥陀経に多い二十一文字・臨安に建てられた襄陽碑 川添「付論 鎌倉浄土教の展開における対外的契機」	阿弥陀経 和訳 訳注用資料	中村元「極楽浄土を欣求する―阿弥陀経」 岩波文庫「阿弥陀経梵文和訳 註」 村瀬秀雄訳「和訳浄土三部経」 桜部建訳「阿弥陀経」 早島鏡正・田中教照編「座右版 お経 浄土真宗」
--	----------------------	---

干潟龍祥「阿弥陀經の炎肩仏について」	
提出用阿弥陀經石 解題原稿在中	
本文と注解（追刻文本と注解は別冊） 研究年表・文献目録	
川添「福岡県宗像大社所蔵「阿弥陀經石」について」3部	
付、日蓮教学研究原稿依頼・送付一件	
正木喜三郎「宗像の歴史と伝承」470頁473頁	
桐谷征一「中国における法華經の石刻」（『日蓮教学の諸問題』）	
研究年表・文献目録 〔袋〕	
研究年表稿	
研究年表稿 増補	
文献目録	
阿弥陀經石 系図 仏像 修理事業 講義用資料	
宗像大社文書一卷 一二官宣旨案・二九西園寺実氏政所下文・四三預所橘知嗣下文	
四四預所橘知嗣袖判下文・五九問注所執事・奉行人連署問状案	
六〇沙弥浄恵請文案・九〇室町幕府安堵方頭人奉書	
阿弥陀仏經碑の謎 107頁109頁	
小杉文庫目録 筑前国宗像郡阿弥陀經碑拓本系図 〔袋〕	
阿弥陀經石に關係の宗像氏と武藤氏系図（渡辺文吉 少弐氏と宗氏6）	
大宮司系図（宗像神社史下巻454頁）	
大宮司と在地領主の繼承系図（原田大六 阿弥陀仏經碑の謎 133頁）	
宗像系図（宗像郡誌 中編）	
訂正宗像大宮司系譜（宗像郡誌 中編）	
阿弥陀仏經碑の謎6・13図（阿弥陀仏面）	
仏像 本尊の阿弥陀仏 〔袋〕	
阿弥陀經石採寸図	
九州の石塔36頁38頁	

長沼賢海「宗像神社の阿弥陀經石」918頁	
阿弥陀仏經碑の謎 64頁69頁	
修理事業 〔袋〕	
修理に至る経過川添メモ	
「昭和三二年 重要文化財經石修理事業」抜粹	
經石講義用 〔袋〕	
宗像氏の対外貿易と志賀島の海人285頁291頁（2部）	
沙弥浄恵請文案（『宗像市史』 釈文・大社文書読下し文・注解・大意）	
宗像神社史下巻454、455頁	
阿弥陀仏經碑の謎 拓本写真集	
無量寿經 三願文 立正安国論と第十八願 六字名号	
市川浩史「親鸞における曇鸞と善導」	
三願文資料 〔袋〕	
第四卷ゲラ三願文 校正用	
原田大六「阿弥陀仏經碑の謎」より図版集合、三願文翻刻	
選訳本願念仏集 第十八願読下し文	
三願文釈文	
岩波文庫本 大無量寿經三願文釈文・読下し文・註	
村瀬秀雄訳「和訳浄土三部經」第十八・十九・二十願 2部	
長沼賢海「宗像神社の阿弥陀經石」912頁915頁 第十八願	
西岡虎之助「宗像神社の阿弥陀經石の研究」364頁367頁	
禿氏祐祥「宗像神社の阿弥陀經碑」141頁145頁「仏教史学」	
表紙・奥付	
原田「阿弥陀仏經碑の謎」74頁75頁	
無量寿經 第十八願 〔袋〕	
第十八願釈文	
岩波文庫本大無量寿經 註	
選訳本願念仏集 第十八願	
親鸞 教行信証 130頁136頁	

日蓮 立正安国論 日本の仏典9 立正安国論 日蓮上人全集 立正安国論 関戸堯海 「立正安国論」入門 北川前肇 「原文対訳 立正安国論」 北尾日大 立正安国論講義 清水龍山 立正安国論講義 六字の名号 〔袋〕 岩波 仏教辞典「六字」項 禿氏祐祥「宗像神社の阿弥陀経碑」141～145頁「仏教史学」表紙・奥付 原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」70～75頁	拓本コピー 西村強三氏採拓 小杉文庫拓本写真 小杉文庫・徴古 抄は別冊	拓本コピー（原田氏分）〔袋〕 原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」所載拓本 西村強三氏拓本取り 〔袋〕 西村氏採拓コピー 拓本制作準備作業記録 堀本一繁氏神社史釈文加筆2部 阿弥陀経石撮影時写真 〔袋〕 小杉文庫拓本写真 〔袋〕 小杉文庫阿弥陀経石拓本写真 小杉文庫拓本写真入手手続き一件 小杉文庫拓本写真所蔵静岡県立美術館図録コピー 太宰府天満宮所蔵書画目録 阿弥陀経石墨拓 拓本コピー（追刻文）〔袋〕 右側面拓本コピー2部 左側面拓本コピー2部
--	---	---

西日本新聞 阿弥陀仏経碑と宗像 原田大六 「阿弥陀仏経碑と宗像」スクラップ 12回～60回	原田大六著『阿弥陀仏経碑の謎』一冊	原田氏夫人計報スクラップ（西日本新聞 二〇一三・三・十四）	宗像大社阿弥陀経碑 拓本の歴史	禿氏祐祥「宗像神社の阿弥陀経碑」智恩寺摸刻拓本箇所 市河寛斎「筑前宗像阿弥陀経碑」 伴蒿蹊「閑田耕筆」（日本随筆大成） 黒田斉隆 拓本一件（新訂黒田家譜） 林英存「筑紫道草」	「称名寺の新発見資料」阿弥陀経拓本断簡 『宗像郡誌』下163頁 富永郡次郎修理の件 古賀精里採拓一件 筑前国統風土記拾遺 田島石経記 筑前名所図会2部 古田紹欽「仙厓」 福岡市美術館叢書2「仙厓」 出光美術館「仙厓さんと九州名所めぐり」 箕作阮甫 経石拓本入手一件 太宰府天満宮所蔵 江藤正澄拓本一件	阿弥陀経随聞講録 義山我が日行業記	良照義山 〔袋〕 宝永二年 良照義山跋 青柳種信写 義山跋「阿弥陀経石記跋」映像・国書人名辞典「義山」項 洛東華頂義山和尚行業記并要解・解題・奥付（浄土宗全書十四）
---	--------------------------	--------------------------------------	------------------------	--	---	--------------------------	--

阿弥陀経石摸刻 百万遍智恩寺・小松寺正林寺 写真	
百万遍智恩寺・小松谷正林寺摸刻写真(重住氏より) 経石採拓写真	
阿弥陀経石摸刻 智恩寺・正林寺資料	
阿弥陀経石摸刻 知恩寺 〔袋〕	
日本歴史地名大系27 京都市の地名「知恩寺」項 都名所図会上巻「長徳山知恩寺百万遍」項 百万遍知恩寺パンフレット 原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」知恩寺摸刻箇所 色井秀讓「阿弥陀経を語る」知恩寺摸刻箇所 宗像軍記 宋朝ヨリ石仏ヲ渡スコト 浄土宗全書20 百万遍知恩寺誌要 長沼賢海「宗像神社の阿弥陀経」知恩寺摸刻箇所 景山春樹「宗像と京の阿弥陀経石」127～135頁、奥付 大日本仏教全書 長徳山知恩寺歴史略 東大寺史 道恕僧正項 仏教大辞典4「天徳寺」項 阿弥陀経石摸刻 京都正林寺 〔袋〕 正林寺パンフ「小松谷御坊略縁起」 都名所図会上巻「小松谷正林寺」項 原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」小松谷正林寺摸刻箇所 色井秀讓「阿弥陀経を語る」正林寺摸刻箇所 小松谷正林寺摸刻写真 宗像家文書六三池田監物書状(大社文書二巻) 日本歴史地名大系27 京都市の地名「正林寺」「小松谷」項 平家物語研究辞典「小松家」項 水原一「小松寺の記」 景山春樹「宗像と京の阿弥陀経石」127～135頁、奥付	

阿弥陀経石敷石資料	
台座銘文資料 〔袋〕	
銘文	
宗像神社史	
銘文関係問合せ	
敷石銘 京釜座舛屋町、日野屋吉右衛門 〔袋〕	
宗像神社史附巻 正徳五年項	
釜座日野屋資料(地域史研究所提供)	
『新修京都叢書』凡例	
京都御役所向大概覚書(福岡市博物館提供)	
京都筑前黒田屋敷地図	
日本歴史地名大系27 京都市の地名「舛屋町」「釜座」項	
敷石銘 大坂内平野町 日野屋善右衛門 〔袋〕	
敷石銘	
宮本又次「黒田藩と大坂との関係史料紹介」カード	
福田千鶴「福岡藩政前記の京都・大坂蔵屋敷及び算用所関係史料の紹介」カード	
武光誠「大坂商人」60頁	
松本四郎「日本近世都市論」166～169頁	
角川地名大辞典27 大阪府「平野」項	
大阪市史	
大阪編年史	
日本歴史地名大系28 大阪府の地名「平野」項	
敷石銘 楽蓮社信譽浄西 〔袋〕	
敷石銘	
江戸 回向院	
平塚市万田 大泉寺	
王氏・張氏 鎌倉時代の国際結婚 〔袋〕	
王氏・張氏宗人説・否定説、関連史料 〔袋〕	

長沼賢海「日本海事史研究」306～349頁、宋人説否定
森克己「日宋貿易の研究」252～255頁、宋人説
宗像神社史下巻454～455頁、宋人説
原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」187～188頁、宋人説
角川日本地名辞典40福岡県「須恵村」項
森克己「日宋貿易の研究」宋人説、長沼説への反批判
王氏・張氏 〔袋〕
長沼賢海「日本海事史研究」340～341頁、宋人説否定
森克己「日宋貿易の研究」宋人説
宗像神社史下巻 鎌倉時代における大宮司
大社文書二巻 長氏注進状案二関東下知状案
門田見啓子「大宰府の府老について」12～15頁、王氏
博多遺跡群第28次発掘調査報告書博多Ⅶ 中世の遺物 王銘陶器
原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」張氏女寄進地の宗像社受領書192～204頁
三願文注解校正
阿弥陀経石移入の見解メモ
宗像市史 経石渡来説話／近世地誌／経石左右側面追刻銘／宗像氏国／
宗像氏経／
宗像氏仲・氏忠／張氏女―覚然・氏重後家相論／藤原頼俊
張氏寄進状 〔袋〕
原田大六「阿弥陀仏経碑の謎」146～147頁
宗像市史259頁
田島石経記（『宗像郡誌』）
鎌倉時代の国際結婚（平成十四年五月廿二日飯塚市歴史資料館婦人サークル）〔袋〕
レジュメプロット
レジュメ原稿

婚姻 辞書項目
国際結婚の身近な例（ライシャワー・ハル）
国際結婚の事例 中世
国際結婚の事例 近代
宗像中世史 正木（経石関係あり）
正木喜三郎 平家伝説（『古代・中世宗像の歴史と伝承』第六章）
末吉武史 宗像市・承福寺の建武年銘如意輪観音像（『福岡市博研究紀要21』）
河窪奈津子 『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実（『福岡地域史研究』24）
宗像大社宋風獅子
宋風獅子 一般 朽津・宗像 井形・首羅山 井形 〔袋〕
朽津信明 いわゆる「宋風獅子」の岩質について
井形進 宗像大社の宋風獅子とその周辺
井形進 首羅山遺跡の宋風獅子と薩摩塔
梅園石 薩摩塔 宗像社経石、桃崎氏寄贈
河窪書簡 阿弥陀経石石質調査報告
井形進 宗像大社の宋風獅子とその周辺 カードコピー
桃崎祐輔他 九州発見中国製石塔の基礎的研究
井形進 福岡県久山町の個人蔵の古仏
江上智恵 首羅山遺跡とその周辺
佐伯弘次 博多と寧波（日本の対外関係3『通交・通商権の拡大』）〔袋〕
東アジア海域叢書6・10目次
薩摩塔 詳しくはその項ファイルに 〔袋〕
井形進 薩摩塔研究概観（古文化談叢65集）
桃崎祐輔 北部九州の石造物と宗教―対外交渉と宗派的な特質に着目して
梅園石 薩摩塔
南日本文化財研究 No.7

松田朝由 鹿児島県の薩摩塔 高津孝・橋口亘 薩摩塔小考 山川均 『中世石造物の研究』 26～31頁 井形進 薩摩塔研究概観（古文化談叢65集） 久山町教育委員会 首羅山遺跡 49～83頁 桃崎祐輔 北部九州の石造物と宗教―対外交渉と宗派的な特質に着目して 桃崎祐輔他 九州発見中国製石塔の基礎的研究66・98頁 九州山岳霊場遺跡研究会 北部九州の山岳霊場遺跡 江上智恵 首羅山遺跡 井形進 福岡平野周辺の山の仏像―首羅山の場合を中心に 阿弥陀経石注釈用 個別参考資料	石仏経願殊者 〔袋〕 田島石経記 郡誌160～165頁 如見阿弥陀仏申文 〔袋〕 原田「阿弥陀仏経碑の謎」203頁 東股給田「座頭丸」 〔袋〕 青柳種信「阿弥陀経石銘考」郡誌168～173頁	三十七冊	第一宮本殿造営置札関係 置札資料 水藤真・川添論文 置札写真 〔袋〕 福山敏男「棟札考」（『寺院建築の研究下』） 氏貞 天正六年置札 博多史料としての置札・十六世紀の博多（職人史料） 〔袋〕 佐伯弘次・「中世後期の博多と大内氏」6～7頁（『史淵』121） 「天正六年宗像宮造営置札から見た十六世紀の博多」レジュメ
--	--	-------------	---

京衆船・「宗像市史」中世Ⅱ496 造営置札記述箇所（神社史） 『宗像大社文書』二巻24・25号聖護院道増書狀 博多津廻船・「宗像市史」中世Ⅱ580 造営置札記述箇所（神社史） 桑田和明 『中世筑前国宗像氏と宗像社』 453頁 漂倒船・「宗像市史」中世Ⅱ565 寄進置札記述箇所（神社史） 唐人・棟上置札記述箇所（神社史） 番匠日高・造営・棟上置札記述箇所（神社史） 『宗像軍記』氏貞三社建立ノ事（『史籍集覧』） 『筑前宮史料』日高家文書目次 杉山博 『後北条氏の研究』「職人の掌握」 材木・造営・棟上置札記述箇所（神社史） 『筑前国続風土記』土産考 材木 京仏師・「宗像市史」中世Ⅱ468 博多瓦工・「長防風土記」高隆寺本堂上棟式 蛤粉・「石城史」『筑前国続風土記』 釘・棟上置札記述箇所（神社史） 朱・棟上置札記述箇所（神社史） 棟瓦師・絵師・塗師・白壁師・宮崎巧・棟上置札記述箇所（神社史） 島・浦支配 〔封筒〕 置札記述箇所切抜きコピー	水藤真 『棟札の研究』「宗像大社の四枚一組の棟札」2部 伊藤太「棟札の古文書学」（『日本社会の史的構造』） 川添昭二「天正六年六月の博多職人史料について」（『中世・近世博多史論』） 国会図書館総合索引 棟札・伊藤延男 置札所見人名索引
--	--

宗像氏の職人支配・桑田和明『中世筑前国宗像氏と宗像社』言及箇所 造営遷宮式の奉行・桑田和明『中世筑前国宗像氏と宗像社』言及箇所 正木喜三郎『宗像の歴史と伝承』言及箇所 同氏「戦国時代における宗像氏の家臣構成について」言及箇所	置札の特質 堀本一繁『宗像市史』通史編二中世第四章「戦国時代の宗像」530頁
置札 資料と研究 宗像大社文書第三卷	宗像メモ 封筒 神社史記事コピー 神道大系 置札解題2部 置札四枚奉行衆 寄進置札釈文注解番号付（神社史） 辺津宮本殿 概説 袋
宗像神社史 下巻492頁 大宮司氏貞項 上巻418～441頁天正度の造営 下巻858～860頁辺津宮本・拝殿 昭和造営誌 238～240頁 辺津宮本拝殿 『重要文化財13建造物Ⅱ』辺津宮本殿 『福岡県史通史編』280～285頁辺津宮・中津宮本・拝殿 『福岡県の建造物』辺津宮本・拝殿・中津宮本殿 『宗像市史』近世669頁 置札 造営史料として 袋	『宗像市史』中世Ⅱ378・468・469 『宗像市史』中世Ⅱ477・『筑前国統風土記拾遺』大嶋・中津宮・御嶽神社 『宗像市史』中世Ⅱ583・3寄進置札 宗像神社史 上巻282頁京都仏師 上巻330～340頁 造営の沿革

上巻418～441頁 天正度の造営 上巻442～446頁 天正以降の修復 昭和造営誌 129～141頁 昭和以前の造営の沿革 241～244頁 天正度の造営及び後世修理の概要 新城常三『中世水運史の研究』832～833頁 寄物 桑田和明『中世筑前国宗像氏と宗像社』453頁寄物 置札 飾刀剣 袋	宗像神社所蔵古文書宝器什物目録 太刀 置札 参考資料 神饌（供物） 袋 太宰管内志 宗像郡 宗像神社史 上巻112頁・442頁・445頁・539頁 新撰宗像記考証 八月十日宗像氏貞書状写 津屋崎町史 383～385頁辺津宮本殿の再建 嵯峨井建「神饌としての唐菓子」（『和菓子』虎屋） 置札 政治史料として・伯耆南条氏 袋
『宗像市史』中世Ⅱ 永禄十二年立花城開城、毛利氏九州撤退関係 桑田和明「天正九年、筑前国鞍手郡における合戦とその史料」（『西 南地域史研究九』） 桑田和明「戦国時代における筑前国宗像氏貞の遠賀郡進出と支配」 （『地方史研究278』） 『宗像市史』通史編中世 毛利氏の九州進出 『福岡町史』通史編中世 豊芸和平史料 『宗像市史』中世Ⅱ抜粹 角川地名辞典 東伯郡東郷町・羽衣石城跡 『鳥取県の歴史』南条氏関係 参考資料 建築史関係・棟札研究 袋 大河直躬『ものと人間の文化史・番匠』99～101頁 祝儀の基 準として	

福山敏男「棟札考」(『月刊文化財』2912号)
御宝殿置札不明用語
御宝殿置札人名索引4部
天正六年六月朔日 宗像宮造宮置札 所名・人名索引
置札 原文
宗像神社史上巻 収録箇所2部
『宗像市史』中世Ⅱ 収録箇所
『神道大系』宗像 収録箇所
国立歴史民俗博物館『棟札銘文集成』収録箇所 ※近世分も含む
『宗像記追考』収録箇所(『宗像郡誌』中編)
深田千貫御宝殿置札写、宗像神社史下巻 千貫記述部分
倉八隣置札写、倉八隣墓誌
宗像神社史図版コピー
置札銘文集成―中国・四国・九州編―国立歴史民俗博物館 平成五年三月
遷宮置札釘穴資料
三浦正幸「四面庇系平面の神社本殿の研究」
国立歴史民俗博物館『棟札銘文集成』収録箇所 ※近世分も含む
国立歴史民俗博物館『棟札銘文集成』九州地方
宗像氏貞 雑史料(写真)
宮若市円通院、若宮八幡宮、許斐山登山写真(二〇〇三・十・四)
重要文化財宗像神社辺津宮本殿・拝殿修理工事報告書・図版
宗像大社 中津宮本殿保存修理工事報告書・図版
宗像中世史の研究 戦国期―氏貞 置札参考
堀本一繁『宗像市史』通史編二中世第四章「戦国時代の宗像」抜刷・コピー
桑田和明『中世筑前国宗像氏と宗像社』置札言及箇所
『宗像大社文書』三巻109頁 注解 宗像鍋寿
『大分県史』中世編Ⅲ「筑前立花城の争奪戦」

福川一徳「元亀―天正年間の大友・毛利氏の戦い」(『軍事史学』2614)
井上宗雄『中世歌壇史の研究室町後期』聖護院道増箇所
本田博之「豊臣期の筑前宗像郡と宗像社」(『安田女子大学紀要24』)
本田博之『宗像市史』通史編二近世第一章「豊臣政権と宗像」抜刷
『宗像大社許斐城物語』置札言及箇所
朝日新聞二〇一一年五月十日記事「中世山城 戦国の息吹」(三日月山城)

八冊

『宗像大社文書』編纂関係
宗像大社文書編纂記録
宗像大社文書編集委員会・会議資料
宗像大社文書編集会議資料
宗像大社第三巻編集会議資料
宗像大社文書第四巻 あとがき用資料

五冊

新聞・社報
宗像関係資料
「宗像」関係新聞資料1 二〇一一・九・九～二〇一三・十・十四
「宗像」関係新聞資料2 二〇一三・九・十～二〇一三・十・十三
『宗像』

三冊

宗像大宮司家と南朝年号

―「正平二十三年宗像宮年中行事」の成立背景―

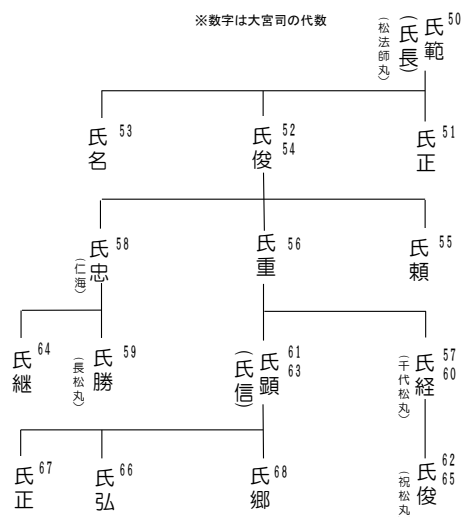
野木 雄大

はじめに

宗像大宮司家は、文治三年（一一八七）八月宗像氏実が源頼朝から「重代人」として安堵されて以来、鎌倉御家人として存立した。鎌倉幕府の滅亡に際して、にわかに建武政権側に付くが^①、九州に落ち延びてきた足利尊氏に味方し^②、その後は一貫して武家方として活動した。そのため、宗像大社に残されている史料はほとんど北朝年号が使用されている。

しかし、応永十六年（一四〇九）に編纂された「宗像社家文書惣目録」（『宗像大社文書』第二巻所収）には、「正平」年号をもつ文書が六通挙げられている（【表一】参照）。No.1は足利義詮の下文であるが、正平六年（一三五二）十二月はいわゆる「正平の一統」の時期（正平六年＝観応二年十一月～正平七年＝観応三年閏二月）であるため、南朝年号が使用されたのであろう。No.2～4は「正平十年十一月」の年紀によって五代大宮司の氏正から氏俊へ社務職并別府・宮方検断公文職、赤馬地頭職を譲与する譲状である。しかし、氏正は、同年三月五日段階では、「文和四年」という北朝年号によって、肥前国晴気保地頭職、神崎五町分、壱岐薬師丸を氏俊に譲与している^③。この間、同年八月に、征西將軍懷良親王が菊池の

軍勢とともに、肥前国、筑前国、豊後国、豊前国を経て博多に入り、有力武士が次々と参陣していた。北部九州における宮方優勢の状況のなかで、氏正は南朝年号を使用するようになったと考えられる。No.5は少貳頼尚の書下で、頼尚は一三五三年七月頃から南朝年号である「正平八年」を用い始めて、反幕府の立場を明らかにしていた^④。No.6は宗像郡「朝町村本主」の宇佐胤泰から宇佐氏泰への譲状である。「朝町村本主」は最終的に宗像大宮司家に相伝されるが^⑤、胤泰から氏泰への譲与の時期は、正平十年の征西府博多入りから正平十六年の大宰府入りの間であり、宮方優勢の状況であった。



【図一】 宗像大宮司家略系図

No.	年月日	文書名	内 容	「惣目録」項目
1	正平6年(1351) 12月3日	義詮御下文	社務氏正代 肥前国杵嶋北郷 須古荘地頭職文言在之	「別府文書」
2	正平10年(1355) 11月5日	自氏正氏俊讓状	社務職并別府・宮方検断公文 職事	「代々社務讓状次第」
3	正平10年(1355) 11月5日	自氏正氏俊讓状	子細同前	「代々社務讓状次第」
4	正平10年(1355) 11月14日	自氏正氏俊讓状	赤馬地頭職事	「代々社務讓状次第」
5	正平12年(1357) 8月13日	大宰少弐頼尚奉書		「海賊追罰守護奉書」
6	正平14年(1359) 4月19日	宇佐胤泰讓状	同朝町本主也 裏書二字佐 氏泰宗像方所進文言在之貞治 二年三月廿三日	「朝町本主文書」

【表一】「宗像社家文書惣目録」における南朝年号史料

以上のように、「宗像社家文書惣目録」にみえる南朝年号を持つ文書は、武家方の宗像大宮司家が宮方優勢の状況において一時的に使用せざるをえなかった年号であるといえる。

南朝年号を持った現存する史料としては、「正平二十三年宗像宮年中行事」（『宗像大社文書』第三巻所収。以下、「正平」と略す。現存本は近世初頭の写しであると考えられている、後述）がある。「正平」は、「宗像宮」の「本社・従神・末社・小神已下」の目録を記し、その次に「当社一年中五千九百余度仏神事目録事」として宮社ごとに正月から十二月に至る神事の日取りと名称を記しており、正平二十三年（一三六八）当時の宗像社を構成する諸神社とその神事を知る上で不可欠の史料である。既往の研究では、神事の内容や本社・末社の構成についての考察が中心であり、この史料が南朝年号を持つことは知られていたが、それそのものの意義はあまり重視されてこなかった。そこで、本稿では、南朝年号という視点から「正平」成立の背景について検討してゆきたいと思う。

一．「正平二十三年宗像宮年中行事」における「役」

「正平」を検討する上で着目したいのは、一部の神事に付された「役」という表記である。中世の辺津宮は、第一宮（『第一大神宮・惣社』、第二宮（『第二大神宮・中殿』、第三宮（『第三大神宮・地主』という主要な三つの宮からなるが、第一宮は神事の数も多く、神事ごとに「役」が記されている。

【史料一】「正平二十三年宗像宮年中行事」

(前略)

一 第一太神宮(イ)仏神事

朔日(正月)

大御神事伝供
御供

祝・御供宮師役

同日

朔幣神事

社務役

同日

最勝王経・仁王会仏事

同役

同日

青馬節会神事

同役

同日

御鍛冶屋御占神事

占部禰宜役

同日

大神宮大御神事伝供
御供

社務役

同日

本地講筵仏事

伊王丸役

同日

般若心経供養仏事

社務役

同十三日

弥勒寺煎花庄仏事

惣宮師役

同十四日

同寺中夜仏事

同役

同十五日

踏歌大神事伝供
御供

社務役

同日

望祭御神事

同役

同日

弥勒寺修正仏事

同役

(後略)

これらの「役」について、『宗像大社文書』第三卷一六八頁では、「神事によつては、それを担当する神官の役職名、供物等を負担する地域の名などが併せ記された」としている。「社務役」や「占部禰宜役」など神職名が記された「役」は神事の担当者、「宮永村役」(第一太神宮仏神事)三

月三日「大祭神事」や「西郷・久末役」(同八月十五日「清酒神事」)など地域名が記された「役」は御供の負担者を指すという理解であらう。加瀬直弥氏は、「正平」では御供を神前に伝供(神饌を下座から順次上座に手渡して奉奠すること)する神事が「大神事」とされ、「大神事」のほとんどに「社務役」が設定されていることを指摘し、中央から宗像社へ移入された神事を「大神事」として権威付けるために大宮司(社務)が機能したことを主張する。加瀬氏は「役を負担すること自体は、神事への具体的な参加を意味している訳ではない」と述べており、「役」を神事費用の負担者と解する一方で、「社務役」についての評価からは神事の担当者とも解釈しているようである⁶⁶。従来の評価では、「役」が神事を担当する役職名なのか、供物(御供)の負担者なのか不明瞭であった。

他の第一宮の神事を参照すると、三月三日「大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>、五月五日「五社神輿御幸五月会大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>、七月七日「七夕蟲振神事御供者王丸役
酒肴者実相院役」<sup>御供者王丸役
酒肴者実相院役</sup>、八月十五日「放生会大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>、九月九日「御九日大神事伝供
御供」<sup>一方社務役
一方御供宮師役</sup>とあり、「両御供」の負担者として二方の「役」が設定されている。これらの事例からは、「役」＝御供の負担者であることが明らかである。

「正平」に記された神事を考える上で欠かせないのが、「正平」の成立から七年後の応安八年(一三七五)に原本が成立した「応安神事次第」(以下、「応安」と略す)である。それぞれ内容に異同がある甲本、乙本、丙本、丁本、戊本、癸本の六つの伝本が存在するが、甲本が最も原本に近い写本である(以下、本稿での「応安」の引用は、断りのない限り甲本から

である。また、甲本にはルビが付されているが、本稿での引用に際しては省略する。

「正平」の正月朔日「本地講筵伝事 伊王丸役」は、「応安」では正月八日「御加治屋事」に続けて別筆で「本地講在之、楽読師、酒肴、伊王丸沙汰」とみえる。ここでは、酒肴を用意する「役」として「伊王丸役」が設定されていることに「正平」と「応安」とで共通性がある。ところが、第一宮の神事について、「正平」正月十五日「踏歌大神事伝供 御供 社務役」は、「応安」正月十五日「惣社踏歌事」では「政所御供如レ例」とされ、「正平」三月三日「大神事伝供 御供 一方社務役 一方御供宮師役」は、「応安」では「御供者御供宮師 政所御供」とされている。そして、「正平」では政所社の正月七日「青馬神事」を「社務役」とするが、「応安」ではその御供を「政所ノ役也」としている。すなわち、「正平」で「社務役」とされた御供のなかには、「応安」において「政所御供（政所役）」に変更されたものがあつたことが指摘しうる。

さらに、「正平」の第一宮神事では、四月十八日「臨時祭大神事伝供 御供」は「祝詞禰宜役」、同日「神祭神事」は「社務役」とされる。また、四月十六日に行われる第二宮臨時祭は「社務役」、四月十八日の第三宮臨時祭は「祝詞役」である。これらの神事について「応安」では次のように記されている。

【史料二】「応安神事次第」甲本（『宗像大社文書』第三卷所収、傍線・傍点は筆者、以下、同じ）

一 十八日（四月）巳、臨時祭事、

先御内皆参、有祓、有笛・拍子、馬上、神馬疋、御幣三張ヲ御崎ニ立ッ、三所宮同。
付（御幣）納

第三宮事、
大御供三前、小神供三十六前、界物三前、御酒（瓶）一甌、御幣十二帳、御前ノ池ノ上ノ橋ノ上ニテ御神楽、榊舞アリ。

第二宮事、自御供方二庁座ニ有酒肴。
御供同前、御神楽同。

第一宮事、

自（例）場庭末一烈参、御崎ニ祝詞禰宜参ス。御供、御神楽次第同前。
御庁・僧座ニ有酒肴。御供役人ノ沙汰也。

一同晦日、惣社神祭事、

大御供三前、小神供六前、界物三前（御酒十二瓶、御幣十二）、合掌テ三共、頭禰宜沙汰也。有忌子・祝詞大飯。合掌者饗膳也。飯三升、菜八種（清酒四、魚四）、是ヲ柏ノ器物ニ入下也。

「神祭神事」は、「応安」では四月晦日に行うこととされ、御供は「頭禰宜沙汰」とある。「臨時祭」は、第二宮でも四月十八日に行われており、第一宮・第二宮の御供と神楽は第三宮と同様とする。「臨時祭」の御供の負担者は明記されないが、三つの宮で同様に行われるということは、「正平」とは異なり、御供の負担者も同一であったと推測できる。どのような組織かは不明であるが、「正平」ではみられない御庁・僧座に酒肴を提供する「御供方」＝「御供役人」も登場している。

このように、「正平」における「役」＝御供の負担者とするならば、「正平」と「応安」との間には御供の負担について大きな差異があったと考えられる。「応安」は御供の負担者を明記していないことが多いが、大宮司（御内）が明確に御供を負担している神事は正月一日の「今山妙見大菩薩御神事」、五月五日の「中殿御廟院事」、八月十三日・十四日の放生会、九月の「九日御神事」を除いて確認できない。「正平」が伝える御供の負担者としての「社務役」の多さは、大宮司を媒介とする神事の権威付けという意味よりも、大宮司自らが数多くの御供を負担せねばならない状況を物語るものではなからうか。

二・祝詞禰宜・忌子禰宜

前章で四月十八日の第一宮・第三宮臨時祭が「祝詞禰宜役」であったことに触れたが、祝詞禰宜はどのような役割を持っていたのであろうか。「正平」で「祝・御供宮師役」とされる正月朔日の「大御神事」は、「応安」では内陣の扉を開く神事において左の戸を祝詞禰宜が、右の戸を忌子禰宜が開くとし、また、「伝供」の際も祝詞禰宜と忌子禰宜は左右に分かれて大床に立つとする。また、【史料二】「惣社神祭事」でも「有^三忌子・祝詞大飯^二」とあり、祝詞禰宜と忌子禰宜は対となって宗像社の神事で重要な役割を果たしていた。本章では、祝詞禰宜と忌子禰宜について検討してみたい。

（一）祝詞禰宜

【史料三】「宗像宮年中諸神事御供下行事」奥書（『宗像大社文書』第三巻所収。以下、「御供下行事」と略す）

右、御供之注文者、氏国御館之御時、委御定有て、定置給ふ所也。其後代々の社務之御代^二、猶委細^二被^三定置^一たる註文也。然間、祝詞致広、先祖六三郎大夫これ致より以来、八代相伝之祝詞職也。其後弥藤太致安之時、殊御沙汰有て、三所大菩薩を始て七十五社に至まで、公家・武家・当所諸人の遺物におひて、一向祝詞之計たるへきよし、依^レ仰、大小の御祭の御供の事も御書下も不^レ成、諸方^二下者也。致安より致よしまで四代相伝之註文、余^二為^レ破間、応安八年^{卯乙}三月十日書写置也。

権擬大宮司祝詞禰宜藤原致広、在判

右此註文者、祝詞相伝之本也。自然為^三紛失^一、当祝詞致宣之時、書写畢。

永享九年^{丁巳}三月七日 大宮司氏俊御判

大宮司氏郷御判

右注文者、永禄二年^{己未}以来、依^二社乱^一、祝詞広致断絶之間、社務氏貞公御文書^之箱^二在^レ之。申請、学頭秀賀書写畢。当祝詞守頼相伝之後代之秘本、不^レ可^レ有^二他見^一者也。

永禄十三年^{午庚}八月十日 学頭秀賀 在判

右注文者、祝詞相伝之本也。自然為^三紛失^一、為^二後代^一写置所也。

己未七十七歳自筆、

寛永十二年^{乙亥}五月廿三日 学頭長賀（花押）

「御供下行事」は、宗像社の年中諸神事において供進される御供の頒賜について定めた書付である。奥書によれば、応安八年に祝詞禰宜藤原致広が書写したものを永享九年に祝詞禰宜致宣が書写した。その後、「社乱」によって祝詞禰宜が断絶したため、永禄十三年に学頭秀賀、寛永十二年に学頭長賀によって書写されて現在に伝わった。「祝詞相伝之本」として、「不可^レ有^二他見^一者也」とされたものである。

傍線部には祝詞禰宜の由緒が記されており、「六三郎大夫これ致一〇一〇一弥藤太致安一〇一〇一致よし一致広……致宣」という祝詞禰宜の系譜を想定できる。注目したいのは、「三所大菩薩」（＝辺津宮第一宮・第二宮・第三宮）や末社七十五社への遺物（進物）の取計らい一切を担うことになったとされる「弥藤太致安」である。応安八年に「御供下行事」を書写した致広から四代前の「致安」は、一世代三十年として計算すると、十三世紀後半頃の人物となる。

ここで、大宮司を除く神職がその職名とともに連署する文永九年（一二七二）九月三日「宗像大神宮神官・僧官・御灯衆等連署起請文」^⑦と正応六年（一二九三）七月「宗像社祠官等重申状」^⑧とを参照してみたい。両史料にみえる神職の職名と名前をまとめたのが【表二】である。

二十一年の間で人名に変動があるが、共通して名前のみえる者が七名存在する^⑨。七名のうち、文永九年の「擬少宮司藤原致康」は、正応六年に

文永9年（1272）9月3日 「宗像大神宮神官・僧官・御灯衆等連署起請文」 ※「神官」部分のみ掲載	正応6年（1293）7月 「宗像社祠官等重申状」 ※実名部分は各人の自署
権擬少宮司兼御馬所別当宗倫（花押）	権擬少宮司宗形「資致」
権擬少宮司安倍光経（花押）	権擬少宮司安部「長光」
擬少宮司藤原資長（花押）	権擬少宮司宗形「資親」
擬少宮司藤原致康（花押）	擬少宮司藤原「致長」
宣命禰宜藤原致継（花押）	擬少宮司平「長滋」
権少宮司平長実（花押）	忌子禰宜宗形「千連」
権少宮司大中臣長経（花押）	擬少宮司大中臣「長連」
権少宮司宗形氏黒（花押）	祝詞禰宜藤原「致康」
忌子禰宜	権少宮司藤原「資長」
少宮司大中臣経実（花押）	宣命禰宜藤原「致継」
少宮司宗形氏秀（花押）	少宮司平「長真」
権擬大宮司宗形氏頼（花押）	少宮司宗形「親氏」
権擬大宮司宗形氏廉（花押）	権少宮司宗形「氏能」
擬大宮司宗形氏連（花押）	権擬大宮司大中臣「経実」
擬大宮司平季盛（花押）	擬大宮司中原「長信」
権大宮司宗像（資氏カ）	擬大宮司宗像「氏廉」
	権大宮司宗像「資氏」

【表二】 文永九年・正応六年神職名比較表

「祝詞禰宜藤原「致康」とみえる。この「致康」こそ「御供下行事」の「弥藤太致安」と同一人物であると思われる。『宗像神社史』（下巻四六四頁）では、「致康はその名から見て、祝詞家の人と思はれるが、文永の起請文に祝詞禰宜が存しないのは、如何なる事由によるか。察するに、致康はそれ以後において、本来の祝詞職に就いたのであらう」とする。正応六年の「宗像社祠官等重申状」が「祝詞禰宜」の初見であり、「弥藤太致安」の時

に祝詞禰宜の権限が拡大していることから推すと、「致安」致康」の時代に祝詞禰宜の職掌が整備されたのではなからうか。「書写置」とあるが、「御供下行事」は応安時点の実態に即して新たに編集されたものであることを踏まえると⁽¹⁰⁾、「これ致」からの八代相伝の祝詞職という「御供下行事」の表現は、「致安」致康」以前の由緒を喧伝しようとする祝詞禰宜致広による文飾であろう⁽¹¹⁾。

「御供下行事」の編纂と同時に、祝詞禰宜致広は「応安」の編纂も行っている。甲本奥書には「于時社務氏俊御時、^(祝)□^(禰宜)□^(致広)□^(以下欽)」とあり、「応安」原本が時の五二代大宮司氏俊の下で編纂されたことが分かる。甲本・乙本とは別系統の写本と考えられている戊本は、甲本から丁本では欠落している奥書が完存し、さらに永享九年（一四三七）の追補部分を備え、伝本六種の中で首尾完全な唯一の伝本である⁽¹²⁾。次に戊本の応安八年奥書と永享九年奥書とを掲げる。

【史料四】「応安神事次第」戊本奥書（『宗像大社文書』第三卷所収）

右、当社年中行事引付者、度々騒乱之時令^(粉)粉失^(一)坎。随而見知分可^(二)注申^(三)之旨、依^(四)社務仰^(五)、大概所^(六)令^(七)注進^(八)也。此内大神事、白馬、踏歌者、被^(レ)引^(九)移内裏節会^(一〇)、孔大寺ハ九州之沙汰、今者始^(一)自^(二)伝教大師御願^(三)敢無^(四)退^(五)伝^(六)者也。御神楽者、被^(レ)摸^(七)天岩戸之例^(八)、臨時祭者、朱雀院御宇天慶之例、五月会者、被^(レ)移^(九)今比叡祭礼^(一〇)、放生会者、被^(レ)追^(一)仁明天王御宇承和十年、大神宮^(并)男山之儀式^(二)之由、所^(三)承及^(四)也。仍注進如^(レ)件。

^(一三三五)
応安八年^(乙卯)三月十七日

権擬大宮司祝詞禰宜兼殿上職致広、在判

（永享九年追補部分中略）

右、此目錄ハ致広祝詞注進被^(レ)移畢。但第三宮毎月八日御事、同僧供田、又正月七日白馬次第、三所長日御供米、同後田、同三節供、ス、ミテ之酒肴・薪・塩・野菜・和布以下等事者、本目錄^(二)ハ雖^(レ)無^(レ)之、嚴重之為^(三)御神事・神役^(一)間、書令^(写)畢。

^(一四三七)
永享九年^(丁巳)三月七日

大宮司氏俊（花押影）

大宮司氏郷（花押影）

「応安」諸本の成立について検討した河窪奈津子氏は、「応安」の原本は応安八年に祝詞禰宜致広によって編纂され、写本が甲本、乙本の順で成立、永享九年に祝詞禰宜致宣が追記して新たに編纂したものが戊本原本、甲・乙本を参照して享祿二年（一五二九）に祝詞禰宜護致が書写したものが丙本原本とする⁽¹³⁾。

ここでは、祝詞禰宜致広は、「正平」の編纂からわずか七年後の応安八年、時の大宮司氏俊の下で三月十日に「御供下行事」を、続けて三月十七日に「応安」を新たに編纂したという事実を強調しておきたい。

(二) 忌子禰宜

【表二】では文永九年に「忌子禰宜」がみえないが、正応六年には「忌

子禰宜宗形千連」の名が現われる。この宗像（宗形）千連は「応安」にもその名が現れる。

【史料五】「応安神事次第」甲本

宮政所、惟当歳、弘安六年十二月晦日、
王城^{ニハ}名^ヲ上、鎮西^{ニハ}徳^ヲヒロケ、誠^ニヤコトナクマシマス、宮ツ
カサ殿ノ籠^リマシマスヘキ西ノ神殿^ニ、何人ナレハコモリ給フソイフ
トキ、

忌子曰、

宗像 忌子禰宜[、]千連者、宮司殿ノ御代官^ニコモリテ候トイフ。

十二月晦日、大宮司が籠るべき政所社西神殿に誰が籠っているのかという問いかけに対し、忌子禰宜が「宮司殿ノ御代官」として籠っていると答える秘密の神事である^(註)。また、同甲本所収の弘安八年（一二八五）正月八日「宗像三所大菩薩ノ御占事」にも「忌子禰宜千連」が見えている。一方、「応安」乙本は、【史料五】の「西ノ神殿」における神事として、建保三年（一二一五）十二月晦日の事例を挙げ、「宗形忌子禰宜千時」の名を記している。すなわち、忌子禰宜は、少なくとも建保年間から存在し、文永九年には欠員であったものの、弘安六年から正応六年の間は宗像（宗形）千連が担っていたことが分かる。特に甲本において千連が先例として挙げられていることは、祝詞禰宜と同様、忌子禰宜も職掌の整備の画期は千連の時代、すなわち十三世紀後半にあったことを窺わせる。この忌子禰宜は

「宮司殿ノ御代官」として秘事を行っているように、宗像社の神事において重要な役割を担っていた。

本稿で注目したいのは、重要な役割を果たしたはずの忌子禰宜が「正平」の「役」の中に全く現れないことである。前章で御供の負担において「正平」と「応安」とには差異があることを指摘したが、忌子禰宜の「役」が「正平」にみえないという事実は、単に御供を負担しなかったという以上の意味があるだろう。「正平」における忌子禰宜の不在と「社務役」の多さは、神事の執行における社内の組織構造の不安定性を表しているのではなからうか。このように考えると、「正平」と「応安」とは中世宗像社の神事内容を補完し合うというよりも、むしろその差異こそが強調されるべきであろう。さすれば、「正平」の成立からわずか七年後の祝詞禰宜による「応安」「御供下行事」編纂は、先代大宮司とその神事の執行方法を否定する意図があったと考えられる。

そして、「正平」が南朝年号を持つことが改めて重要になってくるのである。

三、「正平二十三年宗像宮年中行事」と宗像氏名

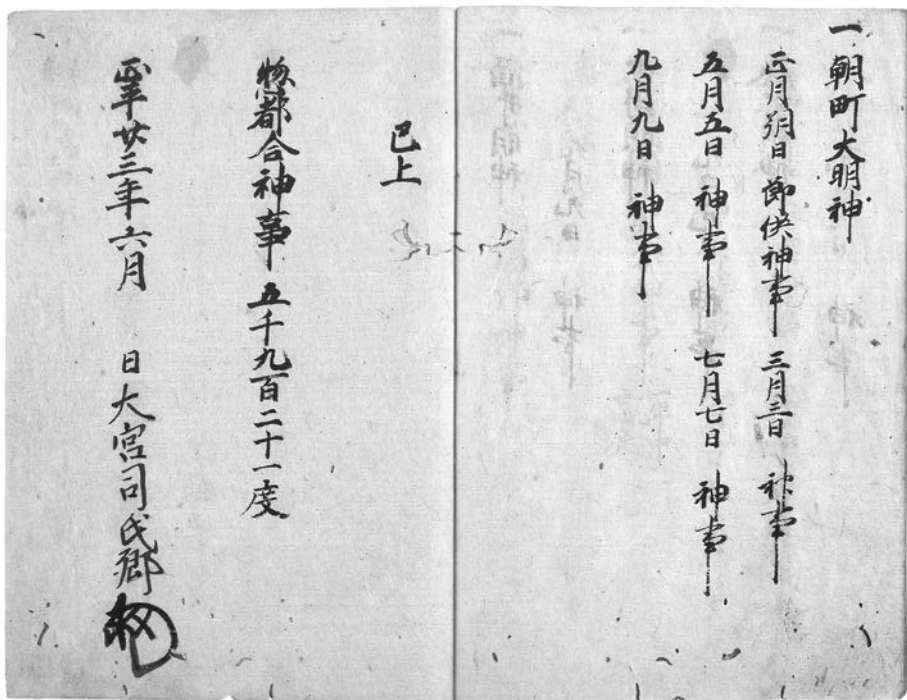
【史料六】「正平二十三年宗像宮年中行事」奥書

已上

惣都合神事 五千九百二十一度

正平^(一三六八)廿三年六月 日大宮司氏郷^(別巻)（花押影）

本文と奥書の「正平廿三年六月日」とは同筆であるが、「大宮司氏郷（花押影）」は明らかに別筆である。長祿二年（一四五八）に大宮司職に就き、文明十年（一二七八）に没した氏郷が書写に関わったはずはないため、名前と花押影は氏郷が本書を伝領したことを示すものとされている¹⁵。ま



【図二】「正平二十三年宗像宮年中行事」奥書（『宗像大社文書』第三巻影印本）

た、「御供下行事」奥書、「応安」戊戌永享九年奥書にも大宮司氏俊と氏郷の署判があるが（【史料三】【史料四】参照）、これも六二・六五代大宮司氏俊（氏経子、祝松丸、「応安」原本編纂時の五二代氏俊とは別人）によつて追補が命じられ、それを伝領して相伝の証判を加えたのが氏郷であるという¹⁶。

『宗像大社文書』の解題（七一六～七一七頁）では、正平二十三年という年紀について、「宗像社がこの時期南朝勢力に接近する形で、神社の興隆をはかった証左とみなすべき性格のもの」として、原本の成立は正平二十三年であり、十七世紀初頭に書写された「宗像社家文書惣目録」の筆跡との比較から、現存本は近世初頭の写である可能性を指摘する。さすれば、「大宮司氏郷（花押影）」はそれ以後の加筆となるが、河窪氏は、「応安」戊戌（明治初年の書写）の原本の奥書にあった氏郷の花押を真似たものであり、氏郷の署判が伝領の経緯や成立の事情に直接関わるものではないとする¹⁷。

ともあれ、現存本の奥書には、正平二十三年段階で「正平」を編纂した、あるいは編纂させた人物は記されていない。しかしながら、その成立時期を鑑みれば、貞治三＝正平十九年（一二三四）二月五日、兄氏俊から大宮司職を譲与された氏名の存在が浮かんでくる¹⁸。氏名こそ、「宗像宮社務次第」甲本に「五十三代氏名 但宮、方、之、社、務、也 氏俊舍弟」、同乙本に「五十三 氏名 氏俊舍弟 但宮、方、社、務、於、極見合戦「打死畢」と記された人物であった。

氏名の大宮司就任について、大宮司職をめぐる一族の対立が南北朝の動

乱と結びついたとする見解¹⁹⁾と社内の総意によって宮方の大宮司が選択されたとする見解²⁰⁾がある。先述したように、五一代大宮司の氏正は、「正平十年十一月」の年紀によって氏俊へ社務職并別府・宮方検断公文職、赤馬地頭職を譲与している〔表二〕No.2(4)。宮方優勢の状況では氏正も南朝年号を使用しているにもかかわらず、氏名のみが「宮方社務」とされたのは、氏名が名実共に宮方に与した人物で、武家方の宗像大宮司家において異質の存在であったためであろう。

氏名から氏俊に大宮司職等の再譲与が行われた形跡はないが、「宗像宮社務次第」甲・乙本には氏俊は応安五年に京都より下向して、還補したとあり、氏名の在任中、武家方である氏俊は京都に逃れていたのではあるまいか。また、応安四年七月二十六・二十七日に「社務職并別府・宮方検断公文職」をはじめとする諸職が氏俊から子息弥松(氏頼)に譲与されている²¹⁾。氏俊は還補後永徳元年(一三八一)まで大宮司に在任しており²²⁾、応安四年時の譲与は大宮司としての権限を氏俊が保持したまま、自らの後継者を指名する意図があったのではなからうか。そして、その裏に氏俊と氏名との対立を想定することは難しくないだろう。

いずれにせよ、「宗像宮社務次第」の記述を信じれば、応安四年段階での大宮司は氏名であるため、京都に逃れていた氏俊が氏頼への譲与を行った契機は今川了俊の九州下向において他に考えられない。

応安四年二月十九日京都を発った了俊の九州攻略の方針は、子息義範を大友氏とともに豊後から、弟仲秋を松浦党とともに肥前から、そして了俊自身は豊前から侵攻し、三方面から一挙に大宰府を攻撃することにあつ

た。同年七月二日夜、豊後高崎城に入った義範は、七月二十三日、国東郷に要害を構えていた菊池武光の若党平賀新左衛門尉を攻め、平賀彦次郎以下三人を討ち取っている²³⁾。この戦いが氏俊から氏頼への形式的な譲与が行われた直接の契機となったと思われる。さらに、了俊が大宰府を陥落させた応永五年、氏俊は大宮司に還補されるのである。

「宮方社務」であつた氏名は、「宗像宮社務次第」乙本によれば垂見合戦で討死してしまう。大宮司経験者の討死は宗像大宮司家にとって異例のことであり、これは単なる合戦ではなく、宮方対武家方―氏名対氏俊という対立図式の中で起きたことであろう。

氏名が討死した「垂見合戦」の年紀は定かではない。『歴代鎮西志』(九卷)の記述から、応安七年に長門国から下つた菊池武政が門司・小倉・岩錯・香原・帆柱・馬岳・蘆屋・宗像に城郭を構え、宗像に布陣した際に、氏名は武政指揮下に入つて垂見峠で討死したとする²⁴⁾。断定は難しいが、了俊の九州下向に合わせた氏俊の行動は迅速であり、応安五年に大宰府が陥落し、宮方が高良山に追われたなかで、氏名は応永七年まで勢力を保持できただろうか。【史料七】の示すように、了俊の軍勢は豊前方面から宗像を経由して大宰府へと侵攻した。この時に「垂見合戦」が行われ、氏名は討死したとの推測も成り立ちうるであろう。

【史料七】「吉河経見軍忠状」(「吉川家文書」南北朝遺文四九六一号)

安芸国大朝新庄地頭吉河駿河守経見申軍忠事、

右、鎮西御発向之時、最先馳参、自^(山県郡)豊前国門司^(全数郡)関、令^(全数郡)供奉、致^(全数郡)忠節

「之処、去二月十日、筑前国多良倉^(遠賀郡)・鷹見嶽両城御合戦懸^レ先、抽^二戦功^一之以来、小倉^(金蔵郡)・宗像^(宗像郡)・皆内^(糟屋郡)・隈^(那珂郡)・岩戸^(御笠郡)・佐野山御陣等、於^二所々^一、于^レ今竭^二忠節^一訖。然早下^二賜御証判^一、為^レ備^二後代亀鏡^一、粗言上如^レ件。

応安五年六月 日

(今川貞世・氏俊)
「〔花押〕」

「垂見合戦」で氏名を排除し、五四大大宮司となった氏俊は、氏名による「正平」を乗り越え、新たな神事の執行体制を築くため「御供下行事」「応安」の編纂を試みたと考えられる。「応安」のみが永享年間に追補され、諸本が成立していったことも、「正平」に替わって「応安」が「主流」となったことの裏付けとなろう。

おわりに

既往の研究に屋上屋を架したに過ぎないが、本稿では、南朝年号を持つ「正平」の特異性を強調することで、「正平」を成立させ、それによる神事の執行体制を構築しようとした「宮方社務」氏名の異質性を主張してみた。「正平」と氏名を乗り越えるところに、応安八年の祝詞禰宜による「御供下行事」「応安」の編纂目的があり、氏俊はそれらに基づく新たな神事の体制を再構築しようと試みたのである。「正平」と「応安」は南北朝の動乱をめぐる対立した理念の下で編纂されたものであり、両者の共通性よりも差異に注目することで、当該期の宗像社と大宮司家の状況を理解できる

のではなからうか。

とはいえ、氏俊以降も「正平」が書写され、受け継がれてきたことは事実である。その理由が奈辺にあるか、神事関係史料のより精緻な比較・検討の必要性とともに今後の課題としたい。

(1) 正慶二年＝元弘三年(一一三三) 四月二日、長門探題救援のため、「大隅国御家人日田肥前權守入道、宗像大宮司、并豊前国宇佐築城上津妻毛^(マ)下津毛ノ四郡人々」が派遣されており(『博多日記』同日条)、同五月二十二日、少貳貞経が鎮西探題北条英時を攻めた際には宗像氏は「属探題在城」していたとされる(『歴代鎮西要略』卷三)。しかし、後醍醐天皇の綸旨によって「筑前国宗像社々務当知行之地」が安堵されており(元弘三年九月十七日「後醍醐天皇綸旨」『宗像大社文書』第一卷三号文書)、どの時点かで鎌倉幕府から離反したものと思われる。

(2) 『太平記』卷第十六「將軍筑紫御開事」に「宗像大宮司使者ヲ進テ、御座ノ辺ハ余リ二分内狭テ、軍勢ノ宿ナンドモ候ハネバ、恐ナガラ此弊屋ヘ御入有テ、暫此間ノ御窮屈ヲ息ラレ、国々ヘ御教書ヲ成レテ、勢ヲ召レ候ベシト申ケレバ、將軍聽テ宗像ガ館ヘ入セ給フ」、『梅松論』「尊氏勢宗像出陣ならびに頼尚軍議の事」に「頼尚先陣を承て、あしやの津を御立あつて、宗像大宮司が宿所ヘ西刻に御着あり。やがて両御所に御鎧、馬を進上申けり」、『歴代鎮西要略』卷三に「尊氏將軍移宗像城、大宮司氏直獻駄騎馬鎧兩御所」、『菊池伝記』卷一に「筑前国宗像郡江口に着船ありしかは宗像大宮司おのが館に請し入」とある。

(3) 文和四年(一一三五) 三月五日「宗像大宮司氏正讓狀」(『宗像大社文書』第一卷

一二〇号文書)、「宗像社家文書惣目録」の「代々社務譲状次第」の項に、「一通 自氏正氏俊譲状 文和四年三月五日 肥前国神崎五町分事」「一通 自氏正氏俊譲状 文和四年三月五日 壹岐薬師丸事」とある。

(4) 『宗像社家文書惣目録』注解(『宗像大社文書』第二卷三八二頁)。

(5) 『宗像社家文書惣目録』では、「朝町村本主」について菊王丸↓宇佐胤泰↓宇佐氏泰という相伝が記されている(「朝町本主文書」建武二年(一一三五)十一月八日「菊王丸譲状」、正平十四年(一一五九)四月十九日「宇佐胤泰譲状」、貞治二年(一二六三)三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務譲状」)。一方、「朝町村相伝系図」(『宗像大社文書』第二卷所収「宗像家文書」一二号)では、菊王丸↓胤泰(曲弥五郎)↓胤胤(曲弾正左衛門入道)↓胤政(同次郎左衛門)という相伝が記されている。朝町村は、平安末期に遡る「根本神領」であるが、「社家と国衙とに両属し、土地は地頭が支配し、国衙に年貢、社家には雑役を納めるところ」(『宗像神社史』下巻六四七頁)であったため、度々社家(大宮司家)と地頭(本主)との間で相論が行われた。「宗像社家文書惣目録」の貞治二年三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務譲状」には「彼氏泰者依^レ為^ニ社務烏帽子々^一」、本文書相「副手継」譲^ニ社務^一「文言有^レ之」とあり、貞治二年に氏泰から社務(大宮司)へ譲与された。

なお、『宗像神社史』では宇佐胤泰から大宮司氏俊への譲与とし(下巻六五〇頁)、『宗像大社文書』の注釈では、宇佐氏泰から大宮司氏経へ相伝されたとするが(第二卷三七四頁)、貞治二年の譲与は宇佐氏泰から五二代大宮司氏俊へ譲与されたとするのが正しいと思われる。

また、「朝町村相伝系図」では本主の一族を佐々目氏とするが、「宗像社家文書惣目録」において宇佐氏とされた経緯は不詳である。

(6) 加瀬直弥「中世宗像社に見る大宮司と神事の関わり」『神道古典研究所紀要』第十号、二〇〇四年。

(7) 『宗像大社文書』第二卷所収「宗像家文書」一号文書。

(8) 『宗像大社文書』第一卷一八〇号文書。

(9) 『宗像神社史』下巻四六二〜四六三頁では、共通する人物を五名としているが、「権少宮司平長実」と「少宮司平「長真」」は同一人物であると思われる、また、『宗像大社文書』第二卷所収「宗像家文書」一号文書の注解では、文永九年の「権大宮司宗像」を資氏に比定している。

(10) 河窪奈津子「宗像大社所蔵の神事史料」『神道宗教』二二一、二〇〇八年。

(11) 『宗像大社文書』第三卷三九六頁では、「御供下行事」の内容が定まった時期を鎌倉時代中期とする。これは、同奥書に「氏国御館之御時」とあり、氏国が十三世紀前半に大宮司となったことからの推定と思われる。同書中には「忌子」とともに「祝詞」(禰宜)が見えるが、同書の内容が全て「氏国御館之御時」とは考えにくい。祝詞禰宜の役職が整備され、御供下行に加わるようになったのは、正応年間以降ではあるまいか。

(12) 『宗像神社史』下巻四一、四七〜四八頁。

(13) 前掲註(10) 河窪論文。また、祝詞禰宜致広の「権擬大宮司」「殿上職」について、祝詞禰宜家が応永三十二年(一四二五)から戊辰成立の十二年の間に昇格したものと、応安八年当時の肩書ではないことを指摘する。

(14) 「吉野期神事目録」も「西神殿御神事」を十二月晦日とする。一方、「正平」の「政所社神事」の項では、「西神殿神事」を十二月二十五日とする。『宗像神社史』下巻二五七頁では、「年末の二十五日夜から忌籠に入つた時期と、それを晦日に短縮

した時期とがあつたことを示すものではなからうか」とする。

(15) 『宗像神社史』上巻三九、四八〇頁。

(16) 『宗像神社史』下巻四八頁。なお、同頁では、本書は明治三年（一八七〇）に就任した社家最後の大宮司である宗像氏重が、明治三、四年頃の大宮司在職中に自ら書写したものと推定している。

(17) 前掲註（10）河窪論文。

(18) 「宗像社家文書惣目録」の「代々社務讓狀次第」の項に、「一通 自氏俊氏名讓狀 貞治三年二月五日 社務職并別府・宮方檢断公文職事」とある。

(19) 桑田和明「南北朝・室町時代の宗像社と諸郷」（同『中世筑前国宗像氏と宗像社』〔岩田書院、二〇〇三年〕所収、初出は一九八八年）、『宗像神社史』下巻四七一頁。

(20) 前掲註（10）河窪論文、『宗像市史』通史編第二巻三九四～三九六頁。

(21) 「応永社家文書惣目録」の「代々社務讓狀次第」の項。

(22) 「応永社家文書惣目録」の「代々社務讓狀次第」の項に「一通 自氏俊權大宮司 氏頼讓狀 永徳元年十一月十六日 壱岐島葉師丸地頭職事」とあり、この時点まで氏頼が權大宮司であつたことが窺える。

(23) 川添昭二『今川了俊』（人物叢書新装版 吉川弘文館、一九八八年）、八九頁。

(24) 『宗像市史』通史編第二巻三九七～三九八頁。

宗像大社所蔵資料 平成二十八年度調査概報

野木 雄大

はじめに

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産としての価値、すなわち「顕著な普遍的価値」は、これまで蓄積された調査や研究によって担保されている。主要なものとしては戦前から編纂が行われた大著である『宗像神社史』上・下・附巻（宗像神社復興期成会編、一九六一年・一九六六年・一九七一年）、その編纂過程で沖ノ島祭祀遺跡の調査と価値の解明が求められて行われた三次にわたる発掘調査の報告書である『沖ノ島宗像神社沖津宮祭祀遺跡』（宗像神社復興期成会編、吉川弘文館、一九五八年）、『続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』（同、一九六一年）、『宗像沖ノ島』（第三次沖ノ島学術調査隊編、宗像大社復興期成会、一九七九年）がある。また、構成資産に関わる報告書として『新原・奴山古墳群 津屋崎町文化財調査報告書第六集』（津屋崎町教育委員会編、一九八九年）、『大島御嶽山遺跡―福岡県宗像市大島所在遺跡の発掘調査報告―宗像市文化財調査報告書第六四集』（宗像市教育委員会、二〇一二年）、自治体史として『宗像市史』通史編第一巻―第四巻・史料編第一巻―第四巻・別巻（宗像市史編纂委員会編、一九九四―一九九九年）、『玄海町誌』（玄海町誌編纂

委員会、一九七九年）、『大島村史』（大島村教育委員会編、一九八五年）、『津屋崎町史』通史編・資料編上下巻・『津屋崎の民俗 津屋崎町史民俗調査報告書』第一集―第四集（津屋崎町史編さん委員会、一九九六―一九九九年）、『福岡町史』通史編・資料編一―四（福岡町史編集委員会、一九九七―二〇〇〇年）が刊行されている。さらに、宗像市合併後の市制十周年を契機として「新修宗像市史」の編纂も企図されている。

世界遺産登録活動の中で、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議は、平成二十三年度―二十五年度に委託研究事業を実施し、計三十三本の論考を掲載した『研究報告』Ⅰ―Ⅲを刊行した。二十六年度からは本遺産群をめぐる研究の進展を目指して『沖ノ島研究』を発行し、研究成果の公開を行っている。

宗像地域の歴史や世界遺産としての価値は、宗像大社が所蔵する数多くの考古資料や文献史料の調査・研究によって明らかになってきたことはいうまでもない。このような研究の進展に際して、世界遺産としての価値をより一層究明し、価値を含めた遺産群の公開・活用に資するために、宗像大社所蔵の資料についてさらなる調査・研究を行うことは必要不可欠である。そこで、平成二十八年度から大社所蔵資料の調査が開始される運びと

なった。平成二十八年度は、未整理の状態です。宗像大社に所蔵されている資料を中心として、全体の状況の把握を行った。本稿は平成二十八年度調査の概要を記すものである。

一・考古資料

(一) 国宝「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」の指定経緯

沖ノ島祭祀遺跡の出土品は、約八万点が一括で国宝に指定されている。しかし、その数はかつて十万点とも十二万点ともいわれており、未だ点数と指定経緯についての認識が統一されているとは言い難い状況である。本節では、宗像大社神宝館学芸員の福岡真貴子氏が平成十八年に行った講演をもとに、八万点が国宝指定に至った経緯について述べることにする（図一【参照】）。

沖ノ島祭祀遺跡の発掘調査は、三次にわたって行われた。

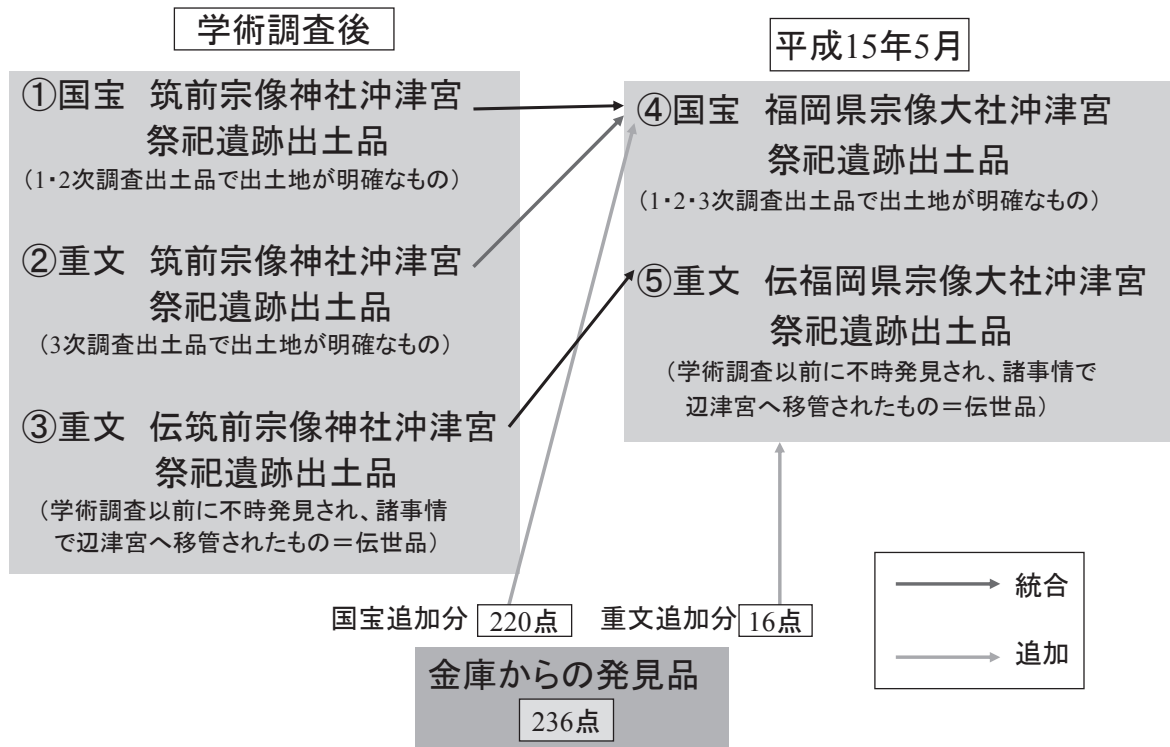
- ・第一次 第一回調査 昭和二十九年五月二十九日～六月四日
第二回調査 昭和二十九年八月五日～八月二十日
第三回調査 昭和三十年六月五日～六月十二日
第四回調査 昭和三十年十月十七日～十一月二日
- ・第二次 第一回調査 昭和三十二年八月十六日～八月二十六日
第二回調査 昭和三十三年八月二十三日～九月七日
- ・第三次 第一回調査 昭和四十四年九月二十八日～十月二十日

- 第二回調査 昭和四十五年五月五日～五月二十五日
- 第三回調査 昭和四十五年九月二十六日～十月二十日
- 第四回調査 昭和四十六年五月九日～五月十八日

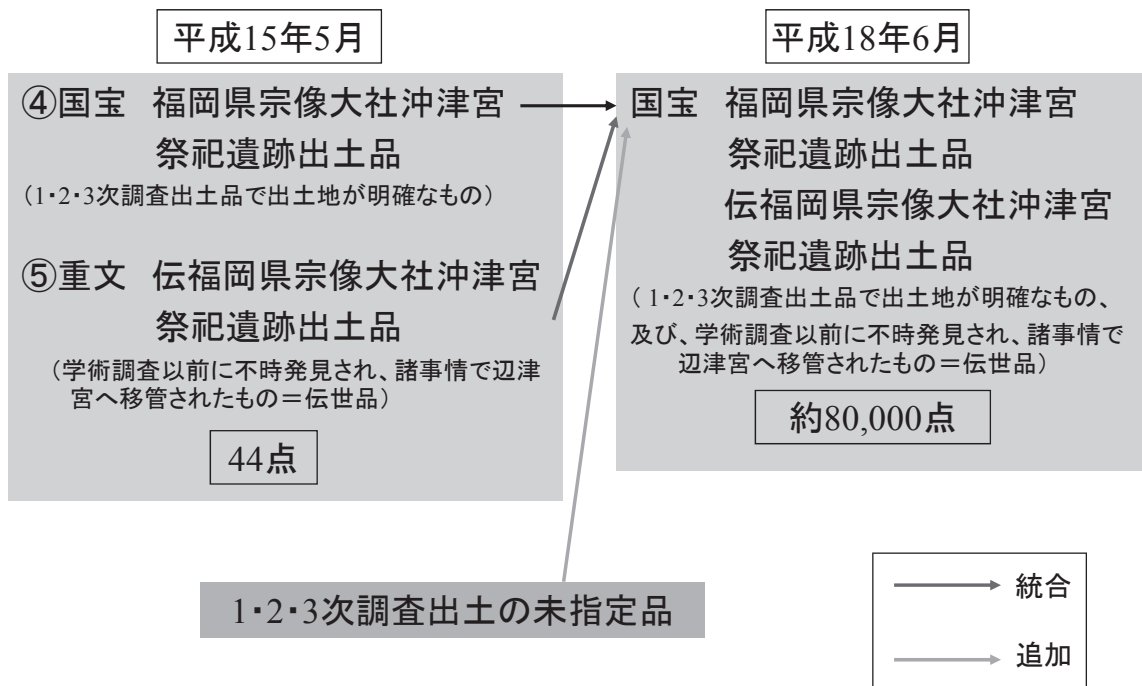
第一次・第二次調査出土品で出土地が明確なものが「筑前宗像神社沖津宮祭祀遺跡出土品」として、昭和三十四年の重要文化財指定、昭和三十六年の追加指定を経て、昭和三十七年六月二十一日に国宝に指定された（考第二九号、文化財保護委員会告示第三十二号）①。また、第三次調査出土品で出土地が明確なものは、昭和五十三年六月十五日重文指定された（考第三六六号、文部省告示第百三十一号）②。一方、これら発掘調査での出土品とは別に、学術調査以前、不時に発見され辺津宮で保管されていた「伝世品」は、「伝筑前宗像神社沖津宮祭祀遺跡出土品」として昭和三十六年六月三十日重文指定され（考第二三九号、文化財保護委員会告示第四十五号）、昭和五十四年に追加指定がなされた（文部省告示第百十四号）③。平成十五年五月二十九日、①と②が国宝として統合され、「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」に名称変更がされた（文部科学省告示第百二号）④。この時、辺津宮に保管されていた金庫から発見された出土品二三六点のうち、二二〇点が国宝へ追加された（①に一九九点、②に二二点を追加）。残りの一六点が③に追加され、「伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」として名称変更がされた（文部科学省告示第百五号）⑤。また、その後の員数確認作業により⑤の点数は計四四四点であることが確認された。

さらに、平成十八年六月九日、④と⑤を統合し、第一次～第三次調査の

指定の経過 1



指定の経過 2



【図一】平成19年3月18日シンポジウム「沖ノ島を世界遺産に」
福嶋氏講演資料をもとに作成

出土品のうち未指定分を追加して、「福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」として国宝に指定された(文部科学省告示第七十五号)。統合・追加指定に際して、出土品の点数の確認が行われ、およそ八万点が一括国宝となった。国宝指定の約八万点という点数は、平成十八年の統合・追加指定時の調査結果に基づいている。

(二) 平成二十八年年度調査概要

宗像大社には、国宝指定の沖ノ島祭祀遺跡出土品をはじめとして、沖ノ島旧社務所前遺跡(港から西へ鳥居をくぐって岸壁に沿って設けられた細道を登ると、かつて社務所が建設されていた平坦地があり、そこに縄文・弥生時代の生活遺跡が広がっている)の出土品や旧宗像郡域から持ち込まれた地域資料など多数の考古資料が所蔵されている。平成十八年の国宝統合・追加指定から十年が経過したこと、また、世界遺産登録後の価値のさるなる究明や公開・活用を目指して、宗像大社とともに、国宝指定分の出土品点数の再確認及び宗像大社所蔵考古資料の現状・総量確認と再整理を行うこととした。

本年度は土器を中心とする考古資料の再整理に取組むこととなった。

調査・整理作業は、宗像市郷土文化課原俊一氏を中心として、宗像大社、福岡県文化財保護課、福岡県世界遺産登録推進室、九州歴史資料館、宗像市世界遺産登録推進室が共同で、平成二十八年四月十二日(火)から六月二十四日(金)まで計二十九回行われた。出土品をビニール袋に梱包、ビニール袋内の出土品の器形・点数等をラベルに記載してコンテナに収納

した。さらに、これらの一覧表を作成し、写真の撮影も行った。

本年度の調査によって、宗像大社所蔵の土器類は、器形や出土地ごとに分類され、梱包数一〇八一袋、箱(コンテナ)一一九個に整理された。この整理作業で、宗像大社所蔵の考古資料全体の概要が把握され、沖ノ島祭祀遺跡出土の土器の点数は平成十八年の国宝統合・追加指定時と変更がないこと、第三次調査以降本格的な調査がされていなかった沖ノ島旧社務所前遺跡出土品(国宝指定外)の整理が進んだこと、旧宗像郡域からの出土品(大島中津宮・御嶽山・井ノ浦、旧玄海町遺跡、旧宗像郷土館所蔵資料など)の所蔵を確認したことなどの成果があった。



【写真二】調査の様子



【写真一】調査前の保管状況

(三) 今後の課題

考古資料の整理はある程度進められたが、今後の円滑な公開・活用のために、国宝指定分も含めた宗像大社所蔵の資料全体について、より精度の高い目録（一覧表）を作成しなければならぬ。さらに、沖ノ島祭祀遺跡の調査から三十年以上が経過しており、報告書を新しい目で見直し、現代の水準で多角的



【写真四】調査後の様子②



【写真三】調査後の様子①

な研究を行う必要がある。特異なタタキ・当具痕を有する須恵器甕の抽出と拓本の採取や、蛍光X線分析による旧社務所前遺跡出土黒曜石の産地推定といった調査も本年度開始された。本年度の調査で整理が進んだ旧社務所前遺跡は、縄文・弥生時代の「沖ノ島前史」を解明する上で重要であり、その究明が急がれる。また、作業の過程で報告書のトレース図が見つかったため、それらの整理やデータ化も急務である。本年度の調査は、今後の研究の糸口となる整理作業に着手し始めたにすぎない。これらの課題を克服するため、次年度以降も宗像大社とともに調査・研究を継続していく必要がある。

二. 文献史料

(一) 近世以降の史料の状況

宗像大社所蔵の中世史料は『宗像大社文書』第一巻～第四巻として刊行されており、また宗像大社神宝館学芸員河窪奈津子氏によって詳細な紹介が行われている（河窪奈津子「宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史」『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ、二〇一一年）。そのため、本年度の調査で対象とするのは、近世以降の未整理史料である。河窪氏の案内によって、平成二十八年四月十二日（火）に収蔵状況を確認し、次のような成果を得た。

・宗像家奉納文書

旧社家の宗像家が所蔵していた史料群は、昭和五十一年に宗像辰美氏よ

り、平成二十年に子息の清文氏より宗像大社に奉納された。辰美氏奉納文書のうち中世文書は、『宗像大社文書』第二巻に、神事関係史料は同第三巻に収録されている。また、辰美氏奉納の近世文書は目録カードがあるが、データ化はなされていない。

清文氏によって奉納された文書のうち整理箱七箱分は整理済で、河窪氏によって 目録データ（文書・史料番号1001）2583※一部欠番あり、掛軸：番号1～31）と人名表が作成されている。四箱分が未整理で、全て近世史料である。これは『宗像市史』においても未調査である。

・川添昭二先生寄贈資料

川添昭二氏が研究用に蒐集された資料である。幅九〇センチ



【写真六】宗像清文氏奉納文書（未整理分）②



【写真五】宗像清文氏奉納文書（未整理分）①

のキャビネット三段分。『宗像大社文書』第四巻を校正する便宜を図るため、平成二十四年宗像大社へ寄贈された。詳細は『沖ノ島研究』本号収録の河窪奈津子氏の論考「宗像大社所蔵「川添昭二先生寄贈資料」の紹介」を参照されたい。

・和本類

六棹の筆筭に収納されている和本類については、平成十四年に河窪氏によって、「青柳種信資料目録」「禁帯出本調書・目録」「一般和本分類目録」からなる「和本目録」が作成されている。

次に掲げる資料は、明治期から現在に至る日誌類や庶務関係の書類である。昭和四十五年に渡辺克忠氏が作成し、平成十四年に河窪氏が再作成した目録データがある。目録化されている分は次の通りである。

・「辻津宮社務日誌（宗像大社社務日誌）」

明治五年から昭和四十六年までの四四冊。

・「辻津宮宿直所日誌」

明治三十七年から大正十二年までの四冊。

・「沖津宮社務日誌」

明治五年から昭和四十二年まで二六冊。

・「中津宮社務日誌」

明治六年から昭和四十三年まで三二冊。

・「沖津宮社務報告」

昭和三年から昭和四十四年まで七冊。

・「沖ノ島監視日誌」

昭和三十三年六月十八日から同三十八年四月十三日までの一冊。

・「中津宮社務報告」

昭和三年から昭和三十七年まで四冊。

※以上の資料は、断絶や一部しか残っていない年次がある。

・「庶務書類」

『宗像神社史』編纂関係資料を含む明治初年から戦前までの二十五

巻九〇冊分。

・「営繕書類」

近世から昭和四十五年までの三十五巻（文化財復興奉賛会事業及び

昭和四十三年からの復興期成会事業を除く）。

・「文化財修復関係書類目録」

文化財復興奉賛会事業の書類三七冊。

（二） 調査内容

本年度は、「宗像清文氏奉納文書」の未整理分四箱の目録作成作業を行うことになった。調査は、河窪氏と福岡県世界遺産登録推進室野木で行った。調査日は、六月九日（木）、七月五日（火）、七月十四日（金）、八月一日（火）、十月六日（月）、十一月八日（火）、十一月十六日（水）、十二月八日（木）、十二月二十一日（水）、一月十九日（木）、二月七日（火）、二月二十一日（火）、三月九日（木）である。

本年度の調査成果として、「宗像清文氏奉納文書」未整理分のうち書冊

の目録作成が完了し、続いて書状などの目録化作業に着手した。また、別途、「宗像辰美氏奉納文書」の近世文書目録カードのデータ化作業も進めている。本年度作成した書冊の目録を次に掲げる。

宗像清文氏奉納文書目録（書冊）

史料番号	史料名	作者／差出→宛名	年号	西暦	内容	形態・法量・備考
書冊 1	宗像宮社人宗旨御改帳三冊之内真言宗	宗像郡吉田村鎮国寺	文政四年三月	1821	切支丹宗門改めに付、日置兵部卿が鎮国寺檀那であることを証す。	綴はずれ、縦帳三丁
書冊 2	宗像宮社中請持神社帳	深田兵部太輔 →伊丹九郎左衛門	天保六年九月	1835	七十四社の請持について。	縦帳十三丁 (墨付十二丁)
書冊 3	三大区拾小区山田霊社神殿新築御聴置願	三大区拾小区山田村信仰有志惣代花田源吾・佐長惣代大賀弥市・同惣代花田庄三郎 →第三大区々長 上野弥太郎	明治九年九月	1876	信仰の寄付にて神殿を新築することの許可願。	明治十三年四月六日付「山田霊社新築ニ付願」あり。 六帳、縦帳
書冊 4	官幣大社宗像神社御紋 実楯				御紋の由来。	二紙
書冊 5	山田霊社之儀ニ付願	宗像神社主典宗像秋続 →福岡県令渡邊清			増福院を神社に改めるに際して、由緒の詳細を調べ、再評するよう願。	縦帳二丁
書冊 6	妙見山増福院宝物帳				花田源吾所持分を伊賀福岡へ持ち出すに付、明治十一年五月十三日安部栄次郎宅にて写す。	縦帳四丁
書冊 7	福岡県下三大区筑前国宗像郡山田霊社神殿新築献資簿前文	宗像郡山田霊社神殿新築首謀信仰者謹白	紀元二千五百三十六年第七月		山田霊社神殿新築費用の寄付願。	縦帳三丁、印刷物
書冊 8	廃寺願	第三大区一小区山田村佐長惣代瀧口源右衛門・同村保長花田庄三郎 →福岡県令渡邊清	明治十年一月	1877	山田村増福院の廃寺願。	縦帳三丁
書冊 9	〔句集〕	深田民部之丞	嘉永七寅年三月(写)	1854		縦帳十四丁
書冊 10	第八号 什物取戻ノ訴訟ニ関ス		明治十年～十三年	1877 ～ 1880	山田村増福院什物取り返しについて。	縦帳一〇三丁
書冊 11	十五年第十七号主任判事安藤定捨殿書記 検印願	原告宗像秋続他三名	明治十五年一月廿日～五月廿九日	1882	控訴状正副弐本 紫色百式拾四枚等。	縦帳八丁
書冊 12	十五年第十七号主任判事安藤定捨殿書記 検印願		明治十五年	1882	明治十五年二月六日「御下渡状」(被告者居住番地不分明なるも、控訴状を仮に下渡よう願)、明治十五年三月十日付「被告答書并証拠書御下渡願」(被告人鷲尾禪岳より奉呈された答書并証拠書を下渡よう願)など。	縦帳二九丁、縦帳
書冊 13	福岡県第三大区宗像郡小区山田村山田霊社宝器記	宗像秋続・三大区初掌緒形国鎮 →福岡県令渡邊清代理福岡県少書記官森醇	明治十一年五月	1878	氏雄公御印形など	縦帳二丁
書冊 14	第三百六十号 什物取返之訴状(写)	筑前国宗像郡山田村曹洞宗増福院住職鷲尾禪岳・古川善七・吉田嘉蔵 →長崎裁判所長判事瀧弥太郎代理福岡支庁詰判事堀真五郎	明治十二年十一月廿六日	1879	原告人 鷲尾禪岳・古川善七・吉田嘉蔵 →被告人緒方国鎮・宗像秋続・花田庄三郎他九名。 明治十二年十一月廿八日付〔答書持参命令〕、地方庁所司令写三通あり。	縦帳十七丁 (墨付十四丁)
書冊 15	第三号 什物取戻ノ訴訟ノ関ス				増福院再興ヨリ四代間略年表など。	縦帳一冊
書冊 16	〔宗像氏忌子家系〕				宗繁から千好までの系図、妻子の法名あり。	縦帳八丁(墨付六丁)
書冊 17	〔備忘録〕	宗像肇	明治		手紙、地名、植物等。	縦帳十一丁(青罫紙)
書冊 18	〔口上・達控〕	寺社役所 →深田遠江守(千貫)	文化八年～文政元年	1811 ～ 1818	建物破損、作事等。	縦帳三十二丁 (墨付二十五丁)
書冊 19	口上之覚	深田民部之丞(氏刑) →鈴木六十郎他二名	(嘉永六年カ) 丑十二月	1853	許斐社人・郡内神職の支配の請願。	横帳三丁
書冊 20	御願申上口上之覚	深田遠江守(千貫) →小島源五右衛門	(寛政十一年カ)	1799カ	神職継目上京費用に銀二貫目の拝借願。	横帳三丁
書冊 21	御禮領記				年始御礼の次第一城内への年始挨拶参向者の書上げ。	横帳八丁
書冊 22	覚				稲元・土穴・田久境の船宮明神由来等。	横帳四丁
書冊 23	〔食膳記録〕		天保二卯カ	1831	日毎三食分飯・茶の分量。	横帳三十五丁
書冊 24	〔文法本〕				テキストの写本カ。	縦帳二十六丁 (墨付二十三丁)
書冊 25	〔稿本〕				『辺津宮旧事考』原稿カ。	堅紙五紙綴り
書冊 26	〔稿本〕				『辺津宮旧事考』原稿カ。	堅紙三紙綴り
書冊 27	神祠明細帳消除之義ニ付願	信徒総代深田又三郎他 →福岡県知事深野一三	明治三十四年三月三十一日	1901	五穀神社の稲庭神社合祀による明細帳削除依頼。	青罫紙堅紙七紙綴り
書冊 28	神祠明細帳消除之義ニ付願	信徒総代深田又三郎他 →福岡県知事深野一三	明治三十四年三月三十一日	1901	五穀神社の稲庭神社合祀による明細帳削除依頼に付箋を付して差し戻して前号に至るカ。	青罫紙堅紙六紙綴り
書冊 29	神社合祀願	社掌宗像繁九他 →福岡県知事南弘	大正二年十二月	1913	貴船神社・上高宮・妙見神社・中殿神社を氏八幡神社に合祀。	青罫紙堅紙十紙綴り、鉄筆印刷カ
書冊 30	辞職願	宗像繁九 →福岡県知事南弘	大正二年十一月十四日	1913	神社合祀による辞職。	青罫紙堅紙一紙、29と一連
書冊 31	教院講録第二・三号	出羽神社宮司兼権大講義西川須賀雄	紀元二千五百三十三年八月	1873		印刷本十七丁 朱角印「宗像神社之印」

史料番号	史料名	作者／差出→宛名	年号	西暦	内容	形態・法量・備考
書冊32	倭姫世記全 極秘	度会行忠著、深田千連（花押）書写	貞享元年甲子八月吉日写	1684	内題「倭姫命世記」※神道五部書のひとつ。	縦帳四十一丁
書冊33	大風騒動記		安政五午年正月写	1858	文政十二年に新將軍が悪虫共を退治し太平の世を作る説話。	縦帳十四丁
書冊34	宗像軍記 上					縦帳十丁、朱角印「深」「辰美」
書冊35	宗像記追考 卷四・五	占部宗仙				縦帳一冊
書冊36	唯一神道口決					横帳十丁
書冊37	〔覚書〕		文化十五年	1818	上申・下達類・金銭出納等の記録、四月から五月分。	横帳、表紙あり、前後欠
書冊38	〔社務日誌〕	「寅年番 高向大和秀盛・豊福左内秀周」	寅正月（文政元年カ）	1818カ	深田千貫存命中カ、正月元日から四月七日。	横帳
書冊39	〔社務日誌〕				八月廿八日から年末	横帳、前欠
書冊40	〔社務日誌〕		文政元年寅	1818	三月から八月	横帳、前後欠
書冊41	〔社務日誌〕	「寅年番 深田右衛門太夫氏胤・嶺宮内丞氏福」	文政四辛巳年	1821	一月から十二月	横帳 表題「御帶カ方御記帳」
書冊42	諸事覚書		嘉永三年二月	1850		横帳
書冊43	〔筑前国続風土記〕	深田氏	文化十三年丙子三月四日	1816	宗像郡上巻	縦帳一冊
書冊44	七夕	深田氏□	文化十一年戊戌六月	1814		
書冊45	詠草					縦帳五四丁（墨付五一丁）
書冊46	古事記序	深田千義	文化十四年丑八月五日（写）	1817		
書冊47	春振山 春振神社	深田遠江守	文化五辰年三月廿六日	1808	筑前国続風土記早良郡部の春振山の箇所を写す。	縦帳九丁
書冊48	六月契祓				祝詞。	折本
書冊49	〔末社覚書〕				宗像大社の末社について記す。北寄明神、国玉明神社、五位社、河上社、息正三位社についての記述多し。	縦帳十二丁
書冊50	〔覚書〕				社名の起因、摂末社及び父子・兄弟・夫婦神等の関係、古来奉仕せし姓氏種族并沿革、歴代の崇敬者などについて、筑前国続風土記巻之十七宗像郡上（写）、明治廿七年一月廿七日「神社ノ事蹟取調ノ儀ニ付疑義の件何」。	縦帳一冊
書冊51	〔覚書〕				借用証文の事、宅地永代相伝売渡代金受取申す証書の事、地券証写など。	縦帳三十冊
書冊52	日月神之秘				神系、神名の秘伝。	縦帳
書冊53	玉くしげ 下	本居宣長	文政十二丑八月	1829	宗像千聡が青柳種信写本を写。	縦帳、写本
書冊54	香椎宮勅使差遣願		大正十三年七月	1924	付、香椎宮参向勅使抄。	ガリ版一冊、ペン書き一紙
書冊55	御触状御用状写		文政十三年寅	1830	藩役所からの下達類の写。	縦帳
書冊56	〔辺津宮旧事考〕稿本	深田千貫			冒頭部分『太宰管内志』宗像郡。	縹色表紙縦帳
書冊57	〔香椎宮奉幣使参向次第〕	原田種美	文化元年甲子四月十一日	1804	京都からの道程、行列次第、衣装等詳細。	縦帳、題箋欠損
書冊58-1	享保十五年庚戌年日記	宗像千連・千好	享保十五年	1730		横帳
書冊58-2	享保十六年辛亥年日記	宗像千連・千好	享保十六年	1731		横帳、二冊合綴り
書冊59-1	宗像郡田島宮寄進帳	宗像民部氏刑	（安政五年カ）午	1858	阿部長門一任を使者に国中に寄進を募る三奈木村他。	縦帳
書冊59-2	宗像郡田島宮寄進帳	宗像民部氏刑	（安政五年カ）午	1858	同上 山田村・菱野村他。	縦帳
書冊59-3	宗像郡田島宮寄進帳	宗像民部氏刑	（安政五年カ）午	1858	同上 久喜宮村・若市村他。	縦帳、三冊合綴り
書冊60	宗像宮神供願主帳	宗像大宮司深田遠江守千貫、朱角印「宗像朝臣」	文化十年八月	1813	初穂上納の依頼、鐘崎浦庄屋久五郎以下奉納者連名。	縦帳
書冊61-1	損毛二付拝借米願一件控帳	深田兵部大輔千聡→伊丹九郎左衛門	天保八年二月	1831	七年の拝借願と拝借米分配、請取一件の写。	縦帳
書冊61-2	借状帳	杜家各人	天保八年三月	1831	拝借証文のひな型。	堅紙一綴り
書冊61-3	拝借米付与の旨達状控	伊丹→受取人	天保八年四月廿二日	1831	米渡し旨下達。	一紙、61-1～3一括
書冊62	大神宮秘伝問答 全	天牟羅雲命四十四世孫権祢宜從五位上 度会神主延良	万治三年三月日（元禄五年二月に写）	1692	大宮司宗像朝臣忌子深田兵部大輔千連の署判あり。	縦帳二八丁（墨付二七丁）
書冊63	嘉麻郡御初植取立帳	深田遠江守（花押）→嘉麻郡大庄屋衆中	文化七年午ノ三月	1810	午ノ年御初植 銭六貫文 綱分大庄屋 忠平（印） 右同 同六貫文 漆生大庄屋 与平次（印） 未年神納 同六貫文 漆生村大庄屋 与平次（印）	縦帳四丁

史料番号	史料名	作者／差出→宛名	年号	西暦	内容	形態・分量・備考
書冊64	答礼集巻之記				第一 目安之事并三問三答之事 第二 問状之事 第三 引(?)札之事 第四 過去帳之事 第五 手負差別之事 第六 軍用諸口事旅之事 第七 白紙之状之事	縦帳二十丁
書冊65	御社参御代参一卷	大宮司深田氏清(千好)	宝暦十年辰正月 と三番	1760		縦帳二九丁 (墨付二八丁)
書冊66	御斬附(御造榮)并御修処分				御寄進ノ品分 目録あり。	縦帳三四丁
書冊67	宗像宮社人中宗旨御改帳	深田兵部太輔 →木山平助殿・三好市太夫殿	天保十年三月	1839		縦帳六丁
書冊68	永代日御供志帳				筑前国中の毎朝祈祷志者の書上げ。	縦帳(後欠)
書冊69	神社取調の件太政官達状写	太政官 →国内大小神社	(明治三年) 庚午十二月	1870	社殿・祭神・神位等の報告を命ず、明治四年正月十日写。	縦綴り三紙
書冊70	官幣大社宗像神社祭神御事歴御由緒略記		明治三十四年 以降	1901以降	祭神・由緒・同神の神社等。	縦綴り五紙
書冊71	御社参御第参一卷	大宮司深田氏清(千好)	宝暦四年戌九月	1754	宝暦四～九年の藩主代参次第。	縦帳
書冊72	各種通達	福岡県	(明治四年) 辛未十一月	1871	廃藩置県・火薬運送・長寿者等の通達。	縦綴り十六紙
書冊73	疫神斉				疫神払、疫塚の設え。	横帳六紙
書冊74	〔祭神神力次第〕写		享禄三年庚寅 七月吉日	1530	天神地神と「三韓征伐」での宗像神等、神々の役割。	縦帳八紙
書冊75	〔歌集稿本カ〕				兼題、和歌 作者。	堅紙綴り八紙
書冊76	宗像神社古今神領之次第控・宗像宮神領并社家名元書上之覚控	深田兵部太輔(千聡) →久野作右衛門・小島源五郎(寺社役所)	天保二年七月	1831	江戸期以前の神領・福岡藩下の社領と社家の書上。	縦帳
書冊77-1	諸願詣指出控帳	深田兵部太輔(千聡) →木山平助・三好市太夫(寺社役所)	天保九年戊戌 正月～九月	1838	長寿者・金子拝借願・請持神社・社殿修理等の報告・上申書。	縦帳
書冊77-2	溜金拝借当年分上納書	深田兵部太輔(千聡) →寺社役所	(天保九年) 戌十一月	1838	元利二百二十七匁五分＝金三兩二歩の返納。	堅紙一通
書冊78	宗像宮略記稿本	深田千貫著				縦帳
書冊79	〔筑前国郷村社数・神官員数表〕	各区祠官→?	明治十年六月	1877		縦帳
書冊80	慶安太平記巻十「奥州仙台敵討之事」		明治三年以降	1870以降	「宗方郡三田尻 辱ナクモ中村大食官所有物也」	書冊
書冊81	〔三河(豊福秀栄カ)一件口上書〕	深田兵部(千貫) →森半兵衛・宮川次郎右衛門	寛政六年二月	1794	秀栄の神勅停止、配下除きに付同人申出との相違を上申。	横帳五丁
書冊82	〔神道関係史料〕				天元天妙神辺加持、灑水加持、神鈴加持についてなど。	綴はずれ、順不同、後欠カ
書冊83	中臣祓				紙背に国別の神名を書きあげる。	中欠、後欠
書冊84	唯一神道行事	大宮司宗像朝臣千連(印)			参詣次第、御戸開事、神供備事など。	
書冊85	〔祝詞・祝文〕				祈祷祝詞、汲新水祝文、鉦初祝詞、除蝗祝詞、祭養蠶(蚕)神祝詞、祈豊稔祝詞、牛馬屋祝文、庚申祭祝文、海神祭祝詞。	前欠、中欠、後欠
書冊86	粥了諷経				歴代大和尚、宗像七十九世英霊、本朝人皇歴代皇帝(江戸幕府將軍)などを書き連ねる。	のりはがれ
書冊87	六根清浄太祓	神道管領(印) →宗像千好	寛保二年七月 九日	1742		
書冊88	三元十八神道加行次第					
書冊89	十八神道加行次第					
書冊90	唯一神道守札秘伝書					
書冊91	三元十八神道次第		寛政十一年六月 二十四日	1799		縦帳十三丁 (墨付十一丁)
書冊92	三元十八神道次第					綴・裏表紙はずれ、後欠
書冊93	〔表紙〕					中身なし
書冊94	〔表紙〕					中身なし
書冊95	〔表紙〕					中身なし
書冊96	〔三元十八神道次第断簡カ〕					書冊93～95の中身カ。
書冊97	〔神道史料〕				(異筆) 表:「三十番神」日毎の神名を記す。 裏:深田兵部太輔宗像朝臣千連の「天下大平国家安全殊当国主御武運長久延寿祈攸」	後欠
書冊98	〔修理についての覚書写〕		西三月明和六年十二月達書写、丑十二月、延享二年七月、辰九月、辰十一月	1769	寺社奉行より、以後、諸堂寺院の小破の分は自分で修理を加えるよう通達。	五丁
書冊99	諸記録 文政二年より文政三年	遠江守千貫	文政二年～文政三年	1819～1820	大宮司氏貞寄進の撞鐘を神事祭礼に用いざること、当年に九十歳、百歳の者がいないこと、僧形を社人に改めることについての願について。	一冊

史料番号	史料名	作者／差出→宛名	年号	西暦	内容	形態・法量・備考
書冊100	諸記録 文政四年より文政五年	遠江守千貫	文政四年～文政五年	1821 ～ 1822	私宅風雨にて風軋、当年に九十歳、百歳の者がいないこと、千貫忤兵部大輔、宗像郡八並村庄屋弥八と申す者の娘と縁組することについて。	
書冊101	御宮銀仕調物其外 ＜郡方指出＞控	深田兵部大輔	天保九年戌正月	1838	通夜殿大風にて破損したため、郡中よりの修理にて障ぐなどのことについて、宗像宮破損諸品指出之覚。	
書冊102	別紙之通管内早々可相達之事	福岡県	辛未十二月		郵便料金の定、賃銭払方之心得について。	
書冊103	〔『辺津宮旧事考』原稿〕	深田千貫				
書冊103-1	○安部氏祖関係史料		文政七年控	1824	安部長門の依頼で控を渡す。	五紙
書冊103-2	○地主霊神由来				江口浦庄屋甚三郎屋敷の小社。	一紙
書冊103-3	○旧事本紀五巻抜書					一紙
書冊103-4	○国造本紀抜書					一紙
書冊103-5	○薬師仏背銘		文政三年写	1820	山下の薬師木造仏。	半紙
書冊104	宗像三神古徴探要・宗像系譜 抜萃・宗像旧領目録案					縦帳一冊
書冊105	宗像宮造営記録	深田遠江守千貫 →寺社役所	寛政十一年～文化十五年	1799 ～ 1818	社殿・施設修理造営の請願書控集。	縦帳一冊
書冊106	〔日米通商条約締結後〕御達状写		安政五年午六月廿一日	1858	各地の警護役、外国船動向、幕府の動向等。	奥書より「在青柳宿の代官所持書付を書写する、広重母」
書冊107	諸祭書		文政三年九月廿一日（正遷宮）	1820	元日神事以下、諸神事次第、祝詞等。	一冊
書冊108	諸願諸指出控帳	深田兵部大輔（千聡）時代	天保十二年丑正月	1841		縦帳一冊、関係文書数通添付
書冊109	御社参御心願御代参一卷	大宮司宗像氏清（千好）	寛保三年～宝暦四年	1743 ～ 1754	藩主代参の記録。	一冊
書冊110	御宮銀修覆口々郡方引合控	深田兵部大輔（千聡）時代	文政十一年	1828	神社施設・備品調達の依頼。	縦帳一冊
書冊111	神社書上帳	深田遠江守（千貫）宛	文政三庚辰年三月四日	1820	続風土記再調査のため、郡内各神社請持者が書き上げる。	一冊、二紙一綴（この分は後世）
書冊112	諸願諸指出帳	深田兵部大輔（千聡）指出	天保十四年	1843		縦帳一冊、関係文書添付
書冊113	御触状御用状写	深田兵部大輔（千聡）宛	文政十四年	1831		一冊
書冊114	日月神之秘				天神の神系。	大縦帳一冊
書冊115	〔『辺津宮旧事考』原稿〕	深田千貫			本社・末記述部分、附「本社末社復興記」。	合冊一冊
書冊116	宗像宮社家中人高宗旨増減帳	深田兵部大輔（千聡）指出	天保十三年三月	1842	宗旨改（禪宗医王院・興聖寺・真言宗・浄土宗）と合冊。	六冊合冊
書冊117	上座郡御初穂取立帳	深田遠江守（千貫）（朱角印） →上座郡大庄屋衆中	文化七年午三月	1810	丁錢六貫文上納（異年の久喜宮・比良松・大庭各大庄屋上納）。	五紙一綴り
書冊118	〔歌集〕		天保四年以降	1833 以降	題詠、青柳種信を招いての歌会もあり。	書冊一冊
書冊119	月次歌合				参加者十五人。	九紙一綴り
書冊120	筑前国十九神社名記	大宮司深田権少輔忌子宗像千好（花押）	享保十八年五月吉日	1733	式内社々、附、宗像宮神領。	六紙一綴り
書冊121	唯一神道参詣之記	深田権少輔千連（花押）	貞享二乙丑歳三月十日	1665	参詣の手順、次第。	九紙一綴り
書冊122	出仕帳・番帳・判帳并服忌屈仕法定書		辰十二月		福岡藩の定書。	十紙一綴り
書冊123	御社頭向御修理寄付帳	吉田山社頭向御修理過方役所（「神物納所」角執印） →筑州辺津宮社家方中	天保西八年七月	1837	太元宮大破により修理再興の寄付依頼。	四紙一綴り
書冊124	宗像宮社家中人高宗旨増減帳	深田民部之丞（氏刑） →鈴木六十郎・濱兵太夫・森仁左衛門	嘉永七年三月	1854	社家人数・死亡・社家転出入・出産、都合百人の報告。	七紙一綴り
書冊125	宗像第一宮御宝殿置札写	宗像擬大宮司（「宗像宮司」朱角印） →謹上継年君	宝永辛卯八年中夏日	1711	遷宮置札は既に提出済。	縦帳一冊
書冊126	筑前国宗像宮末社記	殿上職吉田市正吉勝々	千貫時代			九紙一綴り
書冊127	〔『辺津宮旧事考』原稿〕	深田千貫			末社に関する記述。	書冊一冊
書冊128	御社用一切控	深田千貫々	文政二己卯年	1819	日並兵部卿社人となる旨、氏貞批判の記述。	三紙一綴り
書冊129	〔『辺津宮旧事考』原稿？〕	深田千貫			御祭神の記述、延宝三年の造営の文あり。	五紙一綴り
書冊130	宗像神官の事稿本	宗像秋統	明治三年	1870	宗像家由来、神事について。	十紙一綴り
書冊131	明治政府・福岡県通達		明治四辛未	1871	諸通達の控。	縦帳一冊
書冊132	宗旨御改帳・人高宗旨増減帳	深田兵部大輔（千聡） →東郷三九郎・辛島喜太夫	弘化四年三月	1847	禪宗・真言宗・浄土宗の人別と社家人数の報告。	五綴り一括

史料番号	史料名	作者／差出→宛名	年号	西暦	内容	形態・法量・備考
書冊133	宗像宮社家中人高宗旨増減帳	深田民部之丞（氏刑） →鈴木六十郎	安政三年三月	1850	社家人数・死亡・社家転出入・出産、都合九十七人の報告。	四紙一綴り
書冊134	宗像宮社家中人高宗旨増減帳	深田民部之丞（氏刑） →濱兵太夫・鈴木六十郎	安政六年三月	1853	社家人数・死亡・社家転出入・出産、都合九十二人の報告。	三紙一綴り
書冊135	宗像宮大宮司宗旨御改帳	深田民部之丞（氏刑） →牧市内・立川休兵衛	万延二年三月	1861	興聖寺檀那。	四紙一綴り
書冊136	宗像宮社人中宗旨御改帳	深田民部之丞（氏刑） →鈴木六十郎・浜兵太夫・川越又右衛門	安政二年三月	1849	禪宗。	縦帳一冊
書冊137	宗像宮社人中宗旨御改帳	禪宗寺院 →宗像遠江守（氏刑）	慶応四年辰三月	1868	禪宗。	縦帳一冊
書冊138	歌会出席帳	深田千貫			兼題に各詠歌。	縦帳一冊
書冊139	歌集稿		天保二年以降	1831以降		縦帳一冊
書冊140	大織冠啓白文 全	宗像朝臣深田権少輔千連 (花押)	延宝三年八月吉日	1675		縦帳一冊
書冊141	孔大寺宮献灯寄附帳	子正月			二月二日御祭礼に神前に差送ったもの。	横帳十三丁
書冊142	奉願口上之覚	中尾神太夫 →深田兵部大輔様	二月		村方より社領五拾石分差し出すことについて。	横帳五丁。 付箋四枚あり。
書冊143	借用証文之事	深田守遠江守 →池田村庄屋藤左衛門殿	文政九戌年四月	1826	六十文銭六百目について。	他に「請合証拠之事」について 横帳十一帳
書冊144	御触状写帳	深田兵部（印）	寛政七乙卯年正月	1795	代参のこと、九十・百歳の有無についてなど	縦帳三四丁
書冊145	唯一神道行事秘本				参詣次第、御戸開之事、神供備次第など。	縦帳六三丁
書冊146	宗像家領知（ママ）覚					中世の宗像社領についての由来か？
書冊147	宗像家領知（ママ）覚					中世の宗像社領についての由来か？
書冊148	□考并兄の橋略弁	宗形千	文政九年葉月十三日・文政七年弥生十三日	1826	御廟院の由来について。	縦帳九丁
書冊149	宗像宮社人中宗旨御改帳	深田民部之丞 →牧市内殿・立川休兵衛殿	万延二年三月	1861	四冊之内禪宗（宗像郡勝浦照月庵毘首座・同郡大井村秀門寺国豊・同郡田島村医王院本光・宗像郡田島村興聖寺元首座の署判あり）	縦帳十四丁
書冊150	宗像宮社人中宗旨御改帳	深田民部之丞 →牧市内殿・立川休兵衛殿	万延二年三月	1861	四冊之内真言宗（宗像郡吉田村鎮国寺観水の署判あり）	
書冊151	宗像宮社人中宗旨御改帳	深田民部之丞	文久二年三月	1862	四冊之内浄土宗（宗像郡勝浦村大乘院体誉の署判あり）	
書冊152	宗像宮社人中宗旨御改帳	深田民部之丞 →牧市内殿・寺井茂八郎殿				
書冊153	唯一神道遷宮之大事 全	深田権少輔千連（花押）	元禄十一年寅正月吉日	1698		縦帳九丁
書冊154	陰陽三元十八神道次第		寛政十戊午年三月	1798		縦帳十三丁
書冊155	宗像宮社家中人高宗旨増減帳	深田兵部太輔 →東郷三九郎殿・辛島嬉太夫殿	弘化四年三月	1847		縦帳四丁
書冊156	宗像宮社家中人高宗旨増減帳	深田民部之丞 →鈴木六十郎殿・濱兵太夫殿・木村仁左衛門殿	嘉永七年三月	1854		縦帳六丁
書冊157	下座郡御初植取上帳	深田遠江守（印） →下座郡大庄屋衆中	文化七年三月	1810		縦帳五丁
書冊158	〔宗像宮社家中人高宗旨増減帳〕	宗像郡勝浦村照月庵儀首・同郡大井村秀門寺胡宗・同郡田島村医王院一宗・宗像郡田島村興聖寺祥雲 →深田民部之丞殿	嘉永六年三月	1853		縦帳九丁
書冊159	唯一神道行事本	大宮司宗像千好	延享四年四月吉祥日	1747		縦帳八丁
書冊160	御触状写帳	深田兵部	寛政十年戊午三月	1798		縦帳二三丁
書冊161	春振山上宮参詣にかかる往年旧記	深田民部秋統	貞享四年～元禄六年	1687～1693	※詳細検討必要カ。	縦帳一冊
書冊162	御触写	深田遠江守（千貫）	文化三年	1806		縦帳一冊 表紙欠
書冊163	宗像第一宮御宝品御神具帳	深田兵部（千聡）	天明六年	1786		縦帳一冊
書冊164	宗像宮神供願主帳	宗像大宮司深田遠江守（千貫）（朱角印）	文化九年十月	1812	博多の各町の人々に祭礼斎行の寄付を募る。	縦帳一冊
書冊165	御供初穂神納覚帳	深田氏刑	弘化三年午閏五月十七日	1846	宗像郡内村々からの初穂。	横帳一冊
書冊166	敬神愛国ノ旨ヲ體スヘキ事		明治			二紙
書冊167	〔敬天の演説草稿〕		明治			一綴り

史料番号	史料名	作者／差出→宛名	年号	西暦	内容	形態・法量・備考
書冊168	補略		文久三年正月一日	1863	各公家当主の名、年齢、官職	小横帳
書冊169	日並兵部卿社人成記録	宗像大宮司深田遠江守（千貫）（黒丸印）	文政七甲申二月	1824	社僧から社人となる経緯一件	縦帳一冊
書冊170	宗像宮社人中宗旨増減・改帳	深田兵部太夫（千聡）	嘉永二年三月	1849		四冊合冊 ※一冊目破損大
書冊171	正・下遷宮行列次第	深田千好	寛保三年・宝暦六年・元文元年	1743・1736・1756	行列次第と担当者名	三紙綴り
書冊172	宗像三神古徴要抜粹・末社記并古殿舎広狹記	社家中 宗像遠江守(氏刑)以下十人	慶応四年五月	1868	祭神・末社・社殿について	縦帳一冊
書冊173	〔民間療法記〕					縦帳一冊
書冊174	唯一神道行事本 風祭并疫神祭之次第	宗像千好（花押）	享保十七年閏五月吉日	1732	雨請之次第	縦帳七丁
書冊175	〔雑記〕	宗像忌子千時（花押）	元禄十六年十一月十五日	1703	宗像第一宮御飯池記 神紋石記 宗像第一宮末社復興記 宗廟社稷之事 悠紀主基乃事 大嘗会之事 神道伊呂波伝 神道太意 大織冠御啓白文	縦帳二六丁
書冊176	宗像宮末社考					縦帳一四丁
書冊177	御宮銀修覆口々郡方引合控		文政十四年卯正月	1831	大風による転木の代金を上納すること（四月 深田兵部大輔→大塚六内様）、社地転木代上納すること（七月六日 深田兵部大輔→大塚六内様）について。	縦帳四丁
書冊178	宗像宮末社考					縦帳十六丁
書冊179	天照皇大神御子宗像宮本社從神末社小神已下并年中行事等目録事					一冊
書冊180	麗水加持次第	宗像朝臣深田権少輔忌子千好（花押）				縦帳四丁
書冊181	宗像宮学頭豊福常陸介請持					縦帳六丁
書冊182	〔末社書上〕					縦帳二六丁
書冊183	諸願控帳	深田兵部	正徳六年二月 享保元年七月迄	1716	宗像宮諸道具破損仕候ニ付指出仕上事、今度宗像田嶋宮社人宋女と申者於吉田殿評□申請に罷登候条往来御切手御出可被下候事、田嶋宮門松指出之事について。	縦帳一四丁
書冊184	宗像宮書出覚				宗像宮御神座之次第、社家請持之神社。	一冊
書冊185	文政二乙卯年中御社用一切控					縦帳四枚
書冊186	宗像宮社人中宗旨御改帳 四冊之内 禪宗	深田民部之丞 →鈴木六十郎殿・矢野太左衛門殿	安政三年三月	1856		縦帳一二丁
書冊187	社中宗旨請弘証拠控帳	深田兵部大輔 →小河武兵衛殿・野坂利左衛門殿	天保十四年卯正月	1843		縦帳七丁
書冊188	御供料日記	花田春郷	天保八年丁丙十二月	1837	宗像宮領之裏銘写（青柳種春謹識）。	縦帳一四丁
書冊189	宗像大明神之事					一冊
書冊190	〔文化九年四月公義測量方御領内海辺測量に際して神湊裏よりの書上〕		文政三年辰二月写	1820		一冊
書冊191	深田備後書上覚	深田備後 →森源左衛門殿・梶原十兵衛殿	安永二年三月	1773	深田家代々について。	縦帳一四丁
書冊192	詠草	宗像千聡			和歌113首。	縦帳一四丁
書冊193	筑前国統風土記附録御調神宝・末社帳	深田遠江守（千貫） →井出勘七・小南甚三郎・宮本吉之丞	文政三年三月	1820	※青柳種信の調査があることの伝達あり。	一冊 表紙大破
書冊194	塵劫記	深田氏盛所持カ			江戸時代の和算書、天保十三年（1842）奉納カ。	一冊
書冊195	〔『筑前国統風土記拾遺』宗像郡中 稿本〕				青柳種信自筆。	一冊
書冊196	〔宗像宮諸事書上〕		享保十四年	1729	阿弥陀經石・社殿・神事等。	一冊
書冊197	金銀具使用につき達状	公儀 →各国家中・郡町浦	文政以降		金銀具使用規制、各時期金の換算。	一冊
書冊198	〔深田氏実書状〕	宗像宮擬大宮司深田浪江氏貫→浪津御村中 庄屋市三郎・刀根仁様・刀根新九郎様等。	文久二年壬戌八月	1862	神役相勤むるにより日御供之御祈祷札を差出申すの条御受納下さるべく候について。	縦帳一六丁、地破れ。
書冊199	御触状写帳	深田兵部（印）	寛政六甲寅年正月	1794	寺社参詣、姫君様逝去のため鳴物停止についてなど。	津加計志神社、孔大寺権現御札の紙背を利用。 縦帳四五丁

・史料名は、原題があるものはそれを史料名とし、ないものは〔 〕で適宜史料名を付けた。

(三) 今後の課題

作業人数が少ないこともあり、今年度で作成が完了した目録は書冊のみであった。次年度も残りの未整理分について、目録化の作業を継続することになる。また、今後、次のような作業が発生すると考えられる。

- ・「宗像清文氏奉納文書」…整理分も含めた写真の撮影
- ・「沖・中・辺社務日誌」「辺津宮宿直所日誌」「沖・中社務報告」「庶務書類」…既存目録の内容確認とより詳細な目録作成、及び未作成分の目録作成（現在も使用されている史料であるため、作成が許可される分のみ）。
- ・「和本目録」（青柳種信資料・禁帯出本・一般和本）…写真撮影（撮影が許可される分のみ）。
- ・川添昭二先生寄贈資料…資料のPDF化。
- ・色定法師一筆一切経奥書…修理に伴う員数変更によって重文指定の巻数に変更されたが、調査が不十分であるため、再調査及び撮影。

おわりに

以上、平成二十八年度の調査概要を記した。本年度の調査により、考古資料・文献史料ともに継続中の作業が生じており、また今後に作業すべき課題がみえた。これらの課題に基づき、次年度も宗像大社とともに引き続き調査を進めていくこととする。

宗像大社沖津宮社殿の特質

松本 将一郎

はじめに

玄界灘の孤島である沖ノ島は、島全体が宗像大社三宮の一つ沖津宮の境内であり、宗像三女神の一柱である田心姫神が祀られる。沖津宮の本殿は、標高約八十mの島中腹、急な石段参道を上ってわずかに開けた平坦地に位置する。タブノキ等の照葉樹林の鬱蒼とした森に覆われ、高さ十mを超える巨岩群が屹立する独特の空間である。見上げるほどの巨岩に左右から挟まれて、神の御座所である本殿が鎮座し、神饌の奉献や祝詞の奏上など人が儀式を行うための幣殿・拝殿が備わる。これら沖津宮社殿は幾度かの再建を経て、昭和七年に現在の社殿が建立された。

本稿は、沖津宮社殿の中でも本殿・幣殿・拝殿の主要施設に焦点をあて、現地調査や文献・絵図史料をもとに、沖津宮社殿の歴史的変遷と建築的特質について考察するものである。

筆者は、平成二十四年に国史跡「宗像神社境内」保存管理計画策定に伴う調査に参画し、沖津宮社殿の現地調査を行う機会を得た^①。現在の沖津宮社殿については、『宗像神社史』上巻（昭和三十六年発行）や『宗像大社昭和造営誌』（昭和五十一年発行）に概略が記されるのみで、設計者や

造営経緯について不明な点が多い。宗像大社には、明治時代から昭和四十年代まで（一部、江戸時代の史料を含む）の神社宮繕に関する史料「宗像大社宮繕書類」（以下、「宮繕書類」）全三五巻が保管されており、近代における宗像神社の造営活動を知る上で重要な史料である。現地調査と共に「宮繕書類」の史料調査を行い、現在の沖津宮社殿の造営経緯について再検討したい。

一．沖津宮社殿の沿革

（一）沖津宮社殿の成立

沖津宮の起源となるのが古代の沖ノ島祭祀遺跡であり、航海安全を祈る自然崇拜に基づく神まつりが徐々に変化し、現在の神社へと通じる神祇祭祀が確立していく過程を追うことができる。沖ノ島祭祀遺跡は、沖津宮本殿の周囲に広がる巨岩群を中心に二十二ヶ所確認されている。祭祀の場は、巨岩の岩上（四世紀後～五世紀前）から始まり、岩陰（五世紀後～七世紀）、半岩陰・半露天（七世紀後～八世紀前）、平坦地の露天（八世紀～九世紀末）へと変遷する。沖ノ島における古代祭祀は九世紀末に終焉を迎

えるが、相前後して、七世紀後半までには、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮にそれぞれ、『古事記』、『日本書紀』に登場する田心姫神・湍津姫君神・市杵島姫神の宗像三女神を祀る宗像神社が成立した。

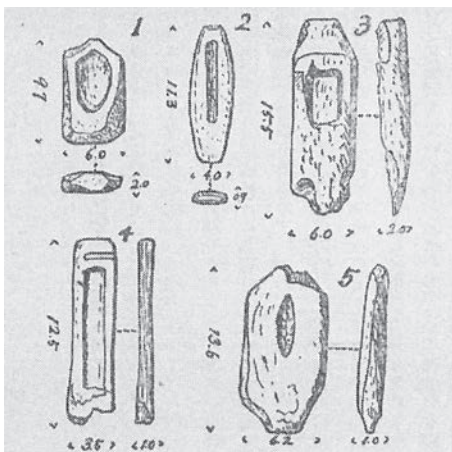
祭祀の場は巨岩から社殿へと遷るが、社殿成立の時期については未解明である。日本全体における社殿成立について、近年の研究では七世紀後半に官社制の創出を画期とし、神社に社殿が整備されたという説が有力視されている⁽²⁾。七世紀末は律令国家の体制が整えられた時期であり、国家の主導の下、祭祀儀礼や神社施設等、祭祀の体系化が進み全国に広まったとされる。また官社制の創出に伴い、天武十年（六八一）の「詔畿内及諸国修理天社地社神宮」（『日本書紀』同年正月丑条）や、天平神護元年（七六五）の「遣使修造神社於天下諸国」（『日本書紀』同年十一月壬戌条）等の全国の神社施設に対する修繕の命令が出されており、八世紀頃に地方神社における社殿の普及が指摘される⁽³⁾。

ただし、沖ノ島の場合は絶海の孤島という特殊な立地条件のため、常設の社殿を持たずに巨岩やその周囲での祭祀が継続していた可能性は否定できない。沖ノ島では八世紀になると、それまで祭祀の場であった巨岩群から離れた平坦地で露天祭祀が行われるようになる。古代祭祀の最終段階である露天祭祀から社殿祭祀へ移行、もしくは並行する時期やその契起が論点となるが、文献史料・考古資料共に社殿の存在を示す資料は江戸時代に至るまで確認できず、現時点ではその論証は難しい。露天祭祀の遺跡は一・二・三号遺跡の三箇所確認されており、巨岩から南西に約30m離れた一号遺跡で発掘調査が行なわれ、大石を中心とする祭壇状の石積遺構と

共に土師器・須恵器や滑石製形代など大量の奉獻品が出土している⁽⁴⁾。また、未調査ではあるが沖津宮社殿が建つ石垣下には、一号遺跡と共通する露天祭祀時の土器や滑石製形代等の包含層（写真一）が確認されており⁽⁵⁾、昭和七年の現在の社殿再建の際、社殿床下から滑石製舟形五個と石斧一個が出土したことが竹内亮氏から報告されている（図一）⁽⁶⁾。現在の沖津宮本殿が建つ敷地は、八世紀頃から祭祀場として利用されており、少なくとも古代祭祀から現在の社殿へと続く祭祀の歴史が積層した場所といえよう。古代祭祀の終焉後、沖ノ島では、中世を通じて宗像大宮司家によって神事が連綿と続いていった。



写真一 沖津宮石垣下の遺物包含層（3号遺跡）
（出典：『宗像沖ノ島 II 図版』宗像大社復興期成会、1979）



図一 本殿床下から出土した石製船形
（出典：竹内亮「続宗像沖ノ島雑記」『島』、1934）

(二) 近世の沖津宮社殿

沖津宮社殿に関する史料は江戸時代に初めて確認できる。「宗像家文書」に正保元年(一六四四)「沖島御遷宮」^⑦とあり、本殿造営後の遷宮祭の斎行が知られ、正保元年以前に本殿が存在したことが確認できる。ただし、社殿がいつ頃まで遡りうるのか明らかではない。

沖津宮社殿の絵図史料としては、十七世紀後半から十八世紀前半頃成立の「沖ノ島図」(図二)が現在確認されている絵図の中で最も古く、かつ詳細に描かれている。「沖ノ島図」は第四代福岡藩主・黒田綱政(一六五九―一七七二)筆とされる。綱政は江戸で狩野安信に師事して絵画を学び、元禄元年(一六八八)に福岡藩主になると、神社の再興と共に自筆の絵画を領内の神社に数多く奉納している。宗像神社と綱政の関わりとしては、元禄十四年(一七〇二)に辺津宮に自筆の絵馬を奉納したことや^⑧、寛永八(一七一―)年五月に綱政の命により沖津宮本殿・拝殿を造営したことが記録に残る^⑨。また、元禄十六年(一七〇三)には貝原益軒により編纂された『筑前国続風土記』が藩主綱政へ献納されている^⑩。「沖ノ島図」の描写はこの『筑前国続風土記』の沖ノ島に関する記載内容とよく合致し、写実性の高い描写といえる。

「沖ノ島図」を見てみると、海を背景に沖ノ島と小屋島、御門柱の岩礁を一幅の掛軸にまとめた絹本着彩画であり、沖津宮境内全体の景観描写に主眼をおいた構成である。沖ノ島は一ノ岳・二ノ岳・三ノ岳が連なり、三ノ岳には石英斑岩が露頭した岩肌を灰白色に描く。海岸線は断崖絶壁で、正面の入江が唯一の船着場であり、小舟が二隻描かれる。島の中腹に沖津

宮本殿が鎮座し、背後に描かれた巨岩が目惹く。本殿前面には拝殿、右傍に末社の小社殿が三棟描かれ、参道を下った高台には御供屋と末社、海岸には福岡藩の番所が描かれる。

本殿・拝殿の描写に着目すると、斜投影図式に描かれ、石垣で造成された敷地に本殿・拝殿が直線上に並ぶ。本殿は三間社、切妻造、平入、屋根に千木が上り、周囲に柵列が巡る。拝殿は、切妻造、妻入、桁行二間・梁間一間で正面・側面を吹き放しに描く。本殿を中心とする社殿配置はほぼ現況に近く、遅くとも江戸期前半には、現在に近い社頭が整ったといえよう。

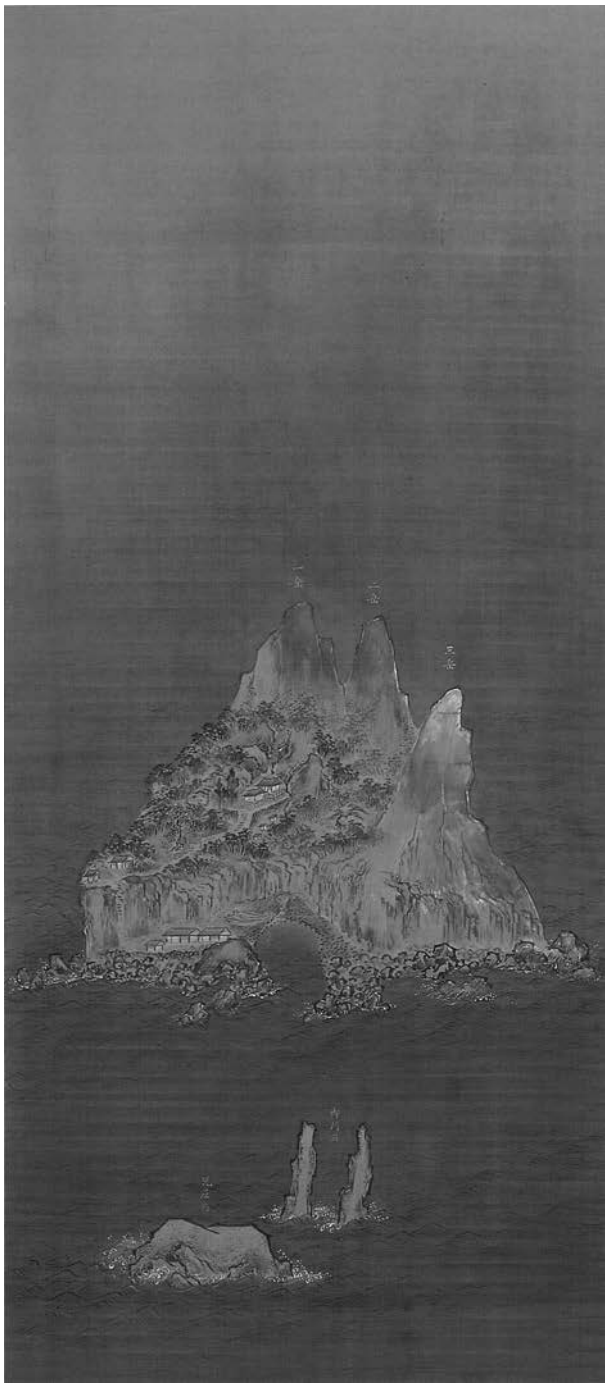
文献記録から社殿の形態を探てみると、『筑前国風土記』(元禄十六年「二七〇三」)には、「神殿方九尺、又拝殿あり」とあり、本殿の規模について初めて知ることができ、後の記録でも本殿は「方九尺」と江戸時代を通じて同規模である。『筑前国續風土記拾遺』(天保八年「一八三七」頃)には「神殿、拝殿、渡殿あり」と記され、本殿・拝殿の他に渡殿の存在が確認できる。また、「澳津宮社記」(天明四年「一七八四」以降)には、「御本社三間社、九尺四面、柿葺、千木・堅魚木、箱棟上る」^⑪とあり、三間社の本殿屋根は柿葺で箱棟をあげ、千木・堅魚木の棟飾をのせていたことがわかる。

本殿内の神座については、『筑前国続風土記』に「御神を田心姫とす。祭る所の神座の列左のごとし。左第三市杵島姫命 中第一田心姫命 右第二湍津姫命」とあり、三間社の本殿内では主祭神である田心姫を中央、相殿神として両脇に市杵島姫命、湍津姫を祀っていた。御神体については、

『筑陽記』（宝永二年「一七〇五」）には、「神体岩也。万治元年河野氏何某、金銅ノ神体ヲ造立」とあり、金銅製の神像であったことがわかる。

江戸時代の沖ノ島で注目したい点は、寛永十六年（一六三九）より、福岡藩によって異国船警備のため福岡藩士の在番を沖ノ島に配置したことである¹²。「沖嶋詰方心得記」¹³によれば、「一、御殿其外、何方ニテモ損所ハ書留置、帰リノ節役所江差出致候」、「一、御殿初、掃□（除）ハ御加子申合可致候事」とあり、沖ノ島在番中には、遠見番としての勤めだけでなく、社殿の破損状況の点検や境内の清掃等の境内の維持管理の役目を担っていた。沖ノ島では、天正十四年（一五八六）の宗像大宮司家の滅亡後、その家臣であった一ノ甲斐河野家が社家として沖津宮の神事を担っていたが、

沖ノ島へは年二回渡島して神事をするのみで、日常は居住する大島で沖津宮の祭祀を行っていた¹⁴。沖津宮本殿は森に覆われた湿気の多い立地であり、木造社殿の定期的な維持補修は不可欠である。これまで無人であった沖ノ島に福岡藩士が常駐することによって、恒常的に社殿を維持管理する体制が備わったといえ、沖津宮における社殿殿造営の画期の一つと捉えた



図二 「沖ノ島図」、17世紀後半～18世紀前半、黒田綱政筆、福岡市博物館所蔵

(三) 近代の沖津宮社殿

江戸時代を通じて、宗像神社の造営は福岡藩により行われていたが、明治四年（一八七二）に太政官布告により神社は国家管理とされ、内務省神社局が官国弊社の管轄を管轄した。宗像神社は、明治四年に国幣中社、明治十八年（一八八五）に官幣中社、明治三十四年（一九〇一）には官幣大社へ昇格した。また明治四年以降、辺津宮から神官が百日交代で沖ノ島に常時滞在して奉仕することになった¹⁵⁾。

明治期の社殿については「宗像神社明細帳」（以下、「明細帳」）から詳細に知ることが出来る。「明細帳」には、神社創立の由来、祭神、祭式と共に、社殿について創建年代や形式について図面（図三）を添えて記す。

本殿は、霧囲付の三間社流造（梁間七尺八寸、桁行一丈二尺六寸）で亀腹基壇上に建つ。背面を除く三面に切目縁が廻り、正面に向拝、木階五級が付き、正面中央間に両開板唐戸が入る。身舎は前後を内外陣に二分し、さらに内陣を三分割する。天井は内外陣とも竿縁天井で、屋根は枋葺、箱棟に千木二組、勝男木四組が乗る。ただし「明細図書」では、「前左右後両妻共欄干付」と四面に欄干付の縁が廻る記載があり、平面図と一部齟齬がみえる。

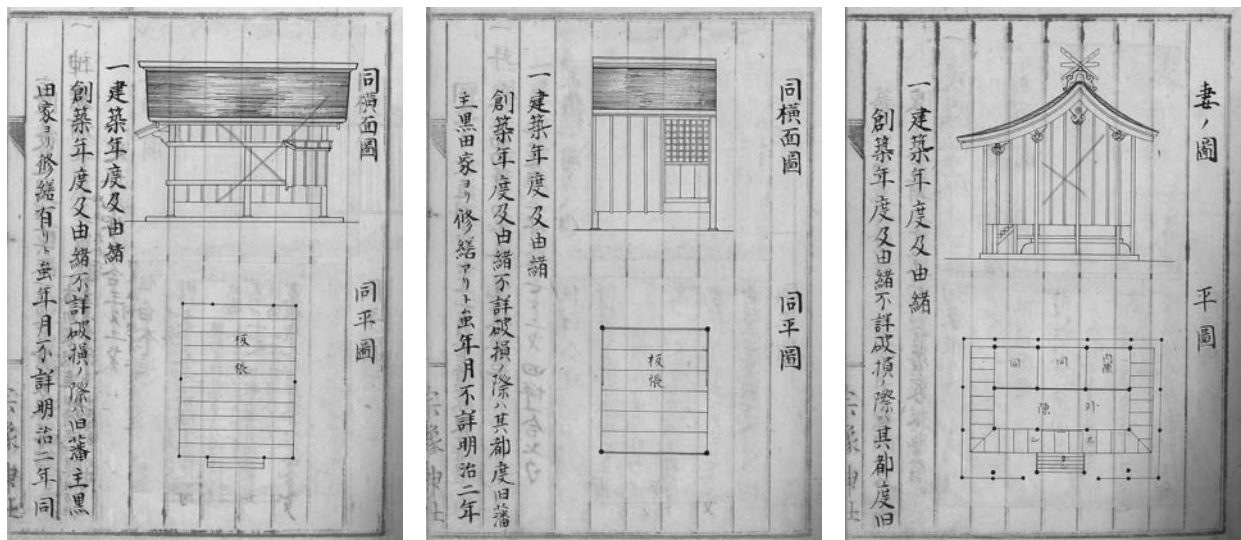
渡殿は、梁間一間（七尺）、桁行一間（六尺三寸）、両下造、板葺である。柱間は正面・背面を開放し、渡殿を介して本殿・拝殿を繋ぐ。両側面は縦板張として片引戸を入れる。床は全て板張りである。

拝殿は、梁間三間（一丈二寸）、桁行二間（一丈三尺五寸）、切妻造、妻入、板葺とし、正面に持送付の庇を張り出す。柱間装置は、正面中央間を

開放、両側面を腰壁板壁で戸袋がつく。床は全て板張りで、妻飾りは扱首組とする。

これら社殿の建立年代について「明細帳」には、「創築年度及由緒不詳破損ノ際ハ其都度旧藩主黒田家ヨリ修繕有リト雖年月不詳明治二年度同家ヨリ改造同十六年七月官費家根葺替」とある。明治二年（一八六九）の黒田家による改造が、再建なのか修理なのか判然としないが、「明細帳」に記載された社殿を維持修理しながら昭和七年の再建まで使用していたことがわかる（写真二）。

その後の修理は、明治十六年（一八八三）に本殿・渡殿・拝殿の屋根葺替、明治三十四年（一九〇一）に本殿修理、明治四十五年（一九一二）に本殿・渡殿・拝殿の屋根葺替と拝殿に神饌準備所が付加され、大正二年（一九一三）に本殿・渡殿・拝殿の修理と屋根葺替えが記録として確認される¹⁶⁾。なお現地調査時に、明治十六年修理棟札¹⁷⁾と大正二年修理棟札¹⁸⁾が、沖津宮本殿内の物置で確認された。明治十六年の修理棟札には、福岡県「土木課土木担任戸畑惣三」と記されており、国が管轄する国幣社であっても、実際には福岡県に属する技術者によって営繕事業が行われていたことがわかる。



図三 「國幣中社宗像神社沖津宮明細帳（右：本殿、中：幣殿、左：拝殿）、明治4年～明治18年、福岡県所蔵



写真二 沖津宮の旧本殿・拝殿（昭和5年5月10日内務省神社局撮影、宗像大社所蔵）

二. 現在の沖津宮社殿

(一) 造営経緯

昭和初期の宗像神社は、『古事記』、『日本書紀』に記される天照大神の神勅「奉助天孫而為天孫所祭」の由緒をもとに、勅祭社御加列の請願運動を展開していた。その運動に併せて勅祭社の社格に相応しい往時の姿を取り戻すべく、荒廃した境内の復興計画を進めていた¹⁹⁾。昭和六年三月五日に宗像神社宮司幡掛正木より内務大臣安達謙蔵宛に提出した「沖津宮神殿並二拝殿改築願」及び「官国弊社各社共通金下附願」草稿²⁰⁾には、沖津宮社殿の状況について以下のように記す。

「沖津宮神殿並二拝殿ハ慶長年間藩主ノ造営ナルモ鬱蒼タル森林中ニ在リテ常ニ湿潤ノタメ柱、土台、板張り家根等ノ腐朽甚シク最早ヤ姑息ナル修繕ニテハ到底維持出来ズ根本的ニ改築ノ止ム無キ実状ト相成リ尚又御神座ヲ始め御殿内ノ御調度モ粗雑ヲ極メ全ク村社ニモ比ス可カラザル状態ニテ洵ニ神明ニ對シ奉リ恐懼ニ堪ヘザル次第ニ御座候」

宗像神社は内務省に対し、沖津宮の本殿・拝殿の朽損を訴え、部分的な修理ではなく本殿・拝殿の再建と御神座調度品の新調に関する許可と巨額な造営費用に対する国庫補助を申請した。その後の建設経緯は、昭和七年八月七日に工事監督の三條榮三郎により記された「工事報告」²¹⁾から知ることができる。

昭和六年十月五日、内務省より沖津宮本殿・拝殿・幣殿・神饌所の改築許可を得て、昭和六年十月三十日、仮遷座祭を執行して御神霊を本殿から仮殿へ移した後、福岡県の直営で造営工事が始まった。「工事報告」には、

「本工事中最憂慮シタルハ海上及参道運搬ト狭隘ナル社地ニ納マリヨク建設出来ルカノ二点ナリ」とあり、九州本土から六十km離れた沖ノ島への材料運搬や狭隘な敷地での施工に苦心したようだ。木材は、当時国産の大径材が不足していたため台湾檜が使用され、現場施工前に辺津宮境内に設けた作業場で出来る限り材料を加工し、沖ノ島へ運搬後、現地で組み立てられた。特に木材の運搬には地元氏子の勤労奉仕によるものが大きく、昭和六年十一月十七日に神湊に到着した木材は、神湊町民によって荷揚げされ、木材の乾燥と加工のため辺津宮の作業場まで運搬された。昭和七年一月二十六日に御用材加工初めを祝う鉦始祭執行が執り行われ、木材の切組作業完了後、五月二日に田島青年団奉仕によって再び神湊まで材料が運搬・船積された。沖ノ島への材料運搬の際には、大島の漁師組織である「沖ノ島仲間」²²⁾の協力のもと、漁船で沖ノ島へ運ばれた。

沖ノ島での現場工事は工期一ヶ月余と順調に進んだようで、昭和七年五月十六日立柱祭、五月二十一日上棟祭が執り行われ、六月二十五日に竣工した。本殿の竣工後には、殿内の御神座や調度品を新調した後、八月六日に沖津宮正遷座祭を執行して御神霊を仮殿から新築された本殿へ移し、翌八月七日に沖津宮遷座奉祝大祭を沖津宮遙拝所にて執行した。

建設総費用は、社殿改築工費一万二千九百三十三円三錢、殿内調度工費八五〇円となり、内務省の各社共通金一万二百十七円、宮内省御下賜金

五百円、氏子や崇敬者からの寄附金二千百五十六円四十八銭がその費用に当てられた⁽²³⁾。

その後は昭和二十九年と昭和三十一年に屋根の葺替え修理が行われ、昭和三十一年の修理の際に檜皮葺から銅板葺へと変更され、現在に至る。

(二) 建築家と大工

「工事報告」より、沖津宮社殿の造営に関わった建築技術者が新たに判明した。建築家は内務省技師・角南隆と元福岡県土木課技師・三條栄三郎、大工棟梁は地元宗像郡の宮大工・荻原亀吉であった。ここでは、三名の足跡と宗像神社との関わりについて中心に述べたい。

角南隆⁽²⁴⁾（一八八七～一九八〇）は、明治二十年（一八八七）岡山県に生まれ、大正四年（一九一五）東京帝国大学工学部建築学科を卒業後、明治神宮造営局に入り創建時の社殿設計に関わる。大正八年（一九一九）より内務省神社局技師となり、昭和十四年（一九三九）に造営課長を務めた。角南は内務省の技術官僚として大正から昭和戦前期の神社営繕事業の指導的立場にあり、神社にモダニズムの建築思想をとり入れ社殿の設計手法を構築し直した建築家であり、近代の神社建築史上重要人物の一人に位置付けられる⁽²⁵⁾。角南と宗像神社の関係は深く、宗像神社宮司・幡掛正木から「宗像神社復興計画案」策定の協力要請を受け、角南は昭和五年五月三日から沖ノ島へ渡って一週間参籠した後、辺津宮において沖津宮社殿改築案の略図を幡掛宮司に提示した⁽²⁶⁾。なお、宗像大社には、角南が沖ノ島滞在中に撮映したと思われる沖津宮社殿の古写真（写真二）が残されている⁽²⁷⁾。そ

の後も角南は、昭和二十七年に宗像神社史編纂委員会の顧問に就任し、『宗像神社史』（上巻は昭和三十六年、下巻は昭和四十一年に刊行）の編纂に関わっている。

ただし、角南自身が沖津宮社殿の設計にどこまで関与したのか判然としない。内務省神社局は約二百社余ある官国弊社の営繕事業を数多く抱えており、角南自らが細部まで設計した例は少ないとされる⁽²⁸⁾。「工事報告」にも「内務省主任技師角南隆氏ノ設計ヲ基準トシ」とあり、角南の他に設計に参画した人物が想定される。そこで注目したのは「工事監督 三條栄三郎」である。

三條栄三郎⁽²⁹⁾（一八七六～一九三五）は、明治五年（一八七二）山形県に生まれ、中学時代には四年先輩の伊東忠太（後に建築史家、東京大学教授となる）と親睦を結んだ。明治三十一年（一八九八）に蔵前東京高等工業学校（現東京工業大学）教員養成所を卒業し、仙台工業学校、熊本県立工業学校、福岡県立工業学校の教員を歴任し、建築技術者を育成した。その後、佐賀県建築技師を経て、明治四十一年（一九〇八）に福岡県土木課建築技師となり、多くの公共建築の設計・監理に従事した。主な建築作品は、フレンチ・ルネサンス様式を基調とした旧福岡県公会堂貴賓館（明治四十三年、重要文化財）や大正時代の新流行であるセセッションを取り入れた旧福岡県庁舎（大正四年、現存せず）等の多くの官庁建築があり、各種様式を巧みにまとめ上げる建築家としての確かな力量を示している。また、三條は福岡県庁在職時より内務省地方技師も併任しており、宮崎宮廻廊の新築（大正三～六年）、大宰府天満宮楼門の修復（大正初）、宮地嶽

神社総合計画（大正七年）など、福岡県内の神社建築の設計や造営計画を策定する等、福岡県内の社殿造営にも従事した。その後、大正十二年（一九一三）より長野県庁に転出し営繕課長を務めるが、病のため昭和四年に福岡に戻り、昭和十年に急逝するまでに福岡県庁・大分県庁・長崎県庁の嘱託として社寺建築の修復や特別保護建造物指定の申請などに携わった。三條は、内務省地方技師の頃より同郷の伊藤忠太、関野貞、角南隆らと親交を結び、古建築の歴史研究や修復を手がけており、それらを通じて社寺建築の知識を習得したと推察される。

沖津宮社殿の造営に関しては、昭和六年十月十七日には宗像神社宮司・幡掛正木から福岡県知事・川淵洽馬へ当時福岡県嘱託であった三條の沖津宮改築工事監督の就任依頼が提出された³⁰。三條は、「工事報告」の草稿段階では「角南隆氏ノ指導ト計画ヲ基準トシ」と記しており³¹、角南の指導のもと、実務経験に長けた三條が施工管理と共に実施設計に深く関与したと思われる。

荻原亀吉³²（一八七八―一九三八）は、明治十一年（一八七八）宗像郡勝浦村に生まれ、朝倉郡秋月の大工棟梁である八尋氏の下で修行後、地元の宗像郡津屋崎にて大工棟梁として独立した。荻原亀吉が携わった建築として、宮崎宮廻廊（福岡市箱崎、大正三―六年）、年毛神社本殿・拝殿（宗像郡勝浦、大正十五年）、豊山神社（宗像郡勝浦、昭和十二年）等がある³³。また、昭和七年の沖津宮造営時には、大工棟梁として辺津宮作業場での材料の墨付け・切組から、沖ノ島での現場施工まで腕を振るった。その後も、昭和八年の沖津宮遙拝所造営時も大工棟梁を担い³⁴、昭和十年に

は角南隆や宗像神社関係者らと宗像神社の復興計画等の協議に参加するなど³⁵、昭和初期の宗像神社の造営に数多く関わった人物である。

なお、「宗像大社造営史料」には、昭和七年の沖津宮造営時の大工として荻原亀吉と共に「小山富次郎」の名前が見える³⁶。小山家は箱崎で代々続く屋根大工の家系（現 小山社寺工業所）であり、昭和二十九年の中津宮の修理棟札に「家根屋 福岡市箱崎 小山富次郎」³⁷とあり、沖津宮造営時にも屋根葺を担当したと思われる。

最後に木材に使用した台湾檜の調達者について付け加えたい。「工事報告」草稿には、「木材ハ葦津耕次郎氏の斡旋ニ係ル台湾檜ノ優良材ヲ特ニ撰買」とある。葦津耕次郎³⁸（一八七八―一九四〇）は宮崎宮の社家の家に生まれ、神道思想家としての活動と共に大正十二年（一九二三）より民間の建築事務所である社寺工務所を設立し、当時枯渇していた国産檜の代替材として台湾檜を大量に輸入し、全国の社寺建設を手がけていた。特に大正四年（一九一五）から昭和三年にかけて実施された宮崎宮の拝殿・楼門の修復や廻廊新築等の造営時には、自ら台湾へ赴いて朝鮮総督府の案内のもと檜材を視察・購入し、日本海軍の特務艦「野島」によって宮崎宮まで廻送した。この宮崎宮廻廊造営には、角南隆と三條栄三郎が設計者、荻原亀吉が大工として参加しており、宮崎宮造営時の建築技術者や材木の調達経路が、宗像神社の造営へ引き継がれたとすれば興味深い。

(三) 社殿形式

現地調査をもとに現在の沖津宮社殿の建築形式を概観したい(図四・五)。

沖津宮社殿が建つ敷地は、巨岩に挟まれた狭い土地で、斜面を削つて雛壇状に三段に造成し、沖ノ島の自然石を用いた石積で法面を固める。社殿は、後段から本殿・幣殿・拝殿が中軸線を揃えて西南面して建つ。本殿・幣殿部分は岩盤上に、拝殿部分は石垣で造成された地盤上に位置する。社殿前面には深さ約一・七mの空堀があり、石橋を掛けて参道から社殿へ渡す。本殿南には、天照大神を御祭神とする末社大神宮が北面して建つ。

本殿は三間社流造で、桁行三間・梁間二間の身舎に一間通りの庇を四面に廻し、正面に桁行三間の向拝がつく。この庇下の空間を身舎柱と庇柱を梁で繋いで構造上一体化し、室内に取り込む。正面には登り高欄付木階五級、その両脇に勾欄付の切目縁がつく。

身舎は亀腹基壇上に丸柱を建て、軸部を足固貫と頭貫で固め、地長押、切目長押、内法長押を廻す。組物は平側に大斗肘木、妻側に平三斗をのせる。庇は自然石礎石に面取り角柱を立て、足固貫、内法貫、頭貫で固め、組物は舟肘木を載せる。

内部は、身舎を内外陣に二分し、さらに内陣を間口一間の小部屋に三分割して個別に板扉を設け、宗像三女神の御神体を奉安する。内外陣とも拭板張で、外陣の正面柱間に両開き板唐戸、左側面に掃除口として片開板戸が入る。庇下の空間は、外陣への通路と物置として利用する。

軒は二重繁垂木、妻飾は豕扱首組とし、切懸魚が付く。正面を除く三面に腰庇を廻し、大斗肘木で支える。屋根は、銅板葺、箱棟を上げ、千木二組、

勝男木が三組乗る。箱棟と鬼板には、宗像大社神紋である櫛の葉紋の飾金具が付く。なお、「官幣大社宗像神社沖津宮殿内装飾設計図 神座ノ部」³⁹⁾によると、宗像三女神の各御神座には、御室を置いて、御厚畳と御茵を敷き、扉に御幌、簾を下ろし、内外陣には壁代などの調度品を備えていることがわかる。

本殿前には、幣殿・拝殿・神饌所の機能を一棟に納めた複合式の社殿が建つ。その形式は、切妻造、妻入、梁間三間・桁行五間の縦長平面で、前三間を拝殿、奥二間を幣殿とし、左側面に切妻造、一間四方の神饌準備所が張り出す。

軸部は、自然石の礎石上に面取り角柱を立て、内法貫、頭貫で固め、腰長押、内法長押を廻す。また本殿の向拝柱と幣殿の側柱を共有することで、本殿と内部空間を連続させる。柱間は、正面中央間を両引き格子戸、柱間を狭くした両脇間を格子壁とし、右側面を腰板壁・雨戸付、左側面を引き違い板戸とし、幣殿は正面・背面の中央間を吹き放しとする。架構は、柱頭に舟肘木を置いて桁を受け、梁を渡して成の高い板幕股を置き棟木を支える。この板幕股は、辺津宮拝殿を思わせる復古的な意匠である。

軒は一重疎垂木、妻飾は豕扱首組とし、屋根は銅板葺で正面に庇が付き、箱棟を上げ、菊の御紋の飾金具が付いた鬼板と鳥衾がつく。内部空間について、拝殿は床を拭板張とし、天井を張らずに化粧屋根裏として架構を見せ、妻壁に掲げた神勅扁額へ視線を促す。幣殿は天井を竿縁天井とし、板張の床面を拝殿より一段高くあげて格式の差を示す。

(四) 新様式「沖津宮造り」

「官幣大社宗像神社沖津宮社殿改築工事設計書」⁽⁴⁰⁾（以下、「設計書」）には「様式 沖津宮造り」という新たな様式名が記されており、沖津宮に相応しい新たな造形を創り出そうという意識が表れている。

神社は、御神体が人の目に触れることがないため、神の存在や神聖さは本殿の外観によって表現される。沖津宮社殿は総檜普請の素木造で装飾を抑えた清浄さのある意匠である。その一方、造形上の力点は本殿を見上げた視線の先にある巨岩と屋根の構成に集約される。巨岩に挟まれた狭隘な敷地に対して、前身本殿では巨岩の岩影に本殿全体を納めていたが、現在の本殿は三間社流造の形式を踏襲しつつも、屋根勾配をきつくして棟高を上げ、屋根を巨岩の岩肌に密着させて建てている。神の依り代とされる「磐座」の巨岩と流造の屋根が一体となった力強い意匠であり、垂直方向にプロポーションを強調することで神の御座所である本殿の崇高さを演出する。屋根上の千木・堅魚木は前身社殿より大きくなり、巨岩との取り合いによって左右対称の配置を意図的に崩しており、巨岩と社殿、両者の関係を表現する手法として、小さな操作でありながらその視覚的効果は大きい。

また、現在の本殿は、桁行三間・梁間二間の身舎の四面に庇が廻る三間四面の「両流造」の平面であるが、庇空間を室内に取り込み本殿全体の規模を大きくすることで荘厳化を図っている。

「設計書」には「神殿妻流レ造り幣殿拜殿及神饌準備所共総体ヲ一棟トナシ」とあるように、本殿・幣殿・拜殿・神饌準備所の各施設を一棟にまとめ上げて内部空間を一体化させている。こうした社殿の複合化の手法は、

昭和戦前期の角南隆を中心とする内務省神社局の営繕組織の設計の特徴であり、屋根をつなげて雨仕舞や日常の祭祀奉仕の便に配慮して、神職の動作空間が途切れることなく連続させる。この連続した平面は、その上に架かる屋根形状として外部意匠に立ち上がる。一際高くそびえる本殿の流造の屋根に、拝殿の切妻造の屋根が幣殿を超えて連結し、その脇に一段棟を下げた神饌準備所の屋根がとりつく。各社殿の空間の格の違いを屋根の高さで表現し、屋根が連なる荘厳な社殿をつくり出す。

全体としてみると、近世以来の伝統様式や空間構成を尊重しつつ、外部意匠の荘厳化、内部空間の祭祀奉仕の機能向上を実現させている。

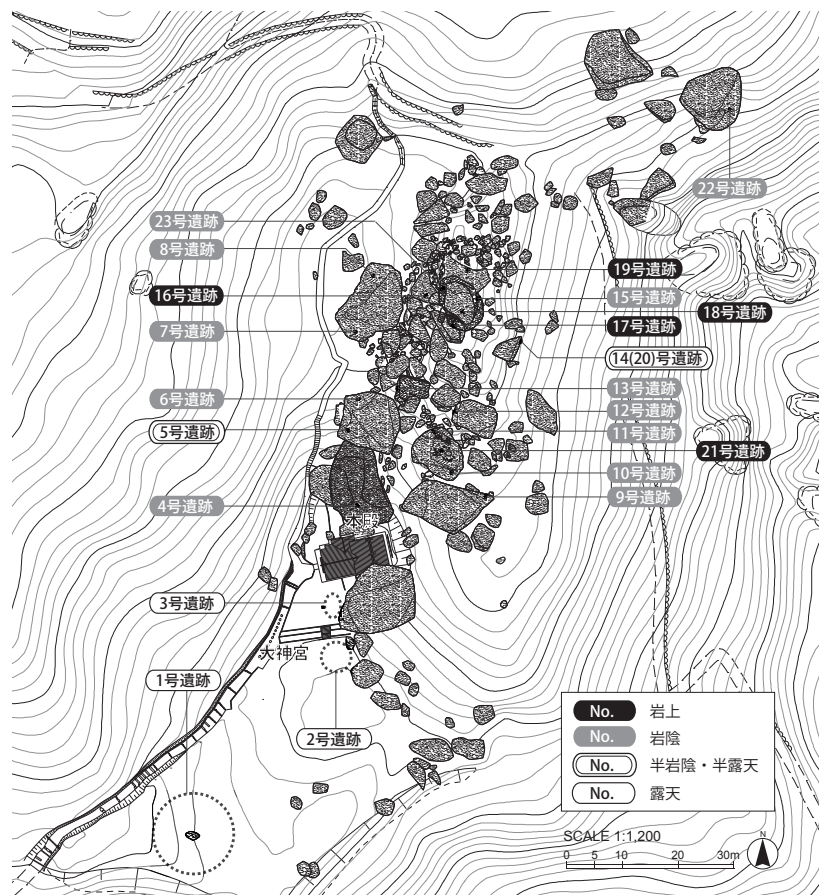
おわりに

本稿では沖津宮社殿に焦点をあて、通史的にその変遷を概観してきた。巨岩で営まれた古代祭祀の場は、巨岩から離れて平地へと遷り、現在の沖津宮社殿へと祭祀の場が収斂されていく。自然神から人格神へと神観念の変化と共に神を祀る空間も変化し、神の御座所である本殿には、御神体として神像を奉安し、殿内の調度品が整えられ日々神饌が備えられる。沖津宮社殿は、こうした千六百年以上もの間受け継がれてきた沖ノ島に対する信仰を今日に継承する場として重要である。

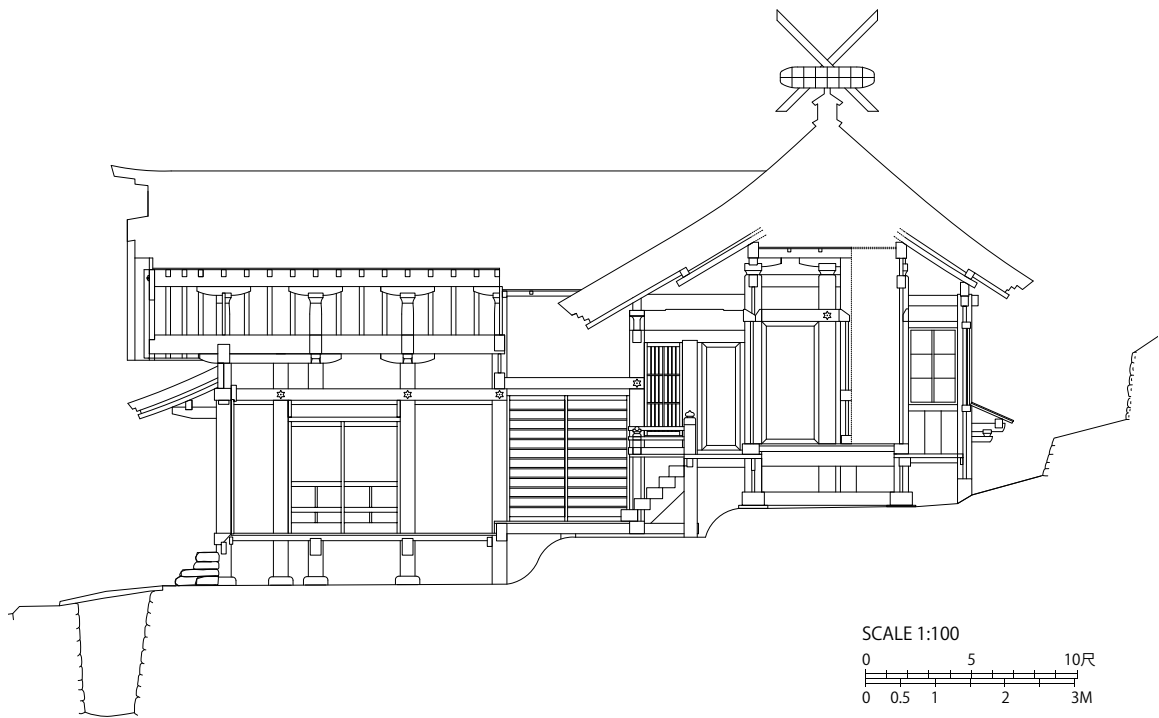
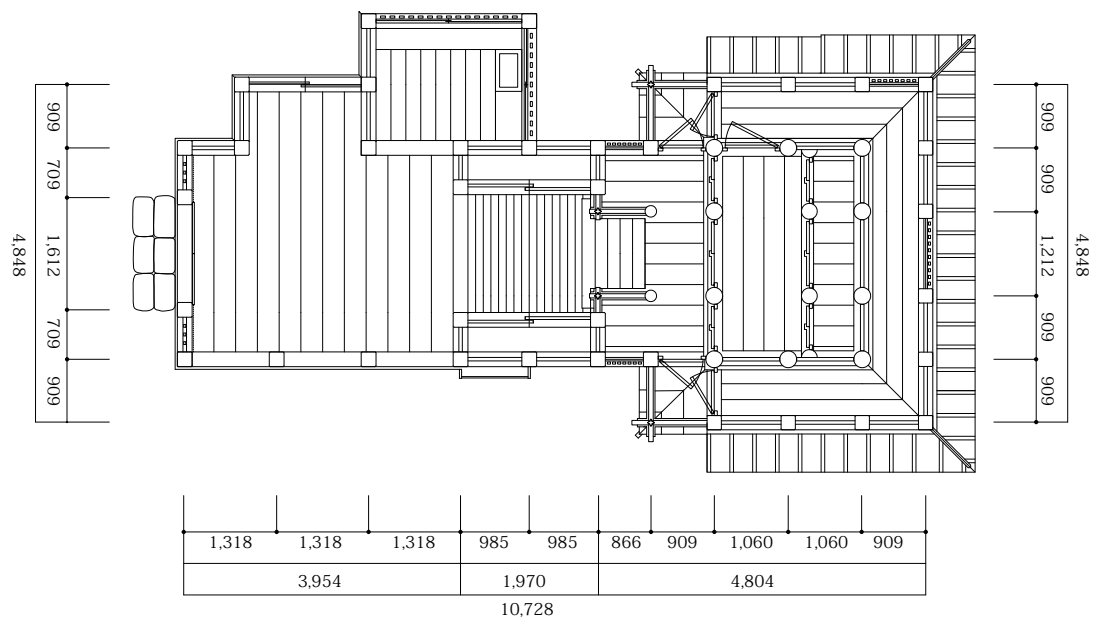
また、現在の沖津宮社殿について歴史の変遷を辿てみると、近世以来の伝統的な形式や空間構成を尊重しつつも、近代における新たな造形の出現が読み取れる。「磐座」とみなされる巨岩を強く意識した流造の本殿形式

は独自のものがあり、近代を代表する神社建築家である角南隆が設計に関与する等、その意匠の構成力は特筆すべきものがある。また、現在では殆ど入手不可能である大径長尺材の良質な台湾檜の使用によって、これまでにない大規模な社殿の造営を可能としている。玄界灘の遙か沖合に位置する沖ノ島への材料運搬、現場施工についても、地元建築家や宮大工、氏子崇敬者による勤労奉仕や浄財供出によるものが大きく、地域総ぐるみで造営されたという点も意義があり、近代の神社建築としてその価値は高い。

なお、本稿では沖ノ島における社殿の成立について既往研究に基づく概要の整理に留まっている。この点は古代祭祀終焉以降に祭祀の中心の場となった九州本土の辺津宮や、通常立ち入ることが禁じられている沖ノ島を遠くから拝むための大島の沖津宮遙拝所など、相互に関連をもつ宗像神社三宮全体での社殿の成立について検討する必要がある、今後の研究課題としたい。



図四 沖津宮本殿・幣殿・拝殿 配置図



図五 沖津宮本殿・幣殿・拝殿 平面図・断面図



写真三 沖津宮本殿・幣殿・拝殿 全景



写真四 背面から見る沖津宮本殿と巨岩

(1) 宗像市教育委員会は、平成二十四・二十五年度にわたり国指定史跡「宗像神社境内」及び国指定天然記念物の「沖ノ島原始林」の保存管理計画策定に伴い現地調査を実施した。平成二十四年十月九～十日に沖津宮社殿の建築調査を実施し、沖津宮本殿・幣殿・拝殿と末社大神宮の平面図・断面図・配置図の実測と写真撮影を行った。

(2) 丸山茂「神社建築の形成過程における官社制の意義について」(『神社建築史論―古代王権と祭祀』中央公論美術出版、二〇〇一)、山岸常人「神社建築の形成過程―平安時代前期・中期を中心に―」(『史林』第九十八巻第五号史学研究会編、二〇一五年)など。

(3) 有富純也「神祇官の特質―地方神社と国司・朝廷―」、「神社社殿の成立と律令国家」(『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九)。

(4) 『宗像沖ノ島 I』(第三次沖ノ島学術調査隊編、宗像大社復興期成会発行、一九七九)六十～六十四頁。

(5) 『宗像沖ノ島 I』(前掲)二四七～二四八頁。

(6) 昭和七年から八年にかけて九州大学農学部沖ノ島調査隊によって沖ノ島の生物調査が実施された。竹内亮氏は植物学的部門を担当し、「続宗像沖ノ島雜記」(『島一誠社発行、一九三四)の中で「昭和七年に瀛津宮の舊社殿の御改築に際し、その御床下から出土した石斧等と共に五個の石舟を見る。」と報告している。

(7) 『宗像神社史』上巻(宗像神社復興期成会編、一九六二)、五一五頁。

(8) 「黒田家新統家譜卷之十一」網政記四 元禄十四年(一七〇二)の項には「香椎・宇美・伊野・宰府・警固・住吉・志賀・鳥飼・志登・櫻井・名嶋・田嶋・大分等

に、自畫の繪馬を寄進せらる。」とある。

(9) 安永二年(一七七三)に沖津宮大宮司河野信濃守が福岡藩寺社奉行に提出した「沖津宮指出目録」に、寛永八年(一七一二)「神殿・拝殿ヲ藩主黒田綱政公ヨリ御造宮」の記載がある(『宗像神社史』上巻、前掲、五一七頁)。

(10) 「黒田家新統家譜卷之十一」網政記四 元禄十六年(一七〇三)の項に「筑前統風土記成る。凡三十巻、十一月十八日貝原久兵衛上進す。」とある。

(11) 『宗像神社史』上巻(前掲)五一六頁。

(12) 『筑前国統風土記』卷之十五宗像郡上に「寛永十六年より以来、國主より島守を置玉ふ。足輕三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人かはるゝ来る。五十日を以て限とす。」とある。

(13) 福岡藩士沖ノ島在番の心得を記した史料で、天保七年から十二年頃にかけて書写したものとなる(宮本常一編『日本庶民生活史料集成』第二巻探検・紀行・地誌西国編、三一書房、一九八四)。

(14) 『筑前国統風土記』卷之十五宗像郡上には、「春三月、冬十月、兩度祭あり。むかし大宮司ありし時は、秋も祭り有しか、近世は秋を略して祭らす。(中略)社人は唯一人大島にあり。其家を一ノ甲斐と云、河野氏と稱す。」とある。

(15) 『宗像神社歴史』下巻(宗像神社復興期成会編、一九六六)三六一頁。

(16) 『宗像神社史』上巻(前掲)五二〇頁。

(17)「明治十六年修理棟札」

宮司江上澄 主典日並永通 社務所常雇
祢宜桑野弘文 等外出仕 安部繁
主典越智正文 河野通来 同
同 勝屋茂彦 同 小方真言 立石護
同 高向秀實 同 中野森平
同 宗像秋續

明治十六年七月九日着手同八月十二日落成

〔表〕

御本殿渡殿拝殿御家上御葺替并御炊舍宿直所船手小屋御修繕

出張

縣令岸良俊介

土木課土木擔任戸畑惣三

大工四人 家上工三人 日雇二人

〔裏〕 記載なし

(18)「大正二年修理棟札」

大正二年三月十六日着手
大正二年三月卅一日落成

宮司高向秀實

祢宜越智峯吉 主典日並治郎 同 吉田一徹
同 池浦晴吉 同 宗像繁丸 同 花田貫二
同 守嶋正直 同 名譽主典河野通来

〔表〕 御本殿渡殿拝殿御家上葺替 御修繕

并

大正元年十月廿一日假遷座
大正二年六月一日正遷座

御宮繕 囑托員 中野豐吉

大工中野七平 家根職宗我泰助
同 永野茂一郎 同 波多江知平
同 内田太造 全 東合親治郎
同 永野喜社 全 符野友次郎
同 中野治三郎 全 五嶋門次
同 中野軍蔵 全 宗我馬吉

一木工事費総額壹参百九拾五円

此内訳 内務省ヨリ
金八百円 各社共通営繕費御下渡
金四百六拾五円 本社基本財産利子支出

〔裏〕

一 内務大臣原敬本縣知事川路利恭内務省神社局長法字博士井上友一
一 假遷座奉仕神職 祢宜越智峰吉 主典宗像繁丸主典河野通来雇桑野千速 全吉田一徹
一 正遷座奉仕神職 宮司從六位勲六等高向秀實主典池浦晴吉主典宗像繁丸主典守嶋正直
雇桑野千速
一 詰方船長河野知助加子河野知蔵全幸太郎全角助

(19)「宗像神社昭和造営誌」(宗像大社復興期成会、一九七六)。

(20)「沖津宮神殿並二拝殿改築願」「官国弊社各社共通金下附願」草稿、『宗像大社營繕書類』卷十八所収。

(21)「昭和七年八月七日工事報告」(『宗像大社營繕書類』卷十八所収)の全文は以下の通り(傍線は筆者加筆)。

「官幣大社宗像神社沖津宮御本殿幣殿神饌所並二拝殿改築ニ當リテハ内務省主任技師角南隆氏ノ設計ヲ基準トシ神殿流レ造リ幣殿拜殿神饌所共総体ヲ一棟トシ拜殿正面ハ切妻造リ向拜庇付後面神殿ニ取付神饌所横棟切妻造リ拜殿取付家根檜皮葺箱棟鬼板付本殿ニハ千木勝男木ヲ置キ総体素木造リトシテ昭和六年十月五日内務大臣ノ認可ヲ得タリ。本工事ハ航行不便ノ孤島ニ付直營工事トシテ直チニ着手セリ。木材ハ台檜ノ優良材ヲ撰ビ辺津宮ニ於テ乾燥ノ上荻原亀吉ヲ主任工匠トシテ切組ミ本年五月二日沖島ニ運搬全月十六日立柱祭全月二十一日上棟祭六月二十五日工事完了シタリ。本工事中最憂慮シタルハ海上及参道運搬ト狹隘ナル社地ニ納マリヨク建設出来ルカノ二点ナリシガ幸ニ神明ノ御加護ニヨリ豫期以上優秀ナル成果ヲ得タルハ欣幸ニ堪ヘザルナリ
茲ニ竣工ノ式典ニ方リ工事ノ概要ヲ述ベ以テ報告トス。

昭和七年八月七日 工事監督技師 三條榮三郎

(22) 昭和四十年代まで大島の漁師は、沖ノ島に小屋をかけて住み込みで漁をしており、その漁組織を「沖ノ島仲間」と呼んだ(『海の道』No.1「特集大島から沖ノ島を見る」沖ノ島物語実行委員会発行、二〇〇五)。

(23)「官幣大社宗像神社沖津宮社殿改築工事積算書」及び「宗像神社沖津宮御神座御壁代等新調精算書」『宗像大社營繕書類』卷十八所収。

- (24) 角南隆の経歴は、角南隆『万物は生きている』（株式会社バレード、二〇〇六）、藤岡洋保「内務省神社局・神祇院時代の神社建築」（『近代の神社景観―神社局時代に撮影された神社―神道文化会編、中央公論美術出版、一九九八）を参照した。
- (25) 藤岡洋保「近代の神社建築」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十三号、二〇〇六）。
- (26) 幡掛正木「宗像神社と葦津耕次郎翁」（『葦津耕次郎追慕録』あし芽會、一九四一）。
- (27) 宗像大社には大正期から昭和初期にかけて撮影された社殿・境内の古写真が五十三点（内訳は沖津宮「十八」、中津宮「五」、辺津宮「二十五」、香椎宮「二」、高良大社「三」）保管されている。これらは戦後、日本建築工芸事務所（角南隆設立）より神社本庁へ寄贈された内務省神社局及び神祇院局撮影の写真資料と一部合致する。（『写真資料目録』内務省時代に撮影された神社の景観、一九九五、神社本庁教学研究所発行）。
- (28) 藤岡洋保「内務省神社局・神祇院時代の神社建築」（前掲）。
- (29) 三條栄三郎の経歴は、母里喜久「三條栄三郎その足跡」（『西日本文化』一四九号、一九七九）を参照した。
- (30) 『宗像大社営繕書類』巻十八所収。
- (31) 「昭和七年八月七日工事報告」（前掲）の草稿文が『宗像大社営繕書類』巻十八に所収される。
- (32) 荻原亀吉の経歴は、荻原実氏（昭和二十四年生、荻原工務店代表取締役）、荻原哲夫氏（昭和二十八年生）に聞き取り調査に基づく（調査日時は二〇一六年十二月二日、場所は荻原工務店事務所）。
- (33) 年毛神社の棟札には「大工棟梁荻原亀吉」、豊山神社の棟書には「設計者荻原亀吉」とある（佐藤正彦「津屋崎町の近世社寺大工と作風」（『日本建築学会中国・九州支部研究報告』第十号、一九九六）。前掲注（32）聞き取り調査によると、辺津宮楼門（大正十五年）、宮崎宮廻廊（大正三〇六）、香椎宮楼門、若松恵比寿神社の造営に荻原亀吉が関与したという。
- (34) 松本将一郎「沖津宮遙拝所における信仰の建築と景観」（『沖ノ島研究』第一号、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議発行、二〇一五）
- (35) 昭和十年（一九三五）十月十七日、内務省神社局技師角南隆・大島村尊重立石仲平・前当社宮司幡掛正木・大工荻原亀吉が辺津宮社務所に参集し、神社関係者を交えて復興計画、中津宮社務所改築について協議した（『宗像神社昭和造営誌』年表、六三八頁）。
- (36) 昭和七年八月七日の日付で、宗像神社宮司幡掛憲昌から荻原亀吉と小山富次郎の両名に沖津宮神殿・幣殿・神饌所・拝殿改築工事について感謝状を贈っている（『宗像大社営繕書類』巻十八所収）。
- (37) 『福岡県指定有形文化財宗像大社中津宮本殿保存修理工事報告書』（福岡県、一九九九）。
- (38) 葦津耕次郎の経歴は、葦津珍彦『葦津耕次郎追想録』（私家版、一九七〇）を参照した。
- (39) 「官幣大社宗像神社沖津宮殿内装飾設計図 神座ノ部」（『宗像大社営繕書類』巻十八所収）。
- (40) 「官幣大社宗像神社沖津宮社殿改築工事設計書」（『宗像大社営繕書類』巻十八所収）。

This presentation examines possible links between Okinoshima and state formation in the Japanese archipelago and relationships of religion and ritual to power and state formation. It draws also on comparable research in Central and Northern Europe. Rituals are closely tied to religion and cult and play an important role in state formation, helping consolidated social and political systems. Since one of the most important factors in state formation in the Japanese archipelago was exchange with the Asian mainland, it is likely rituals on Okinoshima accompanied and supported communication with the continent, particularly in the most intensive phase of this exchange.

Keywords: Japanese archipelago, state formation, long distance exchange, Central and Northern European comparison

Kanji Tawara (Nagasaki International University)

Title: Ceremonial and sacred places (asylum) in Tsushima : an cosmopolitan view on the border between Korea and Japan.

Abstract: It is thought that royal authority developed in the Kinki-district of Japan from the 4th century to the 5th century CE. Also during this period, craft production expanded both in scale and in materials.

Evidence of lithic production is particularly common. In addition to stone beads, various other items were copied in stone (e.g. Bangles and weapons. Most of these lithic have been found in burial contexts (tumuli), and appear to mark individual status. A major change in the organization of production occurs between the 4th and 5th centuries: initially local production of lithic items occurred adjacent to stone quarries in northern Kinki, however, by the 5th c. CE lithic material is imported from other regions to be crafted by Kinki lithic specialists, and then re-exported across the region. The timing of both political development and craft reorganization suggests that the political authority played a critical role in utilitarian and elite lithic production.

Keywords: Tsushima, Shinto, sacred places, cosmopolitan, Asia

Sam Nixon (Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures)

Title: Religious heritage on the trans-Saharan trade routes to West Africa: the landscape of early Islam at the southern Saharan market town of Tadmekka (Republic of Mali)

Abstract: Islam arrived in West Africa in early medieval times, via Saharan Caravan routes bringing commodities from North Africa to exchange for West African gold. Tadmekka was one of the first localities of West African Islam. Currently on UNESCO's tentative list, Tadmekka's ruins feature numerous Arabic inscriptions, including the oldest internally-dated West African writing (11th-century AD). These inscriptions helped structure a new landscape of Islam within the southern Saharan world. This included establishing symbolic connections between Tadmekka and the central site of Islam, Mecca. Beyond this case study, wider parallels are considered, including with medieval-era commercial centers of the Silk Road.

Keywords: Islam, trans-Saharan trade, Arabic inscriptions, symbolic landscapes

Tim Williams (University of London)

Title: Networks of Silk Roads interactions: patronage and the spread of Buddhism into Central Asia

Abstract: The international impact of the Silk Roads extended far beyond trade; local or trans-regional, low value bulk goods or elite prestige items. Their significance lay in the movement of ideas -technologies, artistic styles, belief systems, philosophies, languages, customs and moral values. The movement of religious ideas, notably Buddhism, had profound impacts. This paper explores the wider context of these movements through the complex network of Silk Roads interactions, specifically the movement of Buddhism into Central Asia, examining archaeological evidence from architecture to portable material culture, exploring the chronology of the movement and the role of elite patronage in the process.

Keywords: Silk Road, Religion, Buddhism, Central Asia, elites, patronage

Global perspectives on religious heritage: Okinoshima and the formation of syncretic beliefs in world context

Session proposal for the World Archaeological Congress

Organised by Simon KANER (Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures, UK)

Miki OKADERA (Fukuoka Prefectural Government, Japan)

Sam Nixon (Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures)

Session sponsored by the Fukuoka Prefectural World Heritage Registration Promotion Division

The archaeology of religion is a rapidly developing field, and how we deal with religious heritage around the world is often contentious. Much religious heritage is intangible, but there are of course many tangible aspects as well. This session addresses issues that arise through the spread of ‘world religions’ as they come into contact with local, indigenous spiritual beliefs and practices. This session draws in particular on work undertaken for the nomination of Okinoshima as UNESCO World Heritage to explore broader themes in the archaeology of the arrival of Buddhism and its impact on local beliefs. We invite contributions that will focus in particular on the archaeology of syncretism and case studies in dealing with religious heritage, including from the Silk Road, to set studies of early Buddhism and Shinto in a comparative global perspective.

Gamini Wijesuriya (ICCRUM)

Title: Balancing Religious Values with Outstanding Universal Value in the Conservation and Management of World Heritage Properties

Abstract: The international community ascribes Outstanding Universal Value (OUV) to places – including religious sites – with tangible remains where significance ‘transcends beyond national boundaries’. However, religious heritage includes both tangible and intangible expressions specific to local or national communities that have continued to maintain them for centuries, while embracing changes in response to evolving needs. However, this is hardly recognised when OUV is ascribed and the need to reconcile the two is further hampered by the mandatory ‘management’ of such places to maintain OUV imposed by the international community. Through the critical evaluation of current and past approaches, this paper will discuss these dichotomies with a view to providing a theoretical and practical basis for addressing them.

Keywords: Religious Heritage, Outstanding Universal Value, Conservation

Woo Jae-Pyoung (Chungnam National University, Korea)

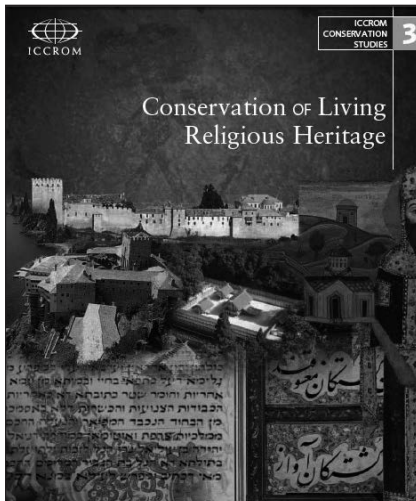
Title: The Ancient East Asian Regional Trade System Demonstrated by the Okinoshima Ritual Site

Abstract: Okinoshima Ritual Site is a valuable historical site confirming the existence of long-distance nautical exchanges between Japan and various East Asian countries especially around fifth to sixth centuries. At the time, Japan not only acquired advanced knowledge and strategic goods but also was influenced by religions from Mainland China including Buddhism and Taoism, through interactions with ancient East Asian countries across the sea. The discovery of this ritual site can be analyzed as a case that exemplifies the fact that securing the regional trade system, including imports of essential knowledge, materials, and religions from abroad, was the most important factor. The site particularly bears large-scale traces of national ancestral rites held by Japanese ambassadors and merchants to pray for the safety of overseas long-distance trades, at a period when safe sailings could not be guaranteed with the shipbuilding and navigation skills. In this respect, the Okinoshima Ritual Site provides some decisive evidence, which demonstrates the interaction between trade and religion in ancient East Asia.

Keywords: Okinoshima Ritual Site, long-distance nautical exchanges, interaction between trade and religion

Werner Steinhaus (Hiroshima University)

Title: Okinoshima: the relationship of religion and ritual to power and state formation



信仰と保全が調和するための必須要件

ICCROMフォーラムより

- 人間の生活に意義、そして目的、崇高なアイデンティティーを与える信仰を伝達、表現、維持することは極めて重要である。
- 有形の宗教的な品々、建造物、場所の無形の意義を評価することが、それらの意味を理解するための鍵である。
- 信仰への敬意は時に保全において制約、規制、排除を含むことを認めなければならない。
- 現代の環境における宗教的慣習、儀式、祭典の革命と適応はある種継続性の一部である。

- アジア仏教遺産の ICCROM-CHAフォーラム: 神聖性の保護 (2013年),
- ICCROMの生きている遺産の保全プログラム (2003年)
- 人間中心のアプローチ (2008年)



- 文化的景観
- 自然の聖なる場所
- アジア太平洋の聖なる山についてのユネスコ専門家会議 (2001年 和歌山)



結論



<http://www.muaythaitailandia.com/wp-content/uploads/2012/02/Tailandia-2011-548-Ayutthaya-Wat-Lokayasutha-Reclining-Buddha.jpg>



ブッダの仏舎利塔

地震後
ネパール カトマンズ渓谷



地震前



ピアウス・ヴァンダルズ（スリランカ）



1940年以前

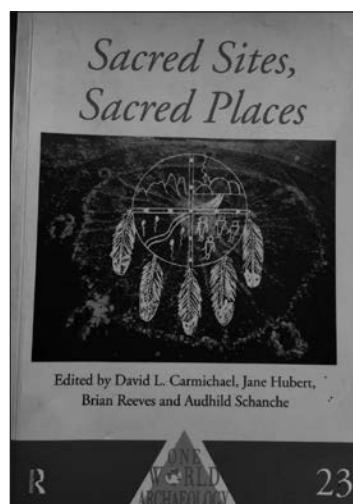


1940年

セティヤ（仏舎利塔）は、生けるブッダのように扱われなければなりません。人々はブッダに対して尊敬と敬意を払いますが、セティヤに対しても同様です。（ラフラ1956年）



スリランカ: 紀元前2世紀に建てられた仏舎利塔: 1993年、専門家の手により復元された



「神聖という概念は、人間の行為に制約と禁止を示唆する—もし何かが神聖であるならば、何らかの習慣が観察されるはずである……。」



スリランカの仏歯寺

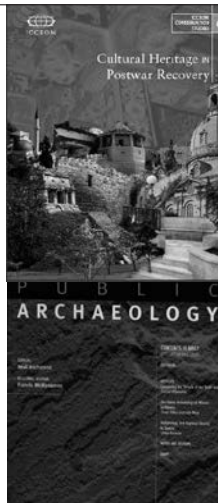


1998年1月の爆撃被害

地域文化の実践は、国際的な保全原則を超越することがあり得る

「素晴らしい哲学だ」
(ピーター・アッコー)

「全ての保全についての議論はこの経験から見直されるべきである」
(ニール・アシャーソン)



バグラティ大聖堂とゲラティ修道院 (ジョージア)



ソース:世界遺産委員会

バグラティ大聖堂とゲラティ修道院 (ジョージア)



©世界遺産委員会



ブガンダ歴代国王の墓(カスピ)

2010年3月16日、132年前に作られた王家の墓が燃やされた



復元の原則

ヴェネツィア憲章 1964

- 復元の目的は、記念建造物の美的価値と歴史的価値を保存し、明示することにある。

スリランカ 1945

- 寺院遺跡の復元は人々の宗教的感性を傷つけることなく行われるべきであり、また管轄部門による介入は人々が持つ既存の利益と宗教的権利を害してはならない。

INTERNATIONAL
SCIENTIFIC SYMPOSIUM
10th General Assembly
Sri Lanka

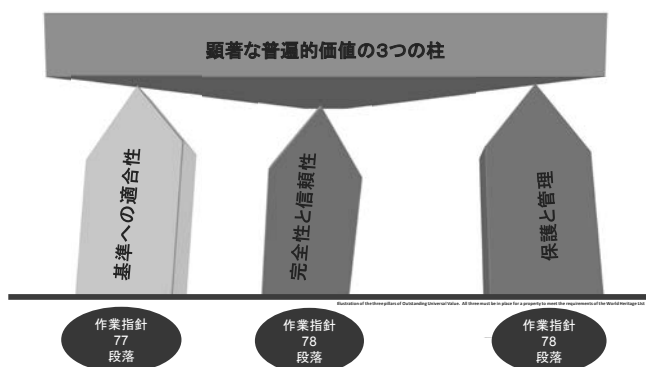
ARCHAEOLOGICAL HERITAGE
MANAGEMENT SUPPLEMENT
THE RESTORATION OF BUDDHIST MONUMENTS IN
SRI LANKA: THE CASE FOR AN ARCHAEOLOGICAL

スリランカにおける仏教建造物の復元：
考古学遺産管理戦略の例

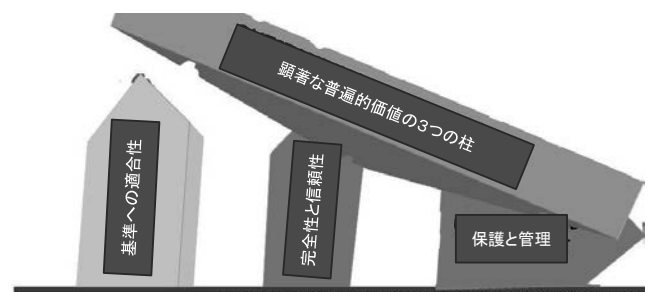
ICOMOS
CONSEIL INTERNATIONAL DES MONUMENTS ET DES SITES
INTERNATIONAL COUNCIL OF MONUMENTS AND SITES



顕著な普遍的価値の3つの柱



顕著な普遍的価値の3つの柱





4世紀頃、スリランカへもたらされたブツダの歯の遺品



17世紀の寺院



年中行事



寺院の復元



崇拜対象の復元



仏像の修復





宗教的価値と聖なる世界遺産の保存管理の
顕著な普遍的価値を両立する

ガミニ・ウィジェスリヤ

修復される部分の一次的、もしくは二次的な要素
が認識される寺院の修復にあたっては、それ自体
の材料を用いることを必要とする。

もし欠損やヒビなどがある場合は、修復しようとす
るが、その時は完全性を取り戻し、改めて適切に
配置されるように進められなければならない；

装飾や、角や他の付属する小さな祠なども含め、
(当時存在していたありのままの姿に)何も付け加
えることなく、当時と同じ規模(高さと横幅)でなけ
ればならない

常に専門家の指示に従うこと



アヌラーダブラー - スリランカ



ブッダガヤ - インド



テロリストによる攻撃
アヌラーダブラー ブッダガヤ



れたあと、すぐに復元工事が開始されました。もちろん工事は簡単なものではなく、数多くの専門家が関わり、様々な議論がなされるなど、完工までには6年間の歳月を要しました。世界遺産の規則によると例外的な状況であるという結論が出ていますが、誰が何を持って例外と規定するのか、いまだに議論の余地があるところです。

これはカトマンズの渓谷にある地震後のストゥーパ（仏舍利塔）です。頭頂部は崩壊しており、既に修復作業が開始されています。どの世界遺産の規則を持っても工事を中断させることはできません。

もちろん、これは私の母国でもあるスリランカでの例ですが、ご覧いただいているのは紀元前1世紀に建立されたストゥーパで、多くの仏教徒が訪れ、1940年頃には人々は非常に重要視しています。チャイティヤ（礼拝対象）に対してはブッダと同じに接するべきであるとするならば、ブッダに対する尊敬と敬意がチャイティヤにも払われるべきです。なぜ、修復工事に踏み切ったのかという人々の思いがここにあります。

もちろん私たち専門家は人々の声を尊重しなくてはなりません。この声に沿ったものが紀元前2世紀にガミニ王により建立され、その後修復されたストゥーパです。今まで見てきた例からわかることは、聖なる場所は人々にとって特別な意味を持つ「歴史的な遺産」となり、たとえ世界遺産になろうとも、宗教的な意味において最も重要であるという権威を失うことはないということです。聖なる場所とは何らかの制限と人的行為の禁止を示唆すると言う見解が示された、1992年の世界考古会議（WAC2）への質問内容でもあります。神聖なものに対しては、それにふさわしいルールを守るべきです。修復管理者はこの点を考慮していたかどうかの質問を投げかけるべきだと思います。

ICCROMは、現存する宗教的遺産に関するフォーラムを2003年に開催し、信仰と、保存のために行うべきことの調和を図る必要性、そして両者に数多くのギャップが存在することを明らかにしました。ここで

詳しくは述べませんが、その他にも、古代仏教の遺産保存を支援するセッション、現存する遺産に対するICCROMプログラムなどの取り組みをおこなっています。世界遺産の状況においては、文化的景観について聖なる場所、自然遺産、自然における聖なる場所が挙げられます。ユネスコはアジア太平洋の聖なる山をテーマとした専門家向けの会合なども開催しています。

世界遺産を取り巻く現在の状況にあって、もちろん、宗教的な遺産に対するプログラムもあります。幾つかの事例に詳しく触れながら、聖なる場所における課題が長く認識されていることを示すべく、この現在進行形の議論を述べてきました。それでも、対立する両者の利害関係の「バランスを取る」以上に何をすべきかと言うことに対して、明確な解決には至っていません。

結論としまして、導入部分で触れたように、聖なる場所は遺産として指定され、あるいは世界遺産のリストに挙げられ、伝統的な宗教的価値が保たれています。その価値、保存と取り決め項目という状況にさらされ、対立を引き起こす可能性が混在している地域が新たに生まれる結果になっています。対立を解消するには、宗教的価値とルールが全てにおいて優先される必要があります。バランスをとるのではなく、信仰と保存の調和を進めていくことを提唱している理由がここにあります。沖ノ島のような場所では、伝統的な管理システムを含めて、伝統的な宗教的価値は管理体制に不可欠なものであり、世界遺産に登録された後にも、全てにおいて優先されるべきことです。障害もありましょうし、先ほどの例でも一部挙げたように、変化に対する抵抗も地元にはありましょう。現代の保存に関する議論を牛耳っているのは、いまだに、保管されている文書や世俗的な価値観がもたらす原則であり、聖なる場所にその主導権が委託されることはありません。調和をとるプロセスに至ることができるのか疑問の残るところであります。ご清聴ありがとうございました。

るつもりはありませんが、国家権力とかそうした類のことを申し上げているのですよ。神聖なブッダの歯を所有している人物の一人が当該国家の王だと信じられていました。それが権力なのです。イギリスの植民地支配者でさえ、イギリスの国王に手紙をしたためるとき、権力の存在のようなものを感じたわけです。

今ここで、そのことに詳しく踏み込むつもりはありません。私たちのように保全を実践する者は、どこでも通じるような原則に従うよう余儀なくされるため、地域状況に対応するのに苦労します。まず自分自身の話をさせてください。私はスリランカで20年間、保全機関の代表を務めてきました。仕事の75パーセントは宗教的遺産でした。ご存知の通り、国によっては宗教的遺産を法的枠組みに取り入れないところもあります。どのような仕事をこなしていたか申し上げますと、例えばこちらはブッダの像で、自立します、菩提樹の高さの三分の一あります。西洋で訓練を受けた保全実践者として、今でも思い出すのは、仏教僧との仕事での衝突です。私は、ベネチア憲章やその他の文書にしっかりと則って、現代の保全原則を彼らに伝え、課そうとしました。実際、1964年のベネチア憲章と1945年のスリランカ原則をみると、修復の意義が比較できます。方針の中にすでに宗教的側面がありましたが、原則の全体を通して、調和は存在していました、しかし、私たちはバランスをとっているふりをしていたのです。

これがヨーク大学修士課程での私の問いのテーマでした。いまだに反論されてはいませんが、自分としては、行間からメッセージは読み取れるものの、今の自分が論じているほど力強く、当時は論じることができなかったことを後悔しています。私たちがこうしたものを世界遺産リストに推し始めたころから、批判がより大きくなりました。私は六つの文化的な世界遺産の場所を管理したことがありまして、うち四つは宗教的遺産です。

ご存知の通り、世界遺産条約では宗教的場所と非宗教的場所という区別をしません。場所はその顕著な普遍的価値を示すものでなければならず、その顕著な普遍的価値は現代的な保全指針の中で発展した同一価値体系の上に構築されています。そこには三つの柱があ

り、管理はその価値の不可欠な部分です。一度世界遺産リストに載れば、管理要件はさらなる様々な問題と呼ばび込みます。すなわち、新たな規則、規制、新たな利害関係者、定期的な報告、中でもモニタリングのための監視者です。これらはすべて調和よりもバランスを目的としています。自国における信仰と保全という衝突を減らしたいという国のことが議論されていることを認めざるを得ません。世界遺産のあらゆる場面において先住民の共同体から事前同意、優先同意、そして情報提供同意をとることを必須とした、最近の規則変更は、非常に前向きなプロセスです。

スリランカでの職場経歴の最後の数年間で、私は西洋での教育を足場とし、自分の主張を強くせんと突き動かすその限界を理解させてくれました。これはブッダの歯が置かれている仏歯寺です。紀元1世紀のものですが、スリランカの仏教徒や世界の多くの人たちにとっても最も聖なる場所な場所の一つです。しかしあまり多くの人に知られていませんが、ここは、テロリストに爆破される最初の世界遺産になりました。この事件は1998年に起きました。その修復が、私が自分のアプローチを変えざるを得なくなった分岐点となりました。というのも、国の大統領が、保全の最終的結論は国の仏教界の指導者を務める二人の仏教僧によって下されなければならないと主張したためです。無論、私は、仏教僧で始まるというアプローチを変えただけではなく、地域での実践と地域文化の実践は国際的に決めた保全原則を超越することがありうるという結論に至ったのです。私の親友、ピーター・アッコーは、即座に素晴らしい哲学だと評価してくれました。私の資料を出版してくれた親友のニールですが、彼もこの本で言及しています。一番の強力なメッセージは、いかなる方針の決定についても、関係する共同体の声を認識することが必要であるということです。

ここでいくつかの例を挙げながら世界遺産の状況における複雑さに触れてみたいと思います。これはかつてのバグラティ大聖堂で、世界遺産に登録されていましたが、廃墟と化した大聖堂の修復を望む人々の声が上がリ、修復工事が実施されました。この結果、バグラティ大聖堂は世界遺産リストから抹消されました。こちらはカスピのブガンダ歴代国王の墓です。焼失さ

報告6. ガミニ・ウィジェスリヤ

「宗教的価値と聖なる世界遺産の保存管理における顕著な普遍的価値を両立する」

主催者の皆様、サイモン、お招きくださりありがとうございます。結局、この問題の中にあるのは何かということについて、私も引き続き探っていくのですが、最初に、導入と結論を読み上げてしましましょう。そのほうが、理解が簡単でしょう。

聖なる場所は、地域的、国家的、または場合によっては国際的な共同体と結びついた伝統的宗教価値の上に形成された有形・無形両方の表現を構成します。こうした聖なる場所の中には、「伝統的な」あるいは「定着した」管理体制の中であらうがなかろうが、進化する需要に応じて変化を受容し、また順応していく能力を持ちつつ、何世紀もの間、共同体に支えられて、連続と変化の類まれな混合を示しているところもあります。これらを保全と管理を目的とした遺産として指定するならば、今日の世俗的価値に根付いている現代の保全指針を利用して、新しい一連の価値が加わります。

さらに、国際社会は、顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value)、それをOUVと言いますが、その顕著な普遍的価値を、主に有形の遺跡に注目し、選ばれし世界遺産リストに登録して、遺産として指定される聖なる場所として考え始めました。このプロセスは、先に触れた現代の保全指針の中で育まれてきた新しい一連の価値を導いたのです。この場合、管理それ自体は、顕著な普遍的価値に欠かせない部分であるというだけではなく、顕著な普遍的価値を守るために欠かせない義務的要件でもあるのです。しかし、実際には、世界遺産に登録されたところも含め、遺産として指定されたこうした場所はいまだに、伝統的な管理体制を含めた資産の伝統的宗教価値を保持しています。多くの場合、これは、潜在的な対立状況を構成しています。なぜなら、価値システムと保全・管理アプローチは異なる二つの世界観にそのルーツがあるからです。

しかし、世界遺産に関して言えば、それぞれの政府は顕著な普遍的価値を守らなければならない法的義務を負うのだから、唯一の選択肢は、顕著な普遍的価値が広まることを確保しながら微妙なバランスをとるこ

とだという議論もあるでしょう。しかしそうではなく、私は、この問題は信仰と保全を「バランスをとる」のではなく「調和させる」挑戦の一つであり、世界の二つの異なる見方を考慮に入れているということを申し上げたいと思います。また、聖なる場所は特別な場所であり、それ故、特別な注目に値するものであり、宗教的価値は、たとえそこが顕著な普遍的価値の場であっても、他の価値を超越するのだということも申し上げておきます。もちろん、調和に抵抗するたくさんの障害物があります。

「沖ノ島と関連遺産群」は聖なる場所のよい事例です。皆さんはすでにお聞き及びですので、私からは、ここは、自然崇拜に端を発しながらも、地域の信仰、慣習、伝統、そして習慣を統合しながら地域一体に伝えられた信仰体系と融合することで実質的に変化していった場所であるということだけ申し上げておきます。この場所には自然要素と同様に有形・無形の文化的遺跡もあります。価値体系は宗教的信仰を通して発展し、長期的な手入れは制限やタブーを含め伝統的体制に定着しています。ここは国家的遺産であり、今や世界遺産リストの候補でもあります。よい結果を祈ります。

世界にはこうした場所がたくさんあります。その中には、仏教の伝播と関連したものもあります。紀元前6世紀、インドの菩提樹の下でブッダが啓発を受けたのち、樹木崇拜が確立しました。紀元前3世紀にその若木一本がスリランカにもたらされましたが、それはいまだに最も神聖な崇拜の対象の一つです。もちろん、それはこの場所、つまりインドのブッダガヤから来たものですが、ブッダガヤのその一本の木は19世紀に破壊されてしまい、結果的に、新たな一本の若木がスリランカから逆に送られました。ブッダガヤで皆さんが見るのはスリランカから送られた一本であり、両方の場所とも今は聖なる場所であり、仏教徒のための場所であり、またもちろん世界遺産リストにも載っています。皆さん良くご存じのように、両方ともテロリストのターゲットとなっていました。ブッダの歯は紀元4世紀に保護を目的にスリランカにもたらされました。爾来、有形・無形の調査研究を作り出し、最も神聖な崇拜の対象の一つとなりました。もちろん、取り上げ

イスラムの墓碑銘

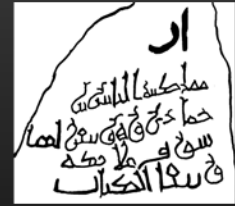


- ・エスーク・タドメッカの伝統にもとづき高度に刻印された墓石
- ・コーランの資料、個人の生活の資料、また時に非イスラム教徒の信仰状況に関する資料
- ・無標の、もしくは単に何も刻印されていない墓石についてのムスリムの理想からの出発（神を祝福するのはどちらか一方のみでなくてはならない）

メッカとの一体性



アル＝バクリー(1068年): “山と谷に囲まれた大きな街で、全ての街が世界で最もメッカに似ています。”



日付のない崖の刻印(タドメッカ): “これはカマディンの息子イリヤによって書かれました。市場はメッカとともに(僅れとともに)そこに残ります。そして、本[コーラン]もまた残り続けます。”

結論

- ・イスラム教イバード派の二次的な動きと言える早期導入により、現地において主流派のイスラム文化であると認識されていた。
- ・西アフリカにおいて、現地の既存の信仰習慣はイスラム教初期の信仰習慣に強い影響を与えた。
- ・イスラム教発祥の地と特定された西アフリカ地域はその地域におけるイスラム文化と巡礼の中心地となった。(タドメッカ = “メッカとの類似性”)



主な共同研究パートナー

- ・UCLインスティテュート・オブ・アーキオロジー/UCLカタル(ケヴィン・マクドナルド; スイロ・レーレン、ドリアン・ブロー、マリヤニス・ムレー、ステファニー・ブラック)
- ・バーミンガム大学(パウロ・デ・モラウ・ファリアス)
- ・フランス博物館保存研究センター、パリ(マリア・フィロメナ・ゲッラ);
- ・フィールド自然史博物館、シカゴ(ローレ・ドゥスビュー)
- ・アリゾナ大学 地学・惑星科学研究所部門(トーマス・フェン)
- ・カリフォルニア州立大学、サンバーナーディーノ(ピーター・ロバートシャウ/マイケル・グラスコック)
- ・フランス国立科学センター考古発掘物研究所、オルレアン(ジェームス・ランクトン)
- ・ブリュッセル自由大学、ラ・カンブル建築学科(ブノワ・スザンヌ)
- ・探鉱・仮想考古学ルドウィグ・ボルツマン・インスティテュート、ウィーン(クリス・セヴァラ)
- ・英国考古遺産センター フォート・カンバーランド(ジェーン・シデル)
- ・EHESS-CRH(歴史研究センター)、パリ(ソフィー・デロシエール);

謝意

実地調査許可及び支援:
国立文化遺産研究所、人文科学研究所(マリ)

実地調査資金提供: ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン、芸術人文リサーチカウンシル/UCLインスティテュート・オブ・アーキオロジー、ロンドン大学セントラルリサーチファンド

分析用資金提供: 年代測定AMS法は、自然環境リサーチカウンシル(NERC)/AHRCオックスフォード放射性炭素年代測定サービス(ORADS) イニシアチブ(ORADSプロジェクト 2005年2月5日)より支援を受けました; 銅合金の化学物質と同位体分析、米国国立科学基金はDGE-0221494 and BCS-0852270(デヴィッド・キリック/トーマス・フェン)に資金提供しました; ガラス玉の化学的分析、米国国立科学基金はBCS-0209681(ピーター・ロバートシャウ/マイケル・グラスコック)に資金提供しました。

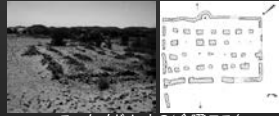
参考資料

- ニクソン, S. (編纂者). 出版間近. タドメッカ: 南サハラにおけるイスラム初期の貿易都市. アフリカ考古学モノグラフシリーズ 新編 アフリカモノグラフ.
- ニクソン, S. 2016. マリ共和国 エスーク・タドメッカ遺跡: サハラ南部における初期イスラムマーケットタウン. 国学研究 (6月号).
- レーレン, T., ファルシー, C., ニクソン, S. 出版間近. マリ エスーク・タドメッカにおけるイスラム初期のつぼ銅製造. 考古科学新聞 49: 33-41.
- レーレン, T. & S. ニクソン. 2014. ガラスで金を精製する - マリ タドメッカにおける初期イスラムの技術. 考古科学新聞 49: 33-41 [オープンアクセス].
- ニクソン, S. 2013. タドメッカ: 旅する初期サハラ横断商人街の考古学. アフリカ 04 <http://afriques.revues.org/1237> [オープンアクセス].
- ニクソン, S. 2010. トンブクトゥ以前: タドメッカの大貿易センター. 現代世界考古学 39: 40-51.
- ニクソン, S. 2009. マリ エスーク・タドメッカを発掘する - サハラ南部横断初期イスラム貿易事情の再考古探求. アフリカの考古学研究 44 (2): 217-255.

ムスリムの墓地、モスク、礼拝所 (エスーク・タドメッカ)



廃墟となった街を囲む墓地



エスーク・タドメッカの'金曜'モスク



エスーク・タドメッカから北向きに祈りを捧げる礼拝所

イスラム文化初期の墓碑銘(エスーク・タドメッカ)



日付が記された西アフリカ最古の文字
(11世紀初期)



アラビア語が刻まれた墓石
(エスーク・タドメッカ)

アラビア語とティフィナグ文字の関係 (エスーク・タドメッカ)



タドメッカで発見されたティフィナグ
文字の例(先住ベルベル人の文字)



ティフィナグ文字とともにアラビア語の碑文
(タドメッカ)

エスーク・タドメッカ：ティフィナグ文字で記録された例
“私だよ、アリーダ、私はタクルー（既に使用されていない土地名）にいるよ。”

‘落書き’としてのアラビア文字

- ・非葬儀用の碑文は内容が限られ、芸術性も乏しい。
- ・アラビア語の碑文は、多くはシンプルな内容であり、ティフィナグ文字を併せ持つ。



アラビア語の碑文とイスラム暦

- ・碑文には正確な年代が共通して使用される。
- ・日付だけを記した碑文の例
- ・世界中のイスラム暦との一体感



“今年は、4と400。
[ヒジュラ暦]。”

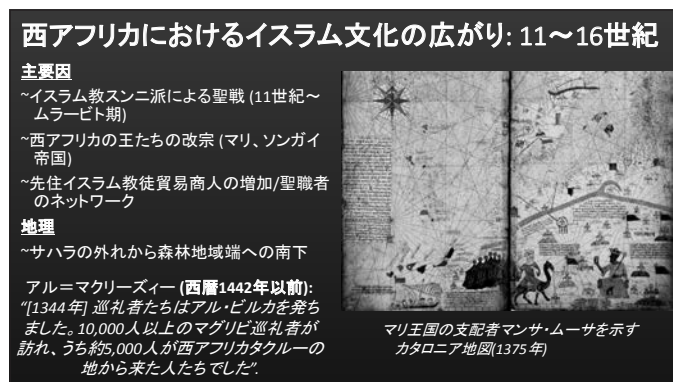
イスラム教の儀式と信仰

- ・イスラム社会の概要を定義し統制するためのアラビア語の碑文の使用
- ・イスラム教の信仰儀式が既存の伝統儀式に影響を受けた可能性



“アッラーフの他に神はなし。40 [回] //
ムハンマドは神の使者である。20 [回] //
これはアーマッドにより書かれた//
アラウ、すなわちサシッドの息子である。

アラビア語の磨崖碑文(右側)。
イスラム教の祈りの言葉の暗唱の手引きが書かれている。



時のイスラム世界の最果ての場所だったのですから。メッカに類似したこの発展の仕方は、実際にメッカ特有の形と酷似しています。イスラム教徒のネットワークをより大きなものとして捉えるよう考え方を変えてみた、非常に興味深い例です。

西アフリカの初期イスラム世界への見解を少しお伝えしますと、タドメッカでは後に、より主流派のイスラム教が普及しましたが、その初期の時代は間違いなくイバード派と結びついており、これらの碑文を通じて多くの人々がより広範囲のネットワークを持ち始めたこと、そしてまた、これまでの伝統全てを捨て去ること無く、この新しい信仰が既存の伝統とともにどのように受け継がれていったのかお分かりいただけるかと思います。

あらためて強調しますが、イスラム教、イスラム教イバード派の周辺の運動といえるこの当初の導入活動については、我々の理解し得る範囲での、過去の調査、当時の人々の見識、非常に限られたコミュニケーション

ンしかできない世界での宗教知識を考えることがとても重要だと思います。この地域では何世紀もの間、実際にイスラム教イバード派をイスラム教の主流派として扱っていました。イスラム教の中心地において、宗教形態が違う方法で慣習化されている、という現実にはぶつかったのは11世紀の後半になってからでした。しかし、この違いは、東アフリカでのイスラム教の発展に関し、遺跡の既存の慣習が、とりわけティフィナグ文字とアラビア語の関係性において、実際どれくらい強い影響を与えているかを示す非常に良い例なのです。またこれら東アフリカの地域がイスラム教の発祥地としてどのように認識されているか考えてみると、巡礼の中心地として後の歴史の中で、大変重要な地域としての役割を担い始めたことがわかります。タドメッカがメッカに似ているという見解は、イスラム教の中心的な場所の代替として機能できたということでもあります。ありがとうございました。

てまた金や金細工、金貨製造の証拠も見つけることです。しかし、この点については今日はお話しません。

現地におけるイスラム教の構造に関する考察の面に関しては、遺跡を囲むイスラム教の銘刻のある墓石を伴う一連の非常に多くのイスラム墓地があります。遺跡の地表面に複数のモスクの証拠があります。その遺跡の周りに、遺跡の北までのムサッラー（礼拝所）の宗教建築がいくつかあります。しかし、私は主にこの遺跡の銘刻に主に焦点をあてたいと思います。それで、この遺跡には西アフリカでの国内最古の11世紀初頭の碑文があります。遺跡周囲の磨崖の非葬儀碑文と周囲の墓地での葬儀碑文の両方があります。この遺跡からは非常に多くの証拠が残されています。この文脈上の証拠を持つことは非常に稀であり、そして、それは皆さんにある種の具体的な感覚を提供し、この地域におけるイスラム教の到来を考えるための良き窓を再び開くと思います。

この地域における碑文研究ですが、このように伝統に則して文章が記されている重要な理由の一つは、ベルベル語固有の文章、ティフィナグ文字の文章に重要な伝統があるからだと言えます。この二つの間には密接な関係があるため、これはティフィナグ文字で、ちょうど一番上にあるのがティファナグ文字とアラビア語の文章の例となっています。この二つの文章の発達にはとても緊密な関係性があります。これはティファナグ文字の例です。一種の落書きのようなもので非常にシンプルな例です。「私だよ、アーリダル、ここにいるよ」。本当に簡単な内容となっています。多くはこの落書きのようにとてもシンプルな形です。しかし実際には落書き以外の形も証拠として残されています。

その証拠の重要な形式の一つとは、日付に言及していることです。遺跡全体にわたり、現存している碑文には、通常イスラム暦を用いた非常に正確な日付が記されています。実際に日付だけを記したのものも残っています。例えば「ヒジュラ歴では今年は4と400」のようになっています。つまりイスラム暦の体系知識を公布するようなものであり、イスラム暦を世界と関連付けるといった類の宣言でもあるのでしょうか。世界中のイスラム教徒のネットワークを特定するためのある種の機能を果たしていると言えます。

また、これはこの地を統治し区別する目的を持つ、イスラム教の儀式や慣習に対する洞察力を与えてくれる証拠でもあります。この場所の周辺にはこういった崖があり、入口は数カ所あります。これはその入口の例の一つです。この入口ですがこういった碑文があり、読んでみると主にイスラム教の信仰告白を暗唱するように求めています。暗唱する回数はここに書かれています。実際には町に入る前に、1行目にある文言「アッラーフの他に神は無し。」を40回、2行目は20回暗唱するよう申し付けられており、それから、これを記した人物が誰かを伝えています。これは町の玄関のようなものであり、暗唱することで自分がイスラム教徒であると宣言しているのです。更にここはイスラム教徒の土地で、市場都市であり、とりわけイスラム教徒の市場都市ですよという場所の識別情報も伝えています。暗唱する行為で、その違いを認識するように求められているのです。

またこの伝統は、ベルベル人固有の伝統という観点から見れば、この地域での既存の伝統と暗唱の繰り返しには関連性があるとされています。

墓碑に関しては、この様に多くの墓地で碑文が刻まれています。その碑文が刻まれた墓石も様々です。コーランについて述べてあったり、そこに関係する人々の生活、時には非イスラム教徒の信念体系、特定の個人、月に関して、などに触れています。とても多種多様であると言えます。何も書かれていないお墓や象徴、碑文が刻まれていない墓石とは明らかに一線を画しています。

最も重要な巻の一つで、間違いなく最も重要な碑文はこの場所に刻まれています。タドメッカの碑文はメッカに関連付けてこう刻まれています。「これはカマディンの息子イリヤによって記された。メッカに倣い市場を維持し、本を残す」。つまりこの碑文はこの遺跡に元々あり、碑文が刻まれた正にその同じ時代のもので想定できます。これは、明らかにメッカと一体化していて、さらにより広いネットワークを繋ぐ結果となるのです。

しかし本当に最も重要なのはこの町や、この地域にある他の二、三の町が巡礼の中心地としての重要性をもって機能し始めたという事実です。何と言っても当

報告5. サム・ニクソン

「西アフリカへのサハラ横断交易ルートにおける信仰の遺産: タドメッカ (マリ共和国) の南サハラマーケットにおける初期イスラムの景観」

大変ありがとうございます。我々は明らかに地理的に大きく移動しますが、話を少し違った形で始めたいと思います。世界の宗教における世界的な視点といった点に関して、です。つまり、海から移動して、明らかにティムはすでに我々を人間が作ったルート、砂漠の中に、連れていってくれましたが、明らかに、この件について、少し違う形で考えるのに役立ちます。というのも、人はしばしばラクダを砂漠の船と呼びます。それをちょっと心に留めていてください、オアシスはある意味で島々として捉えることができるようです。

我々は西アフリカにおけるイスラム教の伝来を広範な問題としています、ここでは、サハラ砂漠の最古の街のひとつにおけるイスラム教の伝来という特定の事例を通じて見ていきます。ここでは、私はそこでの我々の仕事のいくつかの要素に焦点をあてます。

サハラ交易に関しては、これは主に、西アフリカの鉱山の信じられない程の富に関連して発展しました。そして、南米の金が発見される以前では、旧世界で知られていた最も豊かな金鉱が西アフリカにありました。これらの交易ルート、ローマ時代中の実際のイスラム前の交易についてはまだ、ほとんど知られていません。イスラム前の時代にサハラ砂漠を横断する交易関係の証拠はいくつかありますが、まだ非常に断片的で、ほとんど知られていません。7世紀ごろの北アフリカへのイスラムの伝来とともに、7～10世紀において、サハラ砂漠を越えた交易と金鉱の開拓はかなり増加しました。皆さんちょっとみていただきたいのですが、相当量の考古学調査が、膨大な量ではありませんが、これらの街のいくつかに焦点をあてて行われています。それは、本日、私がお話ししようとしている、タドメッカです。

西アフリカへのイスラム教の伝来、いわゆる7世紀から、そしてそれに続く3世紀ほどの北アフリカへのイスラム教の伝来について、ごく簡単に述べたいと思います。北アフリカは実際一種の形成地域であり、今

日私が主にお話しする地域です。社会文化的背景の面において、これは実際に、砂漠を渡って移動するある種の聖職者、個々の交易による伝来です。当時、西アフリカにおけるイスラム教の伝来の非常に強力な庇護はありません。非常に重要なことは、イスラム教の多数派ではない、小さな宗派の一種であるイスラム教イバード派が支配していたことです。ですから、砂漠を超えて西アフリカで初期の時代に取り込まれたイスラム教は、当時の正統派の因習的なイスラム教ではないことは非常に興味深い事実です。

当初、イスラム教は南部サハラの周辺、それらの交易都市に限定されており、その後初めて、さらに南下し、それらのより大きな遊牧民環境の中で孤立していました。ですから、今一度、それを島々として考えます。西アフリカにおける初期国家の王都で、ガーナとガオ (Gao) の周辺で、これらの王都の隣にいくつか初期の小さなイスラム教の入植があったという歴史的文献と考古学的証拠があります。

11世紀から、実際に砂漠を越えてもたらされたイスラム教は、正統派のイスラム教ではなかったとの認識が高まりました。メッカやメッカ巡礼に行った際に、人々はその地に違った形態のイスラム教があることを認識し、そしてこれが西アフリカでの紛争の増加につながりました。そして11世紀にムラービトは、新しいより正統派なイスラム教につながる、聖戦に着手しました。その後、西アフリカの国王たちが改宗し、彼らの交易ネットワークは一層拡大しました。これが、大観的な意味での概要です。

15世紀までに、何千という巡礼者がメッカ巡礼のキャラバンからメッカに向かいました。タドメッカの街はこれらの初期の交易都市の一つでした。この町の名前は、実際、メッカのような、またはメッカに似ている、との意味です。ですから、そこにはイスラム教およびイスラム世界の実際的な種類の強い意識と、それらとの繋がりががあります。これが、この場所について考える際に心に留めなければならない、最も重要な点です。それは10世紀から15世紀と記録されています。私は主に初期についてのみお話するつもりです。ですから、そこでの我々の作業は遺跡の調査と発掘を行い、皆さんが期待する交易品のいくつかを見つける、そし

古代の世界の交易ルート: 仏教寺院遺跡



携帯可能な芸術品



(左) 箱の蓋: 渦巻き状の葉模様で囲まれた動物は北アジアで発見されたモチーフである



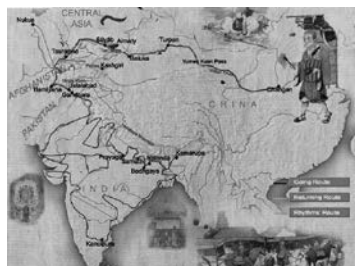
(左) 豪華な装飾物は中央アジアへの交易ルートにより運ばれ、ホータン王国の土地ビアルマにおいて葉物語 (foliate tale) のガチョウなどのイメージの源となった

(右) 持ち運びできる祭壇: 5～6世紀 (ガンダーラ)



玄奘三蔵 [602～664年]

- 627～643年の間に旅をした
- 中央アジアの所々で壊滅的状态となった仏教記念碑
- なぜ? 庇護の問題?
- 他の宗教の発生が関係している?



メルブ遺跡

UCL

- ・ AD75年 都市の中の寺院と仏舎利塔



メルブ遺跡

UCL

- ・ 1960年代にYuTAKのメンバー、M.E. マッソン、1970年代G.A コシレンコ、後にZ.I ウスマノヴァにより発掘された。



仏舎利塔

UCL

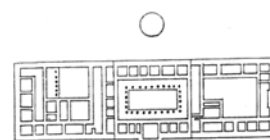
- ・ シルクロードで発見された最も西に位置する仏舎利塔
 - 建設は4段階で行われた
 - 直径10メートル以上に及ぶ円筒型
 - 14 x 13メートル 高さ3.5メートルの基礎を持つ



テルメズ、ウズベキスタン

UCL

カラ・テペ遺跡、西暦50〜80年頃



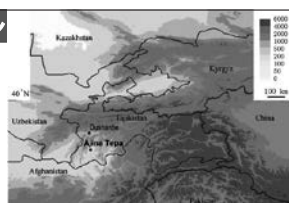
1. Fajaz-tepe



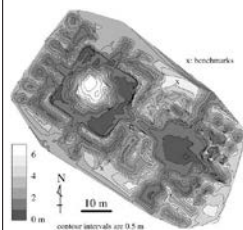
ファヤズ・テペ遺跡、1〜4世紀



アジナ・テパ遺跡、タジキスタン



7〜8世紀 修道院



アジナ・テパ遺跡、タジキスタン

UCL

- ・ 近隣地域の建築技術と密接に混合した中央アジア建築の技術を体現
- ・ サーサーン期建築の考察
 - フィルザバード大宮殿の類似物:
 - ・ 1. 規模(50対100、55対103.5)
 - ・ 2. 二つの部分による建設
 - ・ 3. イワズの使用
 - ・ 4. 左右対称性を備えた縦軸に沿ったプランニング
 - ・ 5. ドームに繋がる吹き抜け通路

シルクロードの伝達

UCL

- ・各地への交通網を確立したシルクロード
 - 人々の移動
 - 人々の移動とともに、思想の伝播
- ・エリート層の交流による伝播（統治者 / 国の支援者）もしくは僧侶？
- ・エリート層（宮廷から宮廷へ）もしくはサブエリート層の移動？
 - 適応と私有の異なるパターン？

仏教寺院への経済的援助

UCL

- ・寺院と芸術への援助は、シルクロード沿いの政治的・経済的の規模の一つの指標
- ・庇護、もしくはその欠如は、地域に強固な地盤を築くための障害になるか？
- ・エリート層支持者のゆっくりとした受容は問題であったか - 寺院コミュニティへの初期の投資を抑制した？



タフテ・バヒー、パキスタン

速度と拡散に基づく理論

UCL

- ・クシャーナを除く中央アジア西部における国家的支援の欠如が拡散を妨げていた可能性

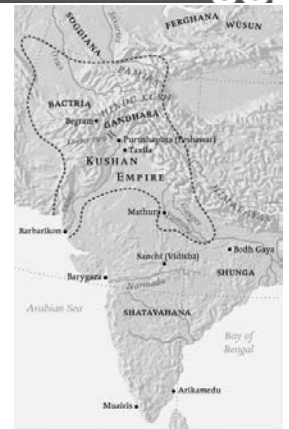


The Kushan Empire, 100 AD

ガンダーラ / クシャーナ

UCL

- ・ガンダーラ王朝、現在のパキスタン北部、アフガニスタン東部とタジキスタン所在した。特にベシヤーワル渓谷、ポソハール高原、カプール川渓谷において
- ・仏教のクシャーナ朝王支配の下、1～5世紀に絶頂期を迎えた
- ・カピサ（バグラム）に首都、プシュカラヴァティ（シャールサッタ）、タクシラ（タキシラ）、ブルジャブラ（ベシヤール）
- ・ガンダーラは仏教の中心地、及び中央アジア・中国へ信仰が伝播するルートとなった。



Approximate greatest extent of the Kushan Empire

ガンダーラ / クシャーナ

UCL



上: 要塞都市 (ギメ東洋美術館)

5～6世紀
アフガニスタン
(ハッダと推定される)

ブッダ (1～2世紀)

バーミヤーン、アフガニスタン

UCL

- ・3～8世紀における仏教の中心地
- ・コロッシの起源は6世紀に、寺院遺跡の起源は7～8世紀に遡ると推定される
- ・ササン期の影響が芸術に現れる



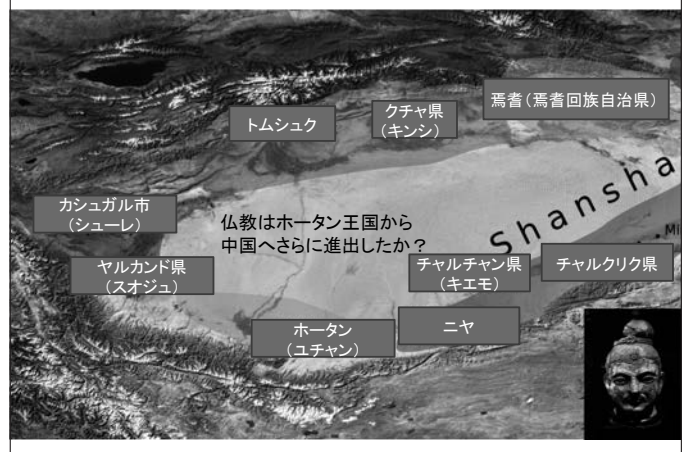
ホータン王国、新疆ウイグル自治区南部

- ・パキスタン北部・インド北西部から渡る
- ・チベット年代記に基づく仏教の伝来 (紀元前84年)



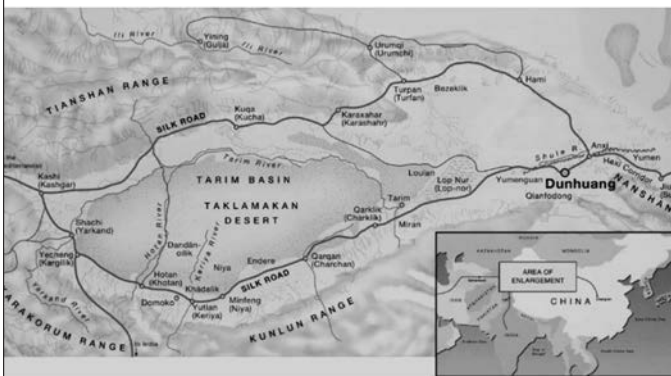
中国への広がり

UCL



中国

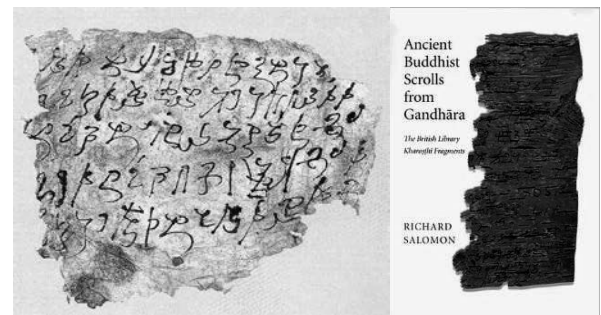
UCL



経典の翻訳

UCL

- ・プラークリット (非サンスクリット語) のカラーシュティー文字から中国語への最初の翻訳 – インド北西部、パキスタン、アフガニスタン地域

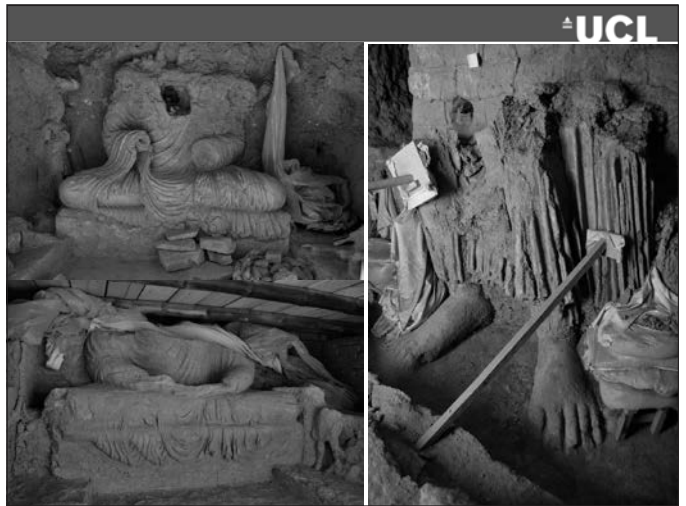


より現実的な年表

UCL

- ・紀元前3世紀 – ガンダーラ・アフガニスタンへ
- ・紀元前2世紀 – バクトリアからパルティアとソグディアへ
- ・紀元前1～2世紀 – 匈奴
- ・紀元前1世紀 – ホータン王国
- ・紀元前1世紀 – 中国





パルティア: 紀元前3世紀頃

アショーカ王碑文13
仏僧の派遣

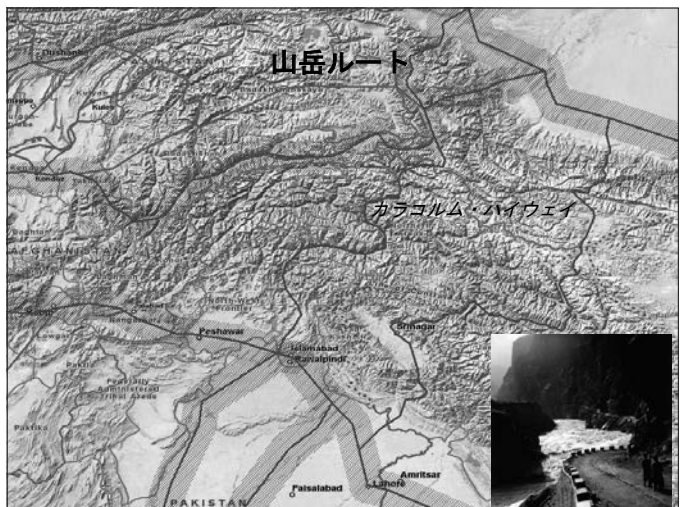
“これらは、ギリシャのアンティオコス王が統治していた600由旬(注1)も離れている国境、プトレマイオス、アンティゴノス、マガス、アレクサンダーの4人の王が統治していたコーラス、パーンディヤ、そしてタムラパルニ川に囲まれた南部の地も同様に成果を上げた。

マードン、パキスタン

パルティア使節団はドゥッタ・ガミニ王(紀元前108-77年)によって開かれた結集(注2)に姿を現し、その旨はマハーワンスのセイロン大年代記に記録されている。

注1 古代インドの長さの単位
注2 仏教の経・論・律をまとめた編集会議

UCL



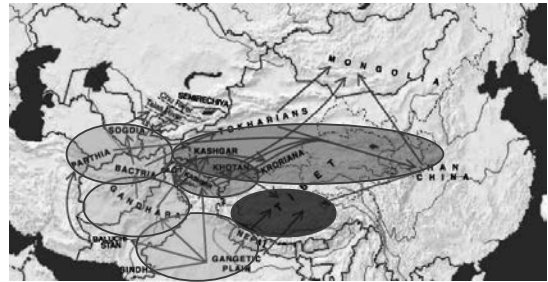
シルクロード交流 のネットワーク

UCL

中央アジアへの仏教の伝播と庇護



中央アジア地域における仏教の伝播



近年まで、仏教の伝播は以下のように考えられてきた:

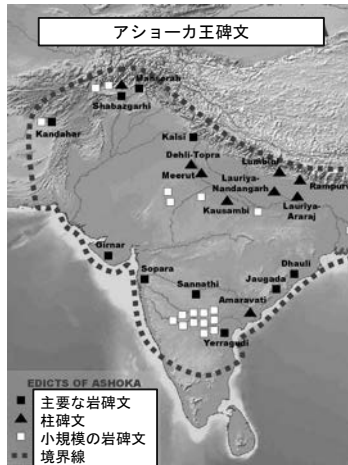
- アショーカ王は(紀元前269-233年 治世)は北西へと広げた
- 紀元前1世紀 - ガンダーラからバクトリア(そして中央アジア西部へ)
- 同時期にカシミールからホータン王国へ
- 1世紀から2世紀にかけて西トルキスタンへ、バクトリアとソグディアから中国へ

証拠: 紀元前3世紀

UCL

- アショーカ王碑文
- アショーカの3大碑文
アフガニスタン
現ラグマン近辺

カンダハール碑文



メス・アイナク、アフガニスタン



仏像を持つ200以上の寺院、仏舎利塔を含む40ヘクタールの仏教遺跡



たのかということです。7世紀までに、私たちは相互関係、どのようにして新宗教である仏教が庇護なしに繁栄してきたのかという問題、新しい宗教、信仰が導入され、国家のイデオロギーとエリート層のその宗教の実施をめぐる争い、中央アジアにおける仏教は重要視されていないように見え、おそらく財源も少なく、寺院は荒廃し、もはや放棄すらされているということなどを見てきました。

よって、おそらく中央アジアにおいて、初期の巡礼路と初期の僧侶の移動の間には非常に複雑な関係があると思われますが、クシャーナ朝では紀元前3世紀になるまである程度の庇護は得られず、十分な庇護が得られるようになったのは2～3世紀になってからのことでした。それまでには、仏教はすでに東アジアのあらゆる地域にまで広がっていました。ご静聴いただきありがとうございました。

シルクロードについては、地域間で定期的な取引、外交関係、軍事的相互関係があったことが分かっています。一体なぜ、仏教は各地域を通過して伝播するのにそれほど時間がかかり、メス・アイナクの出土遺物を除き3世紀になるまで寺院群、仏教建築群において、目覚ましい発展が見られなかったのでしょうか？また、仏教の普及と国家との関係についてはどうでしょう？また、国家と個人の相互関係は？先ほど申し上げましたように、私がシルクロードについて話すとき、常にその本当の重要性は交易ではなく、人々の移動とそれに伴う思想の伝播であると主張しています。よって、私たちは交流による遅い伝播を見ているのでしょうか？それは国家の庇護が関わっているのでしょうか？それは仏教の中央アジアへの伝播に関わるのでしょうか、それとも仏教僧の動きとその広がりに関わるのでしょうか？言い換えると、私たちは国家インフラ的宗教としての仏教思想と仏教導入の最近のエリート層（宮廷から宮廷へ）同士の伝達を見ているのでしょうか、それとも必ずしも国家の賛同によらず、南部の人々の地域から地域への移動を見ているのでしょうか？

考古学的証拠が示唆していると思われることの一つに、もし紀元前1世紀、西暦1世紀までに中央アジアのルートを経由して仏教の思想が中国へ伝播したのなら、後になるまでエリート層の庇護を集める中央アジアの国々や寺院群の姿を見ることがなかったという点があります。

つまり、思想の移動と、それらの思想と国家との関係には、興味深い関係性があるように考えられるのです。おそらく、仏教の政治的・経済的庇護規模の指標としての寺院や芸術への庇護は、仏教の急速な伝播を妨げる障害となり、また、中央アジア地域の一部において仏教導入の障害にもなり得ます。つまり、それは、寺院コミュニティへの初期の投資を抑えたエリート層の庇護の欠如と受容の遅れによるものなのでしょうか？

その例外は、中央アジアにおけるクシャーナ朝の国家的庇護です。クシャーナ人たちはかなり初期の段階で仏教を導入しています。おそらく、クシャーナ朝とパルティア朝の相互関係が仏教の西洋への進出を妨げ

ていたのです。仏教がパルティア、後にササン朝、そして中央アジア北部にそれほど広がらなかったのは興味深い事実です。そして、ガンダーラとクシャーナ朝の権力基盤が発達した1～3世紀にかけて、寺院や寺院の建設ラッシュが起こったのです。ガンダーラとクシャーナ朝の芸術分野は5～6世紀にかけて目覚ましく発展しましたが、1～2世紀代の作品も見つかっています。3世紀頃に現れたとみられるバーミヤンなどの遺跡もあり、それは繁栄した巨大都市で、寺院群、芸術形式、ブッダ像などを創り出すために求められた400～500年に及ぶ大規模な投資でした。こちらは私が関わっている中央アジアのメルブ遺跡です、3～4世紀にかけササン朝の都市で仏教寺院や仏舍利塔が発達した興味深い事例です。南東部へ進むと、2キロに及ぶ巨大なササン朝の都市で、周辺の壁や北部の要塞を望めます。都市の中には比較的何もないエリアがあり、それらの意味についてお話しできる時間はないのですが、その地域について興味深いのは、3世紀にそこで仏教寺院の建設が行われていたということです。つまり、それは誰か強大な権力を持った人物が存在し、その空き地に寺院を建設できるほどの力があったという事実を示します。実際、ササン朝の都市に寺院を建設することのできるエリート層の権力があったことは明確です。皆様にお見せしたい素晴らしい出土遺物がたくさんあるのですが、時間の関係で詳細にご紹介することはできなさそうです。

1～2世紀のテルメズでも同様の状況が起り、4～5世紀にはカラ・テペの寺院の建設が活発に行われました。これら仏教寺院は、中央アジアにおいて栄えました、その一例がタジキスタンのアジナ・テパで、ササン朝建築と仏教により体系化された空間が融合されています。そのことについてお話ししたいと思います。4～5世紀から7～8世紀頃にかけて、寺院は中央アジア全土に広がりました。非常に影響力のある携帯可能な芸術が開花すると共に、その全てはその段階において地域内の仏教に対し、以前は得られていなかったであろう、非常に強大なエリート層の庇護を得ていたことを示唆しています。

結論に入りますが、興味深いのは、記録が入手できる7世紀までに廃墟となった仏教寺院がどれだけあっ

報告4. ティム・ウィリアムス 「中央アジアへの仏教の伝播と庇護」

こんにちは。改めて、本日この場にお招きいただきましたこと、主催者の皆様に感謝いたします。先んじてサイモンが言いましたように、私たちは現在、研究の対象を西洋から中央アジアへ少し移しています。やりたいことが二つあります。まず、インドから中央アジアへ、その後中国へ伝わった仏教伝播の痕跡を、非常に簡単にですが考察してみることに。そして、私はウェルナーが話していたことについて質問がありますので、いくつかの理論についてはスキップしたいと思います。仏教と国家形成と国家権力との間の関係について、特に仏教の普及速度と社会への浸透を踏まえ、より広い国の庇護について見てみましょう。

比較的最近までの従来の歴史年表では、アショカ王が北西部のインド亜大陸へ仏教を伝えたのは紀元前3世紀のこととされています。しかし、紀元前1世紀まで、ガンダーラからバクトリアからへの伝播、そこから中央アジア西部への広がりを見ることはできません。カシミールからホータン王国まで山岳ルート経由での伝播についても同様です。その後、1～2世紀までに仏教がバクトリアとソグディアからトルキスタン西部、そして最終的には中国へ更に深く浸透し、チベット高原とネパールには、はるか後に伝わる、という見方がかなり一般的な見解でした。

その証拠は、時にアショカ王碑文によって支持されます。例えば、現代のラグマンには、三つのアショカ王の法勅、特にカンダハールの碑文があります。しかし、さらに近年では、アフガニスタンのメス・アイナクの発掘調査で200以上の仏像、仏舎利塔、40ヘクタールの寺院が見つかるなど、巨大な仏教の寺院がその様相を明らかにしています。今日では、そのほとんどは過去のものであり、非常に壮観でもあるのですが、発掘作業は非常に厳しい状況下で行われました。そこから発掘される良好な証拠は大変驚くべきもので、現時点での発掘担当者の意見によれば、寺院創設の時期は紀元前3世紀半ば頃であろうと予想されています。しかし、現実的にはそれについて書かれた文字記録は存在しないため、現時点では完全に信用に足る推測で

はないでしょう。反対に、もしそれが真実であるとするならば、北西部からアフガニスタン地域へ早期に伝来した可能性が考えられます。3世紀より後のものであり、明らかに5、6世紀のものである彫刻をお見せしたいと思いますが、もし皆様がメス・アイナクの出土品をご覧になられたことがなければ、ぜひ一目ご覧ください。きっとその素晴らしい出来に驚かれることでしょう。

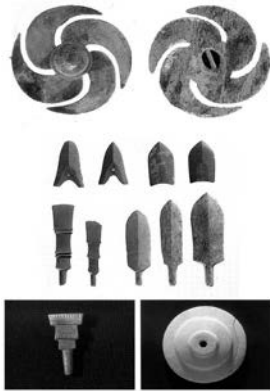
しかし、これらの磨崖碑文、特に第13碑文では、現代のトルクメニスタンやセレウコス朝であるメルブ遺跡から支配していたギリシャのアンティオコス王などへの僧侶の派遣があげられています。パルティアの使節団が結成されたことは知られていますが、使節団は紀元前2世紀末にアフガニスタン北部から中央アジアへ渡り、スリランカの結集（仏教者会議）へと向かっていました。つまり、それは2世紀末までにすでに確立されたシステムであったのです。

山岳ルートに関するところでは、北カシミールからタクラマカン砂漠南部にかけてのカラコルム街道は非常に厳しく、現時点ではそれら地域の年代調査はチベットに残された記録から紀元前1世紀初めと推察されますが、実際にはその推定の証拠となり得る十分な考古学的痕跡は見つかりませんでした。従って、ホータン王国から山道を経由して広がったのか、もしくは他のルートを経由して中央アジアからやってきたのか、何が最終的に中国への広がりへ導いたのかは議論の余地があります。

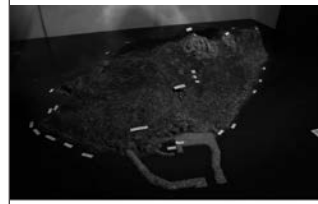
最も多くの情報を私たちに伝えているものの一つは中国に広がったバクトリア語です、これはサンスクリット語ではない言語での最初の翻訳であると思われる、インド北西部、パキスタン、アフガニスタンで話されていた言語であり、おそらく中央アジアから中国へ渡るルートが存在したという推測を支持する要素となり得ます。そのため、私たちは少し違った意見を持っています、おそらく紀元前2世紀にバクトリアとパルティア、さらに紀元前1、2世紀にはソグディア・匈奴にまで伝播し、またホータン王国も同時期に伝わりました、中国へ伝播したのは1世紀初頭です。

私が本当にお話したいことは、仏教の伝播になぜそんなに多くの時間が必要だったのかということです。

金海大成洞古墳群出土の
倭様式の威信財



韓国金海大成洞古墳群(朝日新聞社1992)



1. 沖ノ島の模型



3. 滑石製短甲



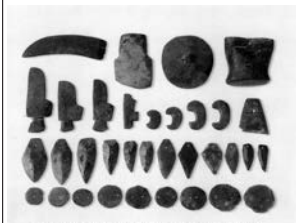
2. 滑石製の小型模造品



4. 沖ノ島の港と祭祀遺跡の下にある崖(高撮影)

結論

- 沖ノ島は物資の補給が難しい島にもかかわらず倭国最大の中央型海岸祭祀遺跡になった
- 日本と韓国を結ぶ海上交易ルート的重要性
- 倭国中央の外交戦略
- 竹幕洞と沖ノ島双方の海岸祭祀は長距離交易の安全と成功を祈って行われた
- 古代東アジアの広域交易システムは日本における伝統的な宗教の出現と展開に影響を及ぼした
- 倭国では古代東アジアの広域交易システムを通じて先進知識と戦略物資の導入および宗教に関する情報交換が同時に行われた
- このように沖ノ島祭祀遺跡は(1)古代東アジアの広域交易システム研究の核心を占めるだけでなく、(2)古代日本における伝統的な宗教の出現と展開の出発点としても位置付けられる。



韓国 平山 倭国 祭祀遺跡(国립中央博物館 1999)



(photographed by Woo)

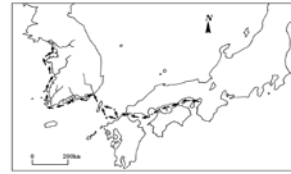


韓国 平山 倭国 祭祀遺跡 模写図(国립中央博物館 1999)

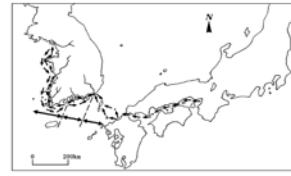
沖ノ島祭祀遺跡が語る古代東アジアの広域交易システム

禹 在 柄
韓国忠南大学校
考古学科教授

5-6C頃の倭国から百済への航海方式の概念図 (禹 2011)



1. 倭船舶の直行ルート



2. 加耶・百済船舶の乗り継ぎルート

図9 5-6世紀頃の倭国から百済への航海方式の概念図 (禹2002; 禹2010)
1 倭船舶の直行ルート 2 加耶・百済船舶への乗り継ぎルート

天理東殿塚古墳出土の船形絵画 (禹 2011)

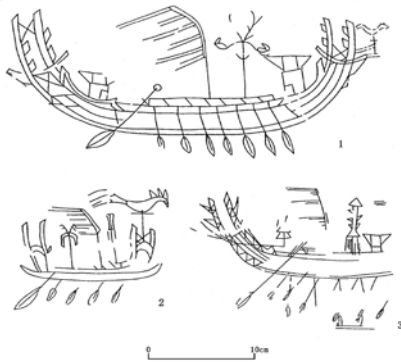


図3 天理東殿塚古墳出土の船形絵画 (禹2002)



한국 호림박물관 소장품(대성동고분박물관 2005)



한국 호림미술관 소장품(대성동고분박물관 2005)



5세기경 왜 선박의 복원과 오사카-부산 간 실험 항해(오사카시 교육위원회 1989)



沖ノ島祭祀遺跡



荒神島祭祀遺跡
大飛島祭祀遺跡
魚島大木祭祀遺跡

図1 倭国の海岸祭祀遺跡の分布(佐田1988; 亀井1988; 禹2010)

です。ここにある家は、現在韓国の伝統的な宗教祭祀を行う会場として使用されている礼拝堂です。このエリアは百済の西海岸航路です。これは小型の石製短甲です。ここは竹幕洞祭祀遺跡です。この家は現在使われている伝統的な宗教の礼拝堂です。彼女たちは私の学生です。

沖ノ島の生活環境は厳しいものであるにもかかわらず、ここは倭国最大の中央型海岸祭祀遺跡となりました。これは、九州地域北部と朝鮮半島南東部を結ぶ国際的な海上交易ルートの重要性を表しています。倭国の船は、通常の航路から遠く離れた沖ノ島まで航海し、そこで大規模な海岸祭祀を行いました。沖ノ島祭祀遺跡は、当時の倭国中央の最優先の外交戦略が中国?朝鮮半島の多くの国々との長距離交易を強化することであったという事実を反映する有力な考古学的証拠です。竹幕洞と沖ノ島で行われた海岸祭祀の主な目的は、海上交易ルートを通る船舶の安全と長距離交易の成功を祈ることであったと思われます。特に、竹幕洞と沖ノ島の祭祀遺跡は、古代韓国と日本の間で行われた海

上交易システムの研究において、大変貴重な考古学的資料です。沖ノ島祭祀遺跡は、古代日本の伝統的な宗教の出現と展開の研究において、重要な考古学的遺跡です。この沖ノ島祭祀遺跡の出現と展開は古代東アジアの広域交易システムを通じて、宗教に関する情報交換も行われていたことを私たちに語っています。言い換えると、古代東アジアの広域交易システムの活性化は、古代日本の海上交易のみならず伝統的な宗教の出現と展開にも大きな影響を及ぼしたと言えるでしょう。古代日本は、中国や韓国など東アジア諸地域との長距離海上交易を通じて、国家形成とその経営に求められる高度な知識や戦略物資を導入してきました。当時の東アジア諸国の使い?商人たちが取引を行っている際、宗教に関する情報交換も同時に行われたと考えられます。従って、沖ノ島祭祀遺跡は、古代東アジアの広域交易システムを研究する上で核心を占めるだけでなく、古代日本における伝統的な宗教の出現と展開を研究する上で出発点としても位置付けられるのです。ご静聴ありがとうございました。

報告3. 禹在柄

「沖ノ島祭祀遺跡が語る古代東アジアの広域交易システム」

こんにちは、韓国から参りました禹在柄です。現在、忠南（チュンナム）大学校考古学科の教員を務めております。本日は、古代東アジアの広域交易システムが日本の伝統的な宗教聖地である沖ノ島祭祀遺跡の出現に与えた影響についてお話させていただきます。プレゼンテーションの後、ジョセフ・ライアン氏が質疑応答パートの通訳をしてくださいますので、先にお伝えしておきます。ありがとうございます。

こちらの図は、古代日本から韓国への航海ルートの復元図です。倭国の船による直行ルートは実際に存在しましたが、倭国の使い?商人が現地の船に乗り換えて交易活動を試みたというケースもありました。この概念図は、倭船舶の直行ルートです。こちらは加耶・百済船舶への乗り継ぎルートです。ここは加耶の領土です。この地域は百済の領土です。これらの図からおわかりのように、4～6世紀の倭国の大型船舶は、手漕ぎによって長距離航海を試みました。また、船上に見られる祭祀器物は、航海安全を祈って行われた祭祀の重要性を示唆する考古学的証拠です。これを見れば、これらが祭祀で使用された品であったことがわかります。これらは祭祀用品です。これはフラッグです。こちらはオールです。これらは大型船舶で、漕ぐことしかできません。

これらは、4～5世紀頃の朝鮮半島で発見された倭国の船形埴輪と同じタイプの船形土製品の写真です。そして、この写真は、日本列島で発掘された5世紀頃の船形埴輪を復元した実物大の船舶で実験航海が行われた光景を撮影したものです。日本においては、同じ中央型の海岸祭祀遺跡の間でさえ、発掘された遺物の質と量によって序列の違いが見られます。例えば、玄界灘に位置する沖ノ島祭祀遺跡は日本において最上級の中央型海岸祭祀遺跡です。一方、これらの中央型の海岸祭祀遺跡と在地型の海岸祭祀遺跡の間にはいくつかの共通点があります。場所に関しては、双方とも隣接する航路が一望できる沿岸の斜面に造営されています。また、出土遺物についてですが、小型の石製模造

品や鉄素材など、専用の祭祀用品と貴重な必需品が一緒に供えられています。ここに韓国の竹幕洞祭祀遺跡があります。これは沖ノ島の祭祀遺跡です。これらは在地的な海岸祭祀遺跡です。

これらは、韓国の金海大成洞古墳群から発掘された倭国の威信財です。これらは倭国中央で盛行したものでした。言い換えれば、4世紀頃の金海の金官加耶と倭国との交易は、中央権力間の交易であったことが推察できます。4世紀頃まで、倭国は金海の金官加耶を優先する外交戦略を取ってきました。しかし、5世紀初頃、高句麗が金官加耶を攻撃した後、倭国は韓国の西海岸に位置する百済と中国南朝を重視する多角的な外交戦略を採択するようになります。その結果、5世紀頃から百済地域では倭系遺物の出土が顕著になります。また、この時期、沖ノ島祭祀遺跡で観察された航海の安全を祈願する海岸祭祀の活性化は、百済の竹幕洞祭祀遺跡でも見ることができました。この事実は、長距離海上交易が、交易ルート上の主な分岐点に造営された海岸祭祀遺跡の盛行に、大きな影響を与えたことを示唆しています。大阪大学の博士課程に在学中、私は、ここの大成洞古墳群の発掘調査に参加しました。

これは沖ノ島の模型です。これらは、福岡県の沖ノ島祭祀遺跡で発見された小型の石製模造品です。これは石製短甲です。この写真は沖ノ島の港と祭祀遺跡の下にある崖です。ここが沖ノ島祭祀遺跡です。

こちらは百済の竹幕洞祭祀遺跡で発見された倭様式の小型石製模造品です。ここには石製短甲もあります。これは竹幕洞祭祀遺跡の模型です。5世紀後半頃、ここから小型石製模造品が発掘され、倭人も祭祀に参加していた事実が伺えます。竹幕洞祭祀遺跡は倭船舶が韓国の西海岸を経由し、百済の首都へ向かう過程で、必ず通らなければならなかったルート上の鍵となる分岐点に位置していました。この事実は、注目すべき事項です。従って、倭様式の小型石製模造品の発見は、5～6世紀頃、倭人を乗せた船が百済の首都へ向かう途中、竹幕洞祭祀遺跡に停泊していたことを示唆しています。また、乗船していた倭国の使い?商人たちも、この百済の地で行われた海岸祭祀に参加し、航海の安全を祈願していた事実は明らかです。この写真は、竹幕洞祭祀遺跡のある崖の上から見た百済の西海岸航路

・プライマリー宗教とセカンダリー宗教 (ヤン・アスマンによる)

なぜキリスト教や仏教のような世界宗教が伝統的な社会においてそのような魅力を行ってきたのであろうか。

プライマリー宗教とセカンダリー宗教の宗教システム間の内容の違いである。

プライマリー宗教は、文化や伝統に根ざした宗教であるといえ、ヤン・アスマンによると、同じ文化と社会、たいていは同じ言語を持つ人々の間で数百年、数千年かけて歴史的に育まれたものであり、それらと切り離すことができないものである。

また、これらの宗教は伝統に起因しているが、その伝統は、世界的事件を思い起こさせる神話の太古を根拠にしている。そして、その起源について何度も繰り返し語るのである。世界の発展などの目的論的な概念は無く、個人や人々の「救済」や「悟り」を目指す終末論的な目的もない。

プライマリー宗教は、それぞれの文化と結びつき、状況に合わせて、神々との調和的關係などといったさまざまな関係を作りだすのである。

セカンダリー宗教は、世界はひとつの秩序に支配されているという観念に導かれ、正義の原則を基礎としている。それはキリスト教では最後の審判の思想の中に、仏教ではカルマなどの中に見られるのもので、善と悪とを清算する約束を含んでいる。こうした概念が、道徳的な規範へと繋がっていく。

その際、決定的な要素となったのが、文化を伝える最も重要で新しいメディアとしての書物である。いわゆる書物宗教であるセカンダリー宗教は、神聖な書物、歴史的な創立者の人物像、信仰内容などを明確に確立していることにおいて傑出している。

アスマンによると、書物のないセカンダリー宗教は存在しない。書物のおかげで、その教えを広めたり指導者や神学者として解説をしたリイデオロギー的に活動できる宗教の専門家が生まれたのである。彼らは宗教の内容の伝達者というだけでなく、儀式の挙行に重点をおく媒体となった。書かれた教えは宗教の次元を広げ、その万人救済主義的な望みも広げていった。このことは、教会や修道院にみられるような地域を超えた組織の構造と結びついている。

・日本列島の国家形成における宗教と儀式

朝廷は、地方の祭祀を天皇の普遍的な「神祇」祭祀に組み込むことで、地方の権力を吸収した。実際、このことは、最も重要な神々が新しい朝廷の物語、つまり「神話」(mytho-history)にまとめられたことを意味し、それが日本の国家の起源を作り出した。また、朝廷が領土全域にわたって、神への奉納をする権限を引き受けたことも意味している。この物語と儀式の挙行によって、私たちが神祇祭祀と呼ぶ新しい祭祀システムが完成したのだ。

儀式とその成立が中央政権国家への戦略上重要な一歩であったことがわかる。古いものと新しいものとの間の、地域的な、また地域を超えた儀式的コミュニケーションが成立し、秩序を作り出され、それに伴って官僚化と統一化もなされた。

しかし、朝廷祭祀の中の神祇祭祀のもうひとつの重要な要素、仏教がなくてはこのことは成し遂げられなかったであろう。

国家祭祀は、その性格から単一宗教である印象を持たせようとしたものの、地方の神や氏神を抱く個別的な文化が多数存在したために、それらが一緒になって一つの宗教システムだとはっきり思えるような、整合的システムは存在しなかったのである。

この神祇祭祀と陰陽道、仏教の3つは、政治権力が邪悪な力から自らを守るために利用した主要な要素である。天皇を中心にすえ、仏教や道教、仏教以前の祭祀の要素をうまく融合させることで、これまで定義してきた神聖性のある王権の形成ができたといえるだろう。国家は入念に組織されたヒエラルヒー的な国家祭祀の助けを借りて、神と人間の仲介者となった。その役職から得られた天皇の神聖性は、ますます国家祭祀の中心へ移行していく。

・結論

1. 儀式が宗教と祭祀と結びついて、国家形成の過程で重要な役割を果たしたことは、一般に認められている。また儀式は、原史・古代の社会にみられるように政体や国家の中でその設立を助け安定に寄与する秩序形成の要素として機能する。

2. 日本の国家形成でおそらく最も重要だったのが、大陸との交易だったであろう。この交易では、海路に依存するしかなかったのが、大陸との交流がもつとも盛んだった頃に、沖ノ島の祭祀がこの交流の過程に付随した儀式として行われ、それを支援していたと仮定することができる。

3. 国家形成の過程における儀式的・宗教的側面では、キリスト教や仏教といった普遍的な望みを持つセカンダリーな書物宗教の方が、これまで述べてきたような理由から、整合的システムを持たず統合力のないプライマリー宗教よりも大きな影響力を持ってきた。

4. しかしながら、以前から存在してきた宗教観や儀式、儀式の場と結びつき、それらに適応して変化し、新しい融合宗教を作り出すことが、トランスパーソナル的なアイデンティティや人と人との繋がりが意識や政体の象徴的なコミュニケーション要素などを作り出すための国家権力の重要な戦略だったのである。

・ 国家とは何か。国家の概念

古代日本の国家

日本列島の7世紀後半から成立した政治体制は、疑いなく完全に成熟した国家である。

国家の概念

問題点:現代の立憲国家の概念や国家概念、法律概念などが過去に投影されてしまう問題である。

・ 日本における国家形成過程

中国を手本とした日本の中央集権律令国家の成立過程の出発は3世紀中頃と考えられている。

古墳時代の論点は、**中核とその周辺との政治的関係**をいかに評価するかに大きく左右される。

沖ノ島のような遺跡は、時々**の見解の違い**によって、異なった判断がなされてしまう。

つまり、さまざまなモデル、あるいは、最初の定型化した前方後円墳から後の中央集権の律令国家の間にあたるこの時期を扱った文献から、国家の形成過程や支配、それに関連する社会的政治的構造をいかに定義するかによって、見解が変わるのである。

新進化論の段階モデルは、一般に英語圏の考古学では次第に批判されはじめている。このような社会政治的・直線的な発達を取り入れることは、課題が多いのである。

日本での討論から考えると、ヨーロッパの中世前期の研究には大きく二つの違いがあることがわかる。:

1. ひとつが**マルクス主義的議論**が欠如していること、またはそういう論があまりにもはやく克服されていることである。
2. もうひとつ特徴的なのは、**中世前期の社会の解釈を現代の立憲国の観点から、あるいは逆に、先行するローマ帝国を基礎に比較し評価することがない**ということである。

・ 社会構造と支配 ―古墳の被葬者の役割と性格について― 神聖王権、祭司王

埋葬儀礼や埋葬慣習に見られる共通性を、そのまま逆推論的に上層の政治的統制と結びつけることはできないのだ。

・ 古墳には誰が埋葬されたか？

沖ノ島のように、伝承で伝わる供物を供えた場所や祭祀場がはっきりと確認できたとしても、それらが王やその支配と関係があったかについてはやはり証明が極めて難しいのだ。

・ 儀式のカーニバルと宗教のコンテキストから見た国家形成と支配

秩序形成の要素としての儀式

たしかに、儀式だけでは国家は形成されない。しかし、儀式は、秩序を作りそれを永続させることのできる重要な要素のひとつである。

儀式では、社会的関係が示され、それを将来にわたって維持することが約束されるのである。儀式は、公開性と荘厳さ、また文献で何度も強調される自由意志のおかげで、たいてい読み書きのできない人々をなにもまして結束させることができたのだ。

宗教と結びつくと、儀式は政治的統一や支配の安定化への結合力として働くことができる。儀式は宗教的共同体の設立の際にも重要な役割を果たす。つまり、宗教性を誘起させ、**信者たちの集団の制度化の誘因**となりそれを推し進めて支える働きをすることができるのだ。そのため、**儀式は宗教の制度化になく**てはならないものである。さらに仮定できるのは、宗教的共同体は制度化なしでは長続きすることができないことと、制度化に貢献した儀式のおかげでその存続と継続が保証されたということである。共同体の設立や他と区別をつけることでの集団アイデンティティーの確保という意味で、儀式は、宗教的認定や内外の規約、社会政治的秩序のために貢献したのだ。

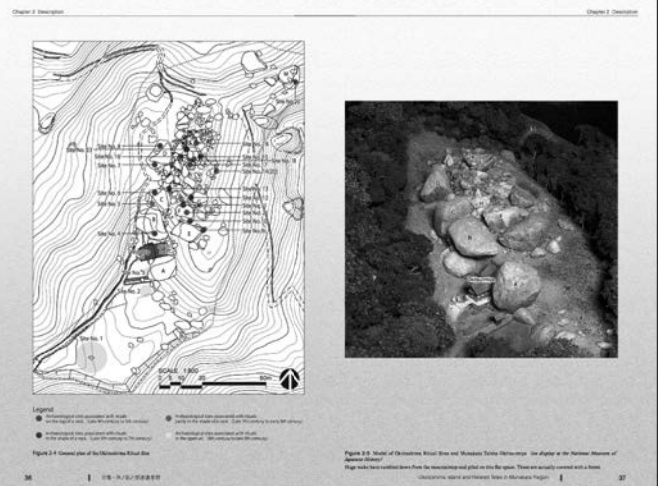
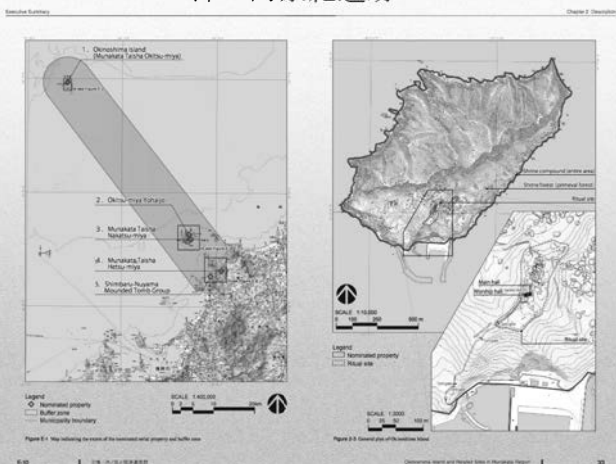
ヨーロッパの中世前期の国家性について考察するとき、**日本での国家形成の過程における仏教の役割のように、キリスト教が国家形成の過程でその根本となる要素として、また、支配の確立とその維持において非常に重要な役割を持っていたことがわかる。**

沖ノ島—宗教・儀式と権力・国家形成の 関係において

ウェルナー・シュタインハウス
広島大学大学院文学研究科特任准教授

- ・ 儀式や宗教は国家形成の過程でどのような役割があるか。儀式は、宗教や祭祀と結びついて、国家形成の過程で重要な役割を果たすものである。
- ・ 儀式・宗教と、支配・国家形成との一般的な関係についても考察していきたい
- ・ 秩序形成の要素としての儀式
- ・ 考古学的資料と歴史学的資料が交錯する問題
- ・ ヨーロッパにおけるキリスト教化の過程と、日本列島における仏教伝来を、国家形成の過程における重要な要素と影響として取り上げるべきである。

沖ノ島祭祀遺跡



- ・ 国家とはなにかー 国家の概念ー 国家形成過程
- ・ 社会構造と支配ー 古墳の被葬者の役割と性格についてー 神聖王権、祭司王
- ・ 儀式のカー儀式と宗教のコンテクストから見た国家形成と支配ー
- ・ プライマリー宗教とセカンダリー宗教
- ・ 日本列島の国家形成における宗教と儀式

在しませんでした。ですので、神祇信仰、陰陽思想、そして仏教の三つを結ぶトライアングルは、双方が国家に対し神と人民の仲介者として現れる構造を作り出すための、鍵となる要素でした。

結論に入らせていただきますと、儀式は宗教や信仰とリンクしており、特に初期の社会において、その働きは社会的、政治的システムを安定させることであると一般的に認識されている、このように言っても良いと思います。日本列島上での国家形成において最も重要な点は、アジア本土との交流であり、沖ノ島にとっても重要な要素です。そのため、私の所感によりますと、沖ノ島の祭祀は、交流が最も盛んであった段階で

大陸と接触し、またそれを支援しました。国家形成プロセスにおける儀式や宗教の要素としては、セカンダリー宗教の普遍的な特徴を考慮しなければなりません、仏教の影響はプライマリー宗教のそれを凌ぐほどに大きく高まりました。最後になりますが、日本の宗教制度がヨーロッパと大きく異なるのは、日本においてそれまでの信仰体系の統合が国家形成の主な要因であったこと、新しいアイデンティティの融合と創造の主要な要因でありました。3つのシステムが融合した横断的な結束力を備えた点について、多少なりともお話できたかと思います。ご静聴いただき誠にありがとうございました。

な理由から英米の考古学会でますます批判されており、特に同じ時間と地域、異なる時代のみにおいて、実際に日本とヨーロッパの研究方法の間には二つの顕著な違いが見られます。第一に、ヨーロッパにおけるマルクス主義的アプローチ、特に中世に関するものは日本のそれほど強くはなく、国家形成についても非常に重要な問題です。そして、ヨーロッパの学者は、現代の法治国家および中世初期における国家とは何かを定義しようとしたローマ帝国前夜という全く異なる観点から、中世初期の社会の偏向的見識をほぼ克服しています。

これらの遺跡についての新たな話題は、社会構造とは何か、支配とは何か、誰が古墳に埋葬されているのか、神聖王権、また祭祀王が埋葬されているのか、などです。

古墳時代に関して申し上げますと、私たちは実際には同じ葬送儀礼や埋葬行為を共有しているかもしれませんが、それは必ずしも上位の政治的権威を表すとは限りません。とすれば、古墳に埋葬されているのは一体誰でしょう？これは非常に難しい質問です。私たちは、考古学的特徴から祭祀遺跡または埋葬遺跡を特定しました。それについて、疑う余地はありません。しかし、例えば、考古学者として、王様や権力の間の繋がりを特定することは非常に難しいのです。これは、沖ノ島の遺跡に関してみなさんが疑問に思われていることでもありましょうし、故にヨーロッパ中世初期の研究において非常に重要なテーマとは、儀式の力なのです。そして、儀式は秩序を生み出す要素ですが、儀式だけで国家を構成することは不可能です。故に、儀式は重要な要素であると同時に実際に秩序を確立してはいますが、それだけでは十分ではありません。しかし、古墳時代の殆どの期間を占める無文字社会においては、公的な祝祭や様々な儀式が結束力を持ち、それらが秩序を作り出していたのです。宗教儀式は宗教や宗教団体の組織化を促進するため、体系化が不可欠です。中世初期の世界とヨーロッパにおけるキリスト教は、今も昔も権力を確立し維持するための最も重要な形成的及び支持的要素の一つであり、また長期に及ぶ私の調査によりますと、日本の国家形成プロセスにおける仏教の存在も同様に重要であり、沖ノ島の遺跡は大変過

小評価されていると考えています。

最後に、アスマンのプライマリー及びセカンダリー宗教について、沖ノ島に関する非常に重要な要素とは、プライマリー及びセカンダリー宗教制度双方の違いを明らかにすることです。アスマンによると、初期の宗教制度は主に地域的、有機的な発展であり、その大部分は特別な地域に限定されています。よって、彼らには世界の発展などという目的論的概念はほとんどないのです。ですので、例えば神道については、神と調和的關係を築くプライマリー宗教であること、この部分が大変重要なのです。

その一方で、セカンダリー宗教はキリスト教、最後の審判、仏教とカルマの概念、善と悪の違いのような正義の原則に基づいており、それらの概念は書物として残された道德規範に基づいています。そのため、それらはいわゆる書物の宗教であると言われており、また言葉や書物は非常に重要な要素であるため、それらはいわゆるセカンダリー宗教と呼ばれているのです。それらは、また、統治や教育などに関わるだけでなく、ヨーロッパでは教会や修道院、日本では仏教の寺院などにより、実際に地域を超えた組織をサポートするものとなっています。

そこで、日本列島の宗教や儀式において、成熟した国家としての最終段階で、ヤマト政権は天と地の神に対する天皇の普遍的崇拝に現地の地域信仰を取り入れ、地方勢力の受容を試みました。このことは神祇信仰と呼ばれ、儀式とその創造は中央集権国家建設のために重要な戦略的役割を果たします。地域及び地域を超えたレベルでの儀式的コミュニケーションとは融合という言葉で表され、それは新旧の機能を結集して新たな秩序を創造しようとするものであり、制度化と調和化を伴います。

しかし、これは仏教が存在しなければ実現不可能だったことであり、この神祇信仰の秀逸な点を如実に表しています。

そこで、国家信仰は一貫性のある宗教の印象を作り出そうとしましたが、沖ノ島のように多く見られるもの、対馬に見られるものというように、多くの土着及び氏族の神々の独立した信仰がありました。従って、仏教の発祥以前には一貫した宗教制度というものがある

報告2.ウェルナー・シュタインハウス 「沖ノ島：宗教・儀式と権力・国家形成の関係」

広島大学のウェルナー・シュタインハウスです。本日お招きいただきましたこと、福岡県関係者の皆様に感謝申し上げます。私はサイモン・ケイナー氏と同じように、これまで長らく沖ノ島の世界遺産を登録する活動に関わってきました、それは大変洞察に満ちた経験でした。私の前に発表されたスピーチは全て素晴らしく、特に岡寺さんについては、宗教と儀式の権力が国家形成の关系到影響する理論的側面についてたくさん話をしております、この遺産を紹介することができてとても嬉しいです。よってスライドを少し飛ばします、とても助かります。

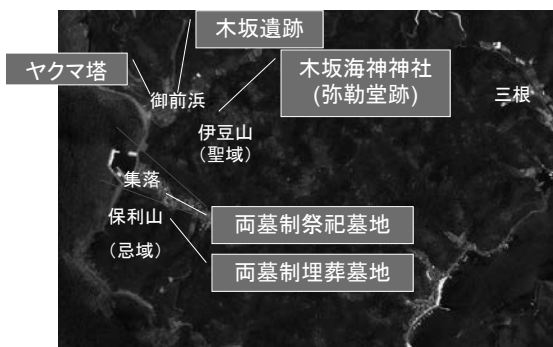
国家形成と儀式のような話題を15分に絞ってお伝えするのは非常に難しいのですが、なんとかやってみようと思います。まず初めにいくつかの一般的側面についての質問なのですが、儀式と宗教は国家形成過程においてどのような役割を持っていたのでしょうか？まず一般的に言えることは、儀式は宗教や信仰と密接に結びついており、国家形成において重要な役割を果たすということです。これについては議論の余地はないでしょう。歴史学者や考古学者にとって、宗教と儀式の関係や、権力と国家形成の関係を明らかにするのは非常に重要なことです。従って、儀式は、より理論的な観点から言うならば、秩序を創造するための要素です。これは本日私がお話ししたいトピックの一つですが、一方では考古学的な情報源と文字で残された記録の相対的価値であり、儀式の場の考古学的資源や、特に儀式について後々書かれたものについて私たちは批判的でなければなりませんし、また延喜式は先ほどのお話の中で言及していただきました。

私の主な研究分野の一つでもある比較研究と大きく関係するもう一つの側面は、ヨーロッパにおけるキリスト教の意義と日本列島への仏教伝来であり、私はこれらが国家形成において重要な要素であると考えています。よって、この説明の主な側面の一つでもあります、沖ノ島の遺産につきましては、そこで物語のような国家儀式が行われているということなのです。ですので、国家祭祀、権力、儀式の場所の間の繋がりと

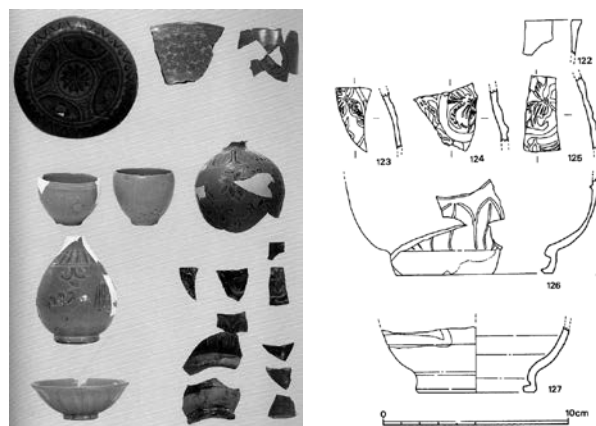
関係について少し詳しく解説したいと思います。遺跡の概要を改めて簡単に説明しましたが、これらは全て既に耳にしたことがあったと思います。これらに関してまず初めに、国家、国家の概念、及び国家形成プロセスとは何か、そして明らかに進化した社会構造や統治、そして古墳に埋葬されている事実について。次に、ヨーロッパの研究や民族学の話題にもなっている神聖王権、祭祀王にとっても非常に重要な事柄について。そして、中世初期の研究において過去20～30年の間に特に話題となった別の側面、国家形成と支配における儀式の力について。さらに、私が非常に興味を惹かれる点でもあります、この定義について広範にわたり書き記したドイツのエジプト学者ヤン・アスマンによって先導された、プライマリー宗教とセカンダリー宗教の違いについて。そして最後に、日本列島における宗教、儀式、国家形成についても言及します。

まず初めに、国家とは、国家の概念とは何でしょうか？古代日本については、7世紀後半の日本列島に現れた政治主体は、中国大陸をモデルとし成熟した国家であったと結論づけることができます。国家の概念について、この問題には立ち入りませんが、主な問題の一つは、ヨーロッパにおいて、現代の立憲国家やその他の国家と法律の概念を過去に投影する傾向があるということです。日本の国家形成について、一般的な研究では国家形成のプロセスは3世紀中頃から始まったと考えられています。中国のモデルに基づき、律令による中央集権的な国家形成のプロセスは、一般に7～8世紀の間に始まったと考えられています。古墳時代についての議論は、中心と周辺の関係の評価によって大きく左右されます。沖ノ島は明確に周辺部に当たるため、これもまた非常に重要な側面です。しかし、例えば一方で、物の見方や方法は、いわゆる国家祭祀の構築に関する沖ノ島の遺跡の解釈に影響を与えています。歴史的なプロセスは、初めのスタンダードな前方後円墳が登場し、その後、中央集権的律令制となったときの沖ノ島に関するものであり、モデリング及び国家形成、権力、関連する社会的、政治的構造に対してどのような概念を持つかは、沖ノ島のような遺跡の解釈において非常に重要です。

また、日本で新進化主義のステージモデルは、様々

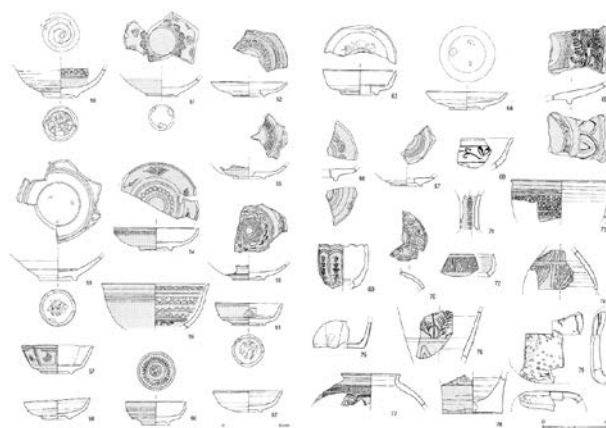
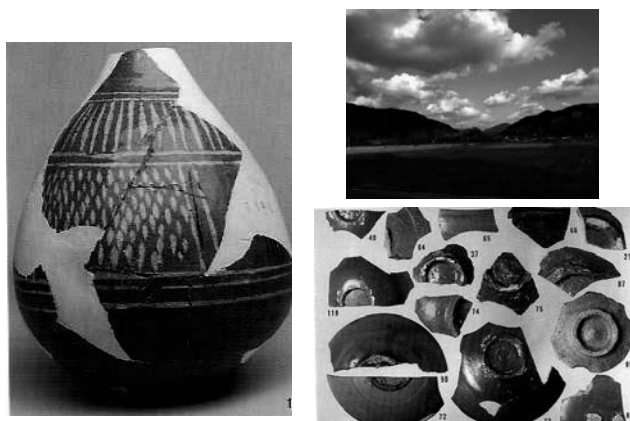


木坂における遺跡の位置関係



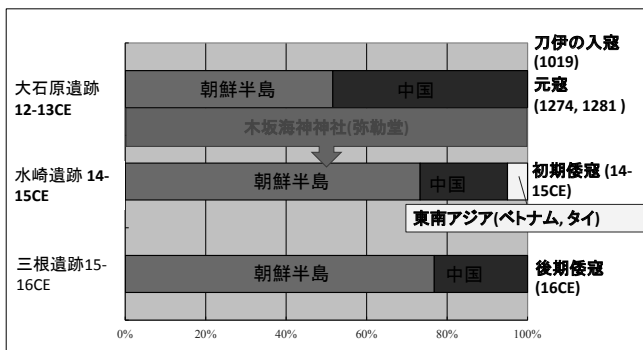
峰町 木坂海神社弥勒堂跡出土遺物(13～14世紀)

上県町 大石原遺跡出土遺物(12～13世紀)



美津島町尾崎 水崎遺跡出土遺物(14～15世紀)

対馬の中世遺跡における貿易陶磁の割合



*数値は降矢哲男2008(前掲)の分析に基づく

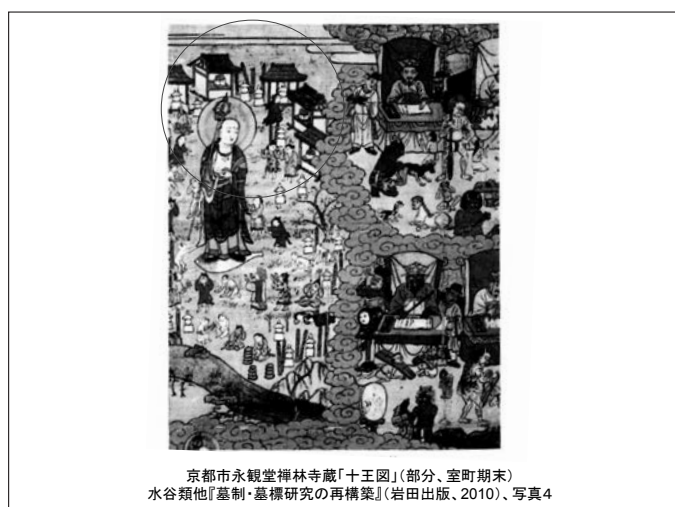
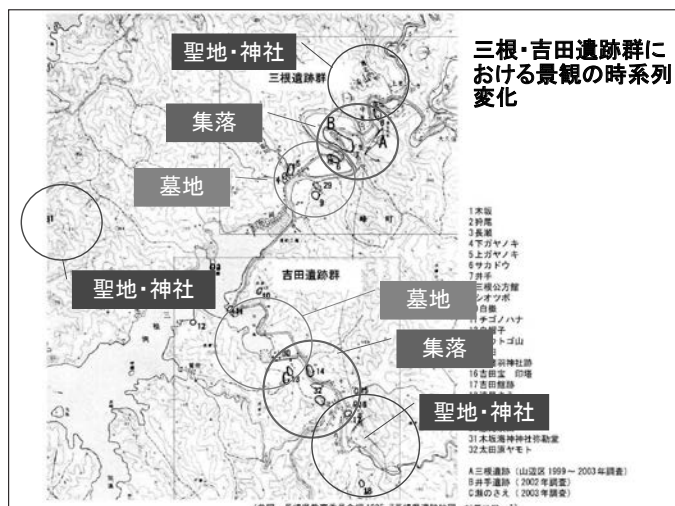
結論

- (1) 対馬の祭祀遺跡及び聖域は、神道としての天道信仰と密接に関係している。
- (2) 考古学的資料を基礎として考えた場合、集落、墓地、聖域や神社という三つの特徴的カテゴリがある。日本において、このような変化は、古代後期から仏教の影響を受けた中世初期にかけて起こった。
- (3) 対馬の聖域や神社の遺物とその特徴は、日本と朝鮮半島の国境／境界を重ねながら、様々な要素により構成される当時の文化圏／文化的領域を示している。
- (3) 対馬の祭祀遺跡および聖域の研究は、対馬のみならずアジア全域で古代と現代における国境／境界についての理解を助けてくれる。

三根遺跡における陶磁器の出土状況

- 国産白磁・同安窯青磁、高麗青磁を中心とした(11世紀後半から12世紀代の貿易陶磁器(1区))
- 龍泉窯系青磁・褐釉陶器、高麗磁器を中心とした13世紀から14世紀代の貿易陶磁器(5・6・7区)
- 15世紀から16世紀にかけての貿易陶磁器や少量の国産土器・陶磁器(5・6・7区、8・10区)
- 17世紀から19世紀にかけての肥前磁器を中心とした国産土器・陶磁器(5・6・7区)

降矢哲男「中世日本の辺縁部における地域性—対馬・壹岐・五島・琉球の状況から—」『九州と東アジアの考古学』(2008)より





五根緒曾根崎神社殿



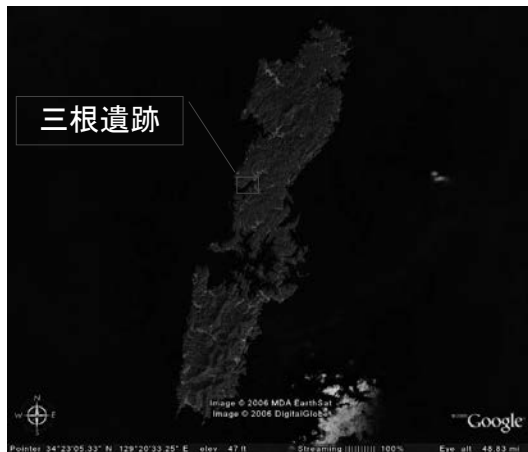
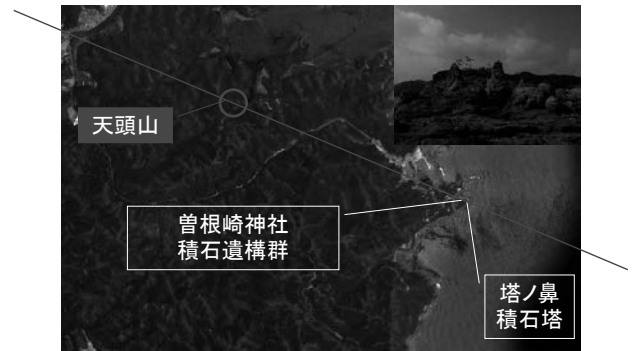
社殿から東海岸を臨む(右手に積石遺構群)



隣接する塔ノ鼻の積石塔群

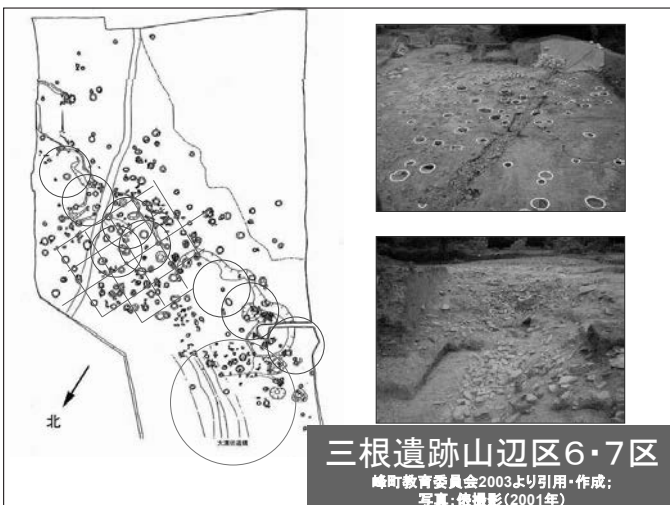


東海岸から遺跡地を臨む(背後に天頭山)



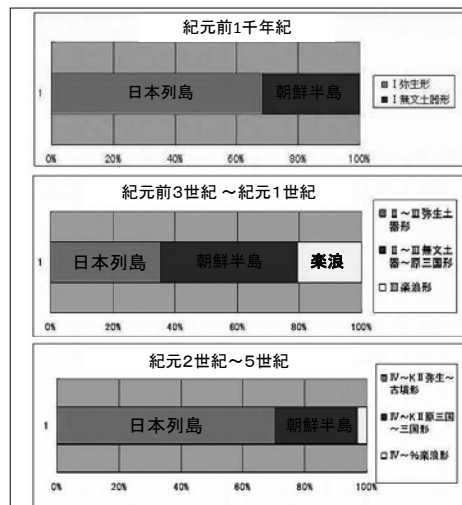
三根遺跡山辺区

図: 峰町教育委員会「長崎県峰町三根・吉田遺跡群の調査—海峽における弥生・古墳時代の拠点の集落—」『平成一五年度九州史学会・九州考古学会合同大会 要旨集』(配布資料、2003年12月、九州大学)より引用; 写真: 遺跡西側から撮影(2002年)



三根遺跡山辺区6・7区

峰町教育委員会2003より引用・作成;
写真: 撮影(2001年)



三根遺跡山辺区出土土器の
時期別構成

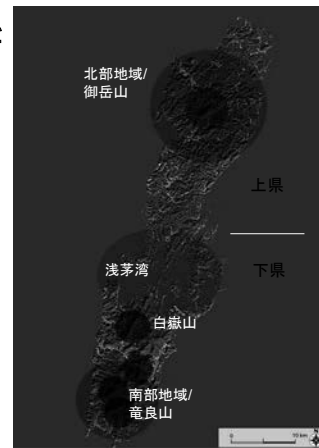
※6・7区のみ、
俵カウントによるデータ

近世対馬藩の草梁倭館(釜山)と朝鮮通信使



出典: 釜山博物館編『釜山の歴史と文化』(釜山博物館、2002年):124, 142

対馬の聖域と地理的区分



対馬の天道祭祀遺跡



永留久恵「対馬・壹岐」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地』(白水社、2000年)より

対馬南部・龍良山周辺の天道祭祀遺跡



浅藻 八丁角(おとし所)



内院 宝篋印塔(南北朝期)



内山 裏八丁角

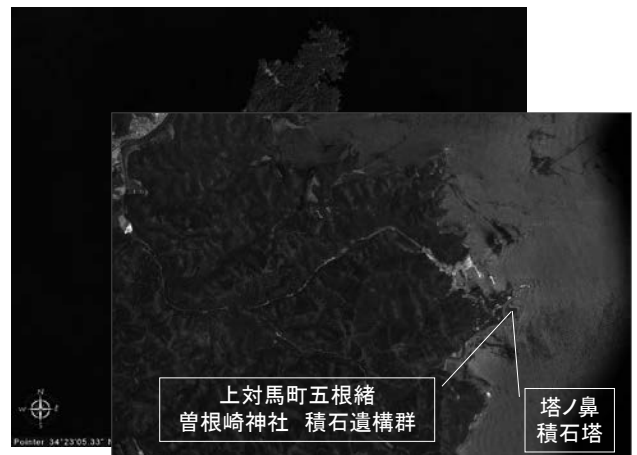
対馬北部の天道祭祀遺跡



志多留 セーンカミ



木坂 ヤクマの塔



上対馬町五根緒
曾根崎神社 積石遺構群

塔ノ鼻
積石塔

T11C05

対馬における儀礼と聖域(アンジュール)：韓国と日本の「境界」におけるコスモポリタンの視点

儀 寛 司
(長崎国際大学/ 日本)

T11C / RY0B1 / SS6
Global perspectives on religious heritage: Okinoshima and the formation of syncretic beliefs in world context

Organiser(s): Simon Kaner (Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures / UK), Miki Okadera (Fukuoka Prefectural World Heritage Registration Promotion Division / Japan) and Sam Nixon (Sainsbury Institute for the Study of Japanese Arts and Cultures / UK)

The Eighth World Archaeological Congress.
Doshisa University, Kyoto, 28 Aug - 2 Sep, 2016.



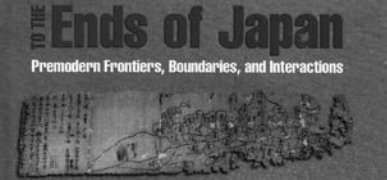
下郷郡(13社 大社4 小社9)

1. 高御魂神社 名神大社
2. 銀山上神社
3. 雷命神社
4. 和多都美神社 名神大社
5. 多久頭神社
6. 太祝詞神社 名神大社
7. 阿麻呂留神社
8. 住吉神社 名神大社
9. 和多都美神社
10. 平神社
11. 敷嶋神社
12. 都々智神社
13. 銀山神社

上郷郡(16社、大社2 小社16)

1. 和多都美神社 名神大社
2. 嶋大國魂神社
3. 能理刀神社
4. 天諸羽命神社
5. 天神多久頭多麻命神社
6. 手勢刀神社
7. 小致宿禰命神社
8. 那須加美乃金子神社
9. 伊奈久比神社
10. 行相神社
11. 和多都美御子神社 名神大社
12. 胡藤神社
13. 胡藤御子神社
14. 嶋大國魂神御子神社
15. 大嶋神社
16. 波良波神社

式内社
延喜式記載の29の神社



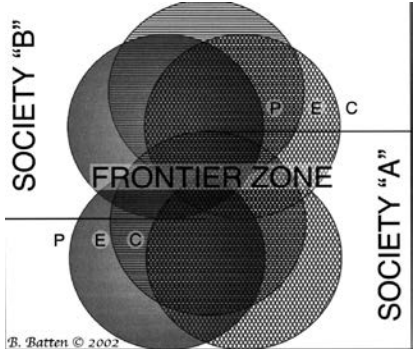
「境界」の概念 (バートン, B.L. 2003)

- フロンティア: 曖昧で空間的に拡散した社会集団間の区分
- バウンダリー: これもまた社会的な境界であるが、比較的よく定義される一領域(ゾーン)に対し、地図上に書かれた線
- ボーダー: 地理的な明瞭度に関わらない社会的な区分の総称

Bruce L. Batten, 2003. To the Ends of Japan. University of Hawaii Press.

*和書ではブルース バートン 2000 『日本の境界 前近代の国家・民族・文化』青木書店等

複数のボーダーが重なり合う フロンティア領域 (バートン 2003).



P=政体
C=文化圏
または文化領域
E=民族集団

FIGURE 3. The frontier zone as a set of multiple, overlapping borders.
P = polity; C = culture zone; E = ethnic group.

Bruce L. Batten, 2003. To the Ends of Japan. University of Hawaii Press. P121 Fig.3



います。そして、これは三根遺跡における陶磁器の出土状況で、中国、韓国、日本で作られたものです（降矢哲男2008「中世日本の辺縁部における地域性－対馬・壱岐・五島・琉球の状況から－」『九州と東アジアの考古学』より）。

特にこの地域では、弥生・古墳時代の集落遺跡と埋葬遺跡は、天神山・天神社、神ノ山・天諸羽命神社、伊豆山・海神神社などの神聖な山々とともに、延喜式神社の近くに存在しています。

こちらのスライドは、同地区における景観の時系列変化を表しています。このエリアには、集落、墓地、そして聖域または神社という、三つのタイプと三つの機能のカテゴリがあります。最初に、集落と墓地。次に聖域または神社が出現し、最後に墓地が失われました。古代後期から中世初期にかけて、変化が起こります。これらの写真は、三根遺跡の近くにある宝篋印塔を示しています。中世後期室町時代に存在していた守護大名など、当時の支配階級が信仰していた仏教の典型的な特徴です。この絵画は室町時代に行われていた十王を示しています。歴史家水谷類は、日本においては仏教の十王思想にもとづき、塔の外側が木製の小屋で覆われていると指摘しました（水谷類他2010『墓制・墓標研究の再構築』岩田出版）。

最後に、海神神社です。こちらは木坂地区における

遺跡の位置関係です。海神神社は、対馬島北部で最も有名な神社です。海神神社には、8世紀の新羅仏や13世紀の高麗青磁をはじめ数多くの宝物が伝世しています。これは海神神社弥勒堂跡遺跡から出土した13～14世紀の貿易陶磁で、その多くを朝鮮半島産が占めます（図右側は中国産）。関連資料として上県町大石原遺跡（12～13世紀）、美津島町尾崎水崎遺跡（14～15世紀）があり、これら対馬の中世遺跡における貿易陶磁の割合を示したのがこの図です（数値は降矢2008に基づく）。

結論に入りますが、対馬の祭祀遺跡及び聖域は、神道としての天道信仰と密接に関係しています。考古学的資料を基礎として考えた場合、集落、墓地、聖域や神社という三つの特徴的なカテゴリがあります。聖域、神社などが生まれた後、墓地という存在は失われました。日本において、このような変化は、古代後期から仏教の影響を受けた中世初期にかけて起こりました。対馬の聖域や神社の遺物とその特徴は、日本と朝鮮半島との国境／境界を重ねながら、様々な要素により構成される当時の文化圏／文化的領域を示しています。対馬の祭祀遺跡および聖域の研究は、対馬のみならずアジア全域で古代と現代における国境／境界についての理解を助けてくれるでしょう。以上で発表を終えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

報告1. 俵寛司

「対馬における儀礼と聖域（アジール）：韓国と日本の「境界」におけるコスモポリタンの視点」

本稿では、対馬の祭祀に関わる「聖域」（アジール）の考古学的資料に焦点を当て、対馬だけでなくアジア全域における古代世界と現代社会の境界への理解を深めるべく、その歴史及び関連問題を明らかにしたいと思います。

10世紀に完成された日本の法律と習慣に関する初期の教本である延喜式から、私たちは対馬に存在する29の神社について知ることができます。古神道の信仰を表すと見られるこれらの祭祀的地域や聖地の多くは特定されており、現代も残されています。

近代以前の日本の境界と国境に関するブルース・パートンの考えに基づいて、文化的、経済的相互作用を推進する政治的境界を特定することよりも、先住民社会の間でそれらが頻繁に起こるべきであった国境領域についてお話したいと思います（Bruce L. Batten, 2003. *To the Ends of Japan*. University of Hawaii Press）。パートンは、境界の複雑さと複数の性質を強調し、いずれも境界及び国境などと訳される「ボーダー」「バウンダリー」「フロンティア」の3単語の意味をそれぞれ定義しました。彼によると、フロンティアは空間的領域である一方、バウンダリーは比較的線的であり、空間ではありません。

私の論文に関する地理的および歴史的背景について、少し説明したいと思います。対馬は日本の「境界」島であり、朝鮮半島に最も近い日本の領土を構成しています。福岡市との距離は約120～160キロですが、釜山市との距離は約49.5キロ。対馬の長さは約82キロで、土地の90パーセントは深い森と険しい山々で覆われています。

耕作や水田に適した土地はわずかですが、銀や貴石などの鉱物資源が豊富です。広大な海岸線と無数の湾は、海洋資源の活用を可能にするだけでなく、島内外の交流手段にもなっています。複数の歴史文書が、15世紀の文書『海東諸国記』内に描かれている中世日本の対馬の姿を記録しています。地図上で、対馬がいかに大きく、いかに重要な存在であったかを伝えていま

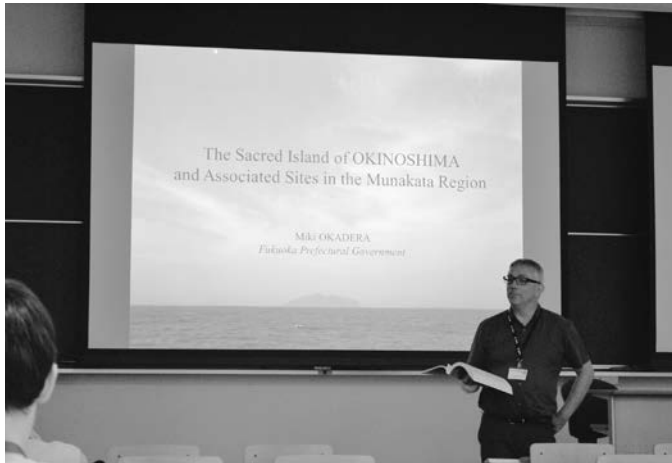
す。当時、対馬の多くの人々は倭館と呼ばれた朝鮮半島の外国人居留地に居住していました。

釜山の居住地は、日本の中世から近世まで続きました。右のスライドが示すように、李氏朝鮮は日本に派遣団を送ります。それは、隣接する二つの国家間のユニークな関係でした。この二つの写真は、著名な対馬歴史学者である永留久恵氏が書いた論文から引用されています（永留久恵2000「対馬・壱岐」谷川健一編『日本の神々 神社と聖地』白水社）。左のスライドは、式内社のような旧神社の分布と、3～7世紀の埋葬遺跡です。永留氏は、対馬島の式内社は、通常埋葬遺跡の近くに位置していることを指摘しました。右には対馬の天道祭祀遺跡の分布が示されています。天道は、天の神を表します。従って、龍良山は対馬で最も重要な祭祀の場となっています。

神聖な龍良山の周辺の天道祭祀遺跡には、八丁角、裏八丁角、内院の宝篋印塔などがあります。対馬島北部では、志多留地区のセーンカミ、木坂のヤクマの塔などがあり、特にセーンカミは、網野善彦氏によりアジールの概念と関係して論じられました（網野善彦1996『増補 無縁・公界・楽 日本中世の自由と平和』平凡社）。

こちらは上対馬町五根緒の祭祀遺跡、曾根崎神社の積石遺構群と塔ノ鼻積石塔です。塔ノ鼻は、神の岬、塔の岬を意味します。積み石や土を盛った形状の多くの遺構がこの地に残されていました。しかし、2010年の私の調査では人工物らしき遺物を発見することができず、この場所が墓地であるかどうかを特定することはできなかったのです。この図は、塔ノ鼻から天頭山までの景観を示しています。この軸上に曾根崎神社の積石遺構群はあり、この地が神聖な空間として、中世の天道信仰と密接に関係していた可能性が考えられます。

第二に三根遺跡遺跡（山辺区）です。こちらは遺跡の所在地を示しています。次に、左図は、三根遺跡6・7区の弥生・古墳時代の住居跡です。右上の写真は住居址、右下の写真は溝状遺構です。これは三根遺跡（山辺区6・7区）における出土土器の時期別構成です。これらの時期において、最大70パーセント以上が朝鮮半島系土器もしくはその影響を受けた土器で構成されて



サイモン・ケイナー氏（司会）



セッション参加者

今回のセッションの報告は範囲と対象が非常に広範にわたるものであったが、一方で信仰の遺産としてのつながりを示し、今後、国際的な比較研究を進める上での様々な問題を提起するものであった。また同時に世界的な視野から見た「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群のもつ価値を改めて浮き彫りにするものでもあった。特に沖ノ島における祭祀の変遷とその背後にある

仏教の伝来と日本固有の信仰の体系化の過程の関連づけについては、今後さらに深めていく必要がある。

本セッションでは、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の推薦書を作成する過程で長年協力いただいた英国セインズベリー研究所のサイモン・ケイナー氏をはじめ多くの専門家の方々にご協力いただいた。記して感謝したい。

第8回世界考古学会議 セッションT11-C 概要 テーマ

「宗教遺産に関するグローバルな視座：世界的脈絡における沖ノ島および宗教の融合」

オーガナイザー：サイモン・ケイナー（セインズベリー研究所／英国）

岡寺未幾（福岡県世界遺産登録推進室／日本）

サム・ニクソン（セインズベリー研究所／英国）

司 会：サイモン・ケイナー

次 第：

趣旨説明 サイモン・ケイナー

説明 岡寺未幾 「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群」

報告

1 俵 寛司（長崎国際大学）

「対馬における儀礼、聖なる場所（アジール）：韓国と日本の国境における境界人の視点」

2 ウェルナー・シュタインハウス（広島大学特任准教授）

「沖ノ島：宗教・儀式と権力・国家形成の関係」

3 禹 在 柄（韓国 忠南大学校教授）

「沖ノ島祭祀遺跡にみる東アジアの交易システム」

4 ティム・ウィリアムス 英国 ロンドン大学

「中央アジアへの仏教の伝播と庇護」

5 サム・ニクソン

「西アフリカのサハラ横断交易ルートにおける信仰の遺産：タドメッカ（マリ共和国）の南サハラマーケットにおける初期イスラムの景観」

6 ガミニ・ウィジェスリヤ イタリア イクロム（文化財保存修復国際センター）

「宗教的価値と聖なる世界遺産の保存管理における顕著な普遍的価値を両立する」

第8回世界考古学会議セッション「宗教遺産に関するグローバルな視座：世界的脈絡における沖ノ島および宗教の融合」について

岡寺 未幾

平成28年8月28日から9月2日にかけて、第8回世界考古会議京都大会（WAC8）が京都市で開催された。世界考古学会議とは1986年に設立された世界最大規模の考古学の国際学会で、約130カ国に会員をもつ。2006年に中間会議が大阪で開催されたことはあったが、原則4年に1度開催される本会議は日本で初めてであるだけでなく東アジアにおいても初めての開催であった。会議には、86カ国から約1500人が参加し、世界中の考古学者が集まって学術研究発表が行われるのみならず文化遺産と社会問題が論じられた。考古学と人権や教育との関わり、シリアや福島文化財の現状と考古学者の取り組みなど、多彩なテーマを議論する160のセッションが開かれ、約1800件の発表が行われた。この機に世界文化遺産への登録を目指す「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産に関わるセッションを行うこととなった。本稿はその記録である。

セッションのテーマは、「宗教遺産に関するグローバルな視座：世界的脈絡における沖ノ島および宗教の融合」である。冒頭、サイモン・ケイナー氏による趣旨説明が行われた。

宗教考古学は急速に発展してきた分野である。我々が世界中の宗教遺産をどのように扱うかという問題は、しばしば議論を起こしてきた。多くの宗教遺産は無形のものであるが、もちろん同時に多くの有形的側面を持つ。このセッションは世界宗教が拡散し、ローカルで在地の宗教的な信仰や実践と接触する際に生じる課題について取り上げる。また、仏教伝来およびそれが在地の信仰に与えた影響に関するという幅広いテーマを追究するために、特に沖ノ島のユネスコの世界遺産登録推薦に関わる研究について取り上げる。そして、比較とグローバルな視野に立った初期仏教や神道の研究を設定するべく、特に重層信仰（シンクレデ

イズム）に関する考古学や、シルクロードを含む宗教遺産関連の事例研究に着目する。

合わせて本セッションの契機となった「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値の説明を岡寺が行い、引き続き6つの事例報告が行われた。

俵寛司氏は沖ノ島と同じく国境に位置する対馬における、古代から中世の祭祀遺跡・信仰の場の分析を行い、日本と韓国の国境における変化を捉えている。つづいて、沖ノ島に関わる二つの報告が行われた。ウェルナー・シュタインハウス氏は、国家形成において宗教・儀礼が果たした役割について沖ノ島の例に基づき議論を行った。また、氏は沖ノ島の祭祀の背後にある仏教の影響についても着目するべきだと論じた。禹在柄氏は、とくに韓国竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島を比較し、東アジアの交易システムを考える中で当時の航海技術に触れながら両者が長距離交易の成功を祈る遺跡であると位置付けた。シュタインハウス氏の固有の信仰と成立宗教の融合、および、両氏の交流という観点を受け、続く二つの報告が行われた。ティム・ウィリアムス氏は日常的に交易・外交・軍事関係の往来のあるシルクロードで仏教の伝播に時間がかかった理由について、シルクロードにおける仏教の伝播について国家による宗教の庇護の観点から論じている。また、サム・ニクソン氏は南アフリカにおけるイスラム教の伝播について、タドメッカの事例を元に報告し、固有の信仰にもとづく伝統が残っていることについても論じている。最後の報告は信仰に関わる遺産の保存管理の観点からのガミニ・ウィジェスリヤ氏の報告であった。宗教的な価値を有する資産は、時に保護とのバランスをとる必要があり、特に関係する共同体の声を聞き、地域文化に敬意を払うことが必要であると述べられた。



サイモン・ケーナー氏によるプレゼンテーション



フィルムセッション実施状況

のようなものがあった。

- ・世界の有名な資産と同じように、沖ノ島も来訪者が押し寄せてくる可能性があるため、遺産を保護する措置を考えておく必要がある（ジョン・ミスク氏・シンガポール）。
- ・保存管理についても心配がある。神職一人で一体何が守れるのか。中国では遺産の破壊や盗掘の被害が甚大である。このフィルムでは、まだ島には宝の山が埋まっているという見方ができる。盗掘者が押しかけて、掘り返して遺産のOUVが失われる危険性が高いように思われる。島の保存管理があまりにも脆弱ではないのか？（女性・イギリス）

孤島である沖ノ島が世界遺産に登録されることによって盗掘などの被害を受けるのではないかという心配も多く聞かれた。沖ノ島については防犯対策を強化する説明を行って理解を求めた。いずれにせよ、女人禁制と保存管理に関する質問は多く、今後も様々な観点からの意見や議論が出てくることが想定される。

それ以外の意見としては、ビデオやパンフレットが非常によくできているので教材として使用したいというありがたい申し出もあった。さらに、会期中を通して、受付でのパンフレット配布にご協力をいただき、広く参加者に行き渡らせることができた。また、会議以外でも在ボストン日本国総領事館でも配布にご協力をいただいた。記して感謝したい。

SEAA7

OKADERA Miki / KANER, Simon [181][A6]

The Sacred Island of Okinoshima and its Contribution to the Archaeology of Religion

During much of the first millennium AD, at the time when a recognisable East Asian civilisation was first appearing, ritual offerings of objects from Japan, Korea, China and the Silk Roads were made on the tiny island of Okinoshima in the Genkai Sea, between Korea and the southern Japanese island of Kyushu. This paper draws on work undertaken for the nomination of Okinoshima as UNESCO World Heritage to explore broader themes in the archaeology of the arrival of Buddhism and its impact on local beliefs. It will examine how the World Heritage nomination process is setting studies of the archaeology of early Buddhism and Shinto in a comparative global perspective, including from the Silk Roads, and how such studies relate to the emerging field of the archaeology of religion.

第7回東アジア考古学会（SEAA7）における「神宿る島」 宗像・沖ノ島と関連遺産群の紹介

岡寺 未幾・仲谷 隆造

東アジア考古学会は、様々な学問分野の専門の考古学者、学者、学生、一般市民、中国、韓国、日本の考古学、周辺地域に興味を持つ世界中のメンバーから構成されている。東アジアの考古遺跡や遺物の文化遺産の保存にかかわる非政府組織である。中国、韓国、日本の考古学に関心を持つ学者の間のコミュニケーションを促進する1990年4月6日に始まった東アジア考古学ネットワーク（EAAN）を引き継ぐ形で1996年に設立された。1996年にホノルルで第1回東アジア考古学会を開催し2012年までは4年毎に開催され、以降は2年毎に開催され行われている。第7回東アジア考古学会（Society for East Asian Archaeology）はボストン（米国マサチューセッツ州）で平成28年6月7日から14日にかけて、会場はハーバード大学（6月8日から10日）とボストン大学（6月11日・12日）で行われた。会議参加者は約300名で、約300件の発表が行われた。東アジア考古学の分野に関心の高い層が集まる場において、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の普及啓発活動として、学会への参加を行った。

6月11日（土）午後のセッション31「東アジアおよび東南アジアの歴史考古学」（オーガナイザー：ケイ・ウエダ、エレン・エイシ、ジェフ・チャン）において「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群その考古学への貢献」というテーマで、英国セインズベリー研究所サイモン・ケイナー氏・岡寺で投稿し、ケイナー氏から報告いただいた。約30～40名程度の参加があった。また、フィルム・セッションは、6月10日（金）午前10時にハーバード・アート・ミュージアムにおいて、ビデオの上映を行った。視聴覚の設備が整った場所で、良質な音声で紹介することができた。紹介したビデオはユネスコへ推薦書とともに提出したものであった。約17分とやや長めの上映時間であったが、約30名程度の方にビデオを見ていただいた。学会における報告、フィ

ルム・セッション、パンフレットの配布等を通じて多くの方々から、様々な意見や感想を賜ったので、主なものを下記にまとめておく。

第一声としては非常に興味深い資産だという、感想を多くいただいたが、それ以外の主な意見は「女人禁制」に関わるものと「沖ノ島の保存管理」に関わるものがほとんどであった。

女人禁制については、サイモン・ケイナー氏も報告の中で以下のように述べている。

「なぜ女性は沖ノ島に行けないのか？という質問に対する明快で確実な回答を用意する必要がある。女性の権利を掲げるヒラリー・クリントンがアメリカ初の女性大統領を目指し、男女差別問題への意識が更に高まっている。女人禁制のギリシャの世界遺産は評判が悪い。英主要紙テレグラフをはじめ、既に「日本が女人禁制の島を世界遺産に推薦」と批判記事がウェブ版に掲載されている。」

会場でいただいた女人禁制に関わる意見としては、以下のものがある。

- ・女性がいけないことについては、現代の世の中から抵抗は必ずあるだろう（女性・イギリス）
- ・女性が調査にいけないのは不満ではないか？（女性・オランダ）
- ・女人禁制は問題（女性・カナダ）

この問題については、通常以下のように説明し、理解を求めている。

「沖ノ島は通常は神職以外誰も行くべきところではない禁忌というきまりがある。これは地域の信仰の継承の中で根付いた慣習であり、人々が禁忌をどうしていか意思決定を行っていく。沖ノ島は島そのものがまだ信仰の対象である。これは、信仰に関する遺産であり、それを守る人々の意向が重要だと考えている。」

また、沖ノ島の保存管理に関する意見としては以下

沖ノ島研究 第三号

平成29年3月発行

発 行「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

(事務局：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産登録推進室)

Okinoshima Research Monograph

3

Contents

	Page
OHTAKA Hirokazu	
The Names of Townships (Go) and Stations in the Ancient Munakata Region (3)	1
OKA Takashi	
Small plates of the Middle Ages made in Haji pottery	13
KAWAKUBO Natsuko	
The introduction of the document which was donated by Dr. KAWAZOE Shoji	18
NOGI Yuudai	
The family of the Munakata Daiguji and the Sothern Court era name	35
NOGI Yuudai	
The summary of investigation in the fiscal year 2016 into materials possessed in Munakata Taisha	48
MATSUMOTO Shoichiro	62
The characteristic of shrine architecture of Munakata Taisha Okitsu-miya	
OKADERA Miki	123/03
Global perspectives on religious heritage: Okinoshima and the formation of syncretic beliefs in world context, session at WAC8	
	125/01
OKADERA Miki NAKAYA Ryuzo	
Sacred island of OKINOSHIMA and Associated sites in the Munakata Region, presentation at SEAA7	

2017

World Heritage Promotion Committee of
"Okinoshima Island and Related Sites in the Munakata Region"